

# 憲法と「法と道徳」論——ドゥオーキンの研究

——法解釈の方法と憲法の構造 Ⅲ——

渡辺修(下)

修

渡辺

はじめに——現代憲法学の諸相

〔問題の所在〕

〔「文理」基準論批判〕

〔〔「制憲者意思 (Framers' Intention)」〕 concept  $\wedge$  conception

(1) 「意思」基準論批判

(2) 「意思」の諸要素

(3) 抽象的意味と具体的意味

(4) 「支配的意味」論

四 「意思」基準論と「解釈方法」の「意思」

(1) 「委任の意思」

(2) 「解釈方法」の「意思」(interpretive intention)」

五 プロヤベと民主主義

憲法と「法と道徳」論——ムーア・オーキンの研究(上) 渡辺

- (1) イリイー理論検討の課題
  - (2) イリイーと言論の自由(一)——「人民全体の政治権力」論
  - (3) イリイーと言論の自由(二)——人民内部の権力の平等化論
  - (4) プロセスと平等
  - (5) 「フォーラム」としての司法審査
  - (6) 「連鎖としての法」——裁判官の役割と法解釈
  - (7) 自然法主義と懷疑主義
  - (8) 自然法主義と民主主義
  - (9) 道徳の個人相対主義
  - (10) conventionalism と民主主義
  - (11) 裁判官への不信
  - (12) 「政治秩序」論、関数としての「平等」原理
  - (13) instrumentalism
  - (14) 「政治秩序」論
  - (15) 「政治秩序」論、関数としての「平等」原理(一)——実証主義、プロセス法学との対比
  - (16) 「政治秩序」論、関数としての「平等」原理(二)
  - (17) 「政治秩序」論、関数としての「平等」原理(三)
  - (18) 「政治秩序」論、関数としての「平等」原理(四)
  - (19) 「政治秩序」論、関数としての「平等」原理(五)
  - (20) まとめ (以上、一七巻一号)
- (1) 憲法と「法と道徳」論——研究の視座を求めて
- (1) 自然法と憲定法——ダントレーブに寄せて
- (1) 問題の所在
- (2) 技術論的自然法論

- (3) 存在論的自然法論
- (4) 義務論的自然法論——法＝事實・價值論
- (2) 憲法と「法と道徳」論
- ① トマス・アクィナスと「法と道徳」
- ② 「自然法」について
- ③ 「神の法」と「人の法」との関係について
- ④ 「自然法」と「人の法」との関係について
- ⑤ まとめ——主觀と客觀の狹間
- ⑥ 憲法と「法と道徳」論
- (3) アメリカ自然法理論と「法形式主義」——パウンドに寄せて
- ① 問題の所在——「契約の自由」
- ② 一七世紀の自然法
- ③ 一八世紀の自然法
- ④ 一九世紀の自然法
- ⑤ まとめ——新たなる「機械的法学」
- (4) 法規範の構造と道徳——パウンド理論の概観
- ① 「社会学的法学」の意義——法現実主義との関係
- 憲法と「法と道徳」論——ドゥオーキンの研究(下)  
渡辺

- ②法の「理想」と「法的公理」
- ③「社会工学」と裁判官信頼論
- ④法規範の構造と道徳
- ①「法と道徳」一致論と「社会的利益」論
  - ②法規範と道徳の接点——不作為の法的責任
  - ⑤総括——現代的「法的公理」と「道義性」を求めて  
おわりに——研究の出発（以上、本号）

## (二) 憲法と「法と道徳」論——研究の視座を求めて

### (1) 自然法と実定法——ダントレーブに寄せて

#### ① 問題の所在

一 我々は、ドゥオーキン理論の検討により、憲法解釈において、道徳的原理を基準としうる余地のあることを学んだ。そこで、「道徳」をどのような次元で理解するのか、及び、所謂「法と道徳」の関わりをどうみるのかをもう少し探求しておきたいと考える。それはまた、ドゥオーキン理論の意義について今一步広いペースペクティブに立つて、反省することもある。かかる問題への入門は、ダントレーブが行つてくれている<sup>(1)</sup>。ダントレーブの問題意識は、自然法による実定法の正当化を試みること、法が「強制・慣習」ではなく、「義務」により正当化される

ルアシナシヤルハシタガス。その歴、自然法理論はオーネーの指揮、イギリス is が ought の議論と、うのまにか混同されて、この指摘に答へる。別圖アヌビ、自然法と実定法の宿題を解明する、乃至、「事実→規範」転換の構造を示す。アヌビーハドバ、ルボウ the bridge between fact and value, between what is and what ought to be の構築も表わして、<sup>(1)</sup> ベーバ、サク、自然法の認識方法<sup>(2)</sup> と技術<sup>(3)</sup>、technology との自然法、セント deontology との自然法との区別<sup>(4)</sup>。アヌビの分類をガイダンスしたが、今しへ未だ。アヌビ d'Entreves, The Case for Natural Law Re-Examined, I NATURAL LAW FORUM 5, 29 ff, (1956). エル、d'Entreves ジョル。

(a) ルハムの批評<sup>(5)</sup> D. HUME, A TREATISE OF HUMAN NATURE, bk. III, pt I, §1, at 455-470 (ed., by L.A. SELBY-BIGGE / P. H. NIDITCH, 2d. ed., Oxford) が参考した。

(c) 同種の自然法の批判は、例えば、ホールマス、ホールマスの行い<sup>(6)</sup>。彼は、「自然法の ought は認める問題」が残り、てこゝである。しかし、「経験」上生きてくるために「食べ飲み、社会生活をやる「必然性」が「絶対的」であるべきである。また、共同生活を送るために一定の条件を守るのも必要ではある。しかし、「他人と共有する」一起の方法や共存するへの義務」はだら、べから。<sup>(7)</sup> 「我々が欲するものを欲するからといっての如き基盤」はだらのやゑど、アヌビー。See, O. W. HOLMES, Natural Law, in COLLECTED LEGAL PAPERS, at 312-313, 314 (1920). Cf., J. L. MACKIE, ETHICS, at 64-77 (1977).

(d) d'Entreves, at 29-30.  
(e) d'Entreves, at 29-30.

(6) Ibid.

## ② 技術論的自然法論

I ダントンーブは、ローマ法では、法を the art of the good and the equitable と定義し、自然法は bonum aequum を発見するための「道具」であり、「解釈の手段」であると理解されていたとする。これが、technologyとしての自然法論とし (natural law as a "technology")、近年では、フラー自身に入るとする。<sup>(1)</sup> その点を理解するため、フラーの論文をみてみよう。

フラーは、船が難破して全く他の世界から隔離されて生活する集団に紛争が生じ一人が調停のため裁判官の役割を負った場合、何が法となるのかという形で問題を設定している。<sup>(2)</sup> フラーは、「本件の場合、我々の裁判官は、集団生活の成功に必要な条件の中に見い出される外在的基準があると信じ、また信じるのが正当化される、というのが簡単な事実である。この外在的基準が、判断の正しさを測定する一定の基準を提供するのである」とする。

これと対比させつつ、実際の裁判官の役割についても、「同法プロセスの基本問題は、集団活動により人が獲得を求めている目的を最も促進する原理の発見と適用である」として、その際、裁判所は、主として二つの法源をもつとしている。先例と “received conceptions of morality” である。<sup>(4)</sup>

「裁判所が、認知されたら様々な『法源』——先例、商慣習、学説、received conceptions of morality——から選択をしていると思われるかも、現に選択を決定するものは単純である。どのホールがベストかである。どの

ルールが人間の社会的存在の事実をより深く尊重し、また、共通の効果的な満足のえられる生活をより促進するのかである。<sup>(5)</sup>

ルの選択は、結局、「理性と法(fiat)」との矛盾<sup>(6)</sup>乃至緊張を伴う。そして、自然法理論は、全ての法を理性の表明とし、法実証主義は法を理性から切り離さうとする。これに対し、フラーは、「我々は、lawが理性とflat<sup>(7)</sup>発見された秩序と課された秩序とで構成されており、lawのいわゆる側面のいずれを消去する試みも、lawの本質を破壊し虚構化するものであると考えられるを考えな」とする。

つまり、人間の集団生活の「目的」を前提とし、それを最大限に実現する手段として自然法（「理性」）乃至「発見された秩序」と実定法<sup>(8)</sup>を平等に位置づけている。また、ルリでいう集団生活の「目的」は、右にみたよほど、自然法のみからの抽出されるものではなく、自然法・実定法の両者の「複合」がもたらすものであると理解している。

従って、「集団生活の成功の条件により、我々が集団に適用すべきルールが決定されるとするならば、既に適用されているルール自体によつても、部分的には、何がこうした成功の条件なのが決められていると言える。人間の本質は、部分的に、人間が自己を既に形成してしまったのによつても構成されている。従つて、自然法は、一定の範囲内では、我々が既存の実定法を尊敬しなければならないと求めているのである」。<sup>(9)</sup>

(1) d'Entreve, at 30-31.

(2) Fuller, Reason and Fiat in Case Law, 59 HARV. L. REV. 376, 377 (1946).

(3) Id., at 379.

- (4) Id., at 380.
- (5) Id., at 381.
- (6) Id., at 376-377.
- (7) Id., at 382.
- (8) Id., at 380.
- (9) Ibid.

II ハーネーの自然法・実定法は、あくまでも「目的」に対する「手段」であって、やがて価値的優劣はないのである。ダハーネーハは、かかるフラーの自然法論では、「所与の社会における特定の目的に照らして、よりもよろしく機能する法律」として『社会秩序の自然法』を発見する」と、ハサハスヒト。

しかし、ダハーネーハは、かかる技術論的自然法論の上、「よりよろしく機能する」法は、「最適」の法ではないと批判する。カハーハの二つ、"technical" imperative と "categorical" imperative の間で、他の由詮を表現するのに必要なやなやれる命令と、それが自体の実現が必要であらうなどやれる命令との区別を応用し、技術論的自然法論は、「由詮による手段」によって自然法・実定法を理解すべきであるとして、"technical" imperative として法を把握しておる。しかし、「由詮のための手段を決定する」以上、由詮自体の『客觀的必要性』を確定するハルハは全く別個のハルハである。換言する、a technical (hypothetical) imperative は categorical imperative に転換されぬとの保障はない」ハナハスヒト。<sup>(2)</sup> もめん、法を「義務」も構成する上、助けにはならぬ。

のである。確かに、技術論的自然法論は、法は現在の『社会的必要』に一致しなければならないという現代的定言を生む背景となり、今でも有用な側面はある。しかし、実は、いっした説明だけでは、「事実の宣言」が、oughtの装いを施されて法であると説明されてくるのにじぶんある、とする。とする。「唯一の正しい目的」を前提にしなければ、法の「義務」性を説明しえないのであり、結局、「事実」の背後に「価値」をいつのまにか導入する方法に立っているところのが、ダントレーブの評価なのである。<sup>(3)</sup>

- (1) d'Entreves, at 32.
- (2) Ibid.
- (3) d'Entreves, at 32-33.

### ③存在論的自然法論

—ダントレーブは、次に、事実と価値の区別をむしろ否定するのではなく、ヒュームの疑問に答える可能性を探るため、所謂存在論的自然法論 (ontological conception of natural law) に立つトマス・アクィナスの理論に注意を向ける。ただし、我々も、ダントレーブ並びにクラウストのガイドンスに従いつつ、アクィナスの理論をみてみよう。

アクィナスの法の構造論は、次のよしなものである。第一に、「宇宙全体の特徴たる普遍的、合理的秩序」<sup>(2)</sup>を支配する「神の法 (Divine law)」乃ず「永遠の法 (lex aeterna)」が存在しゃべる。「宇宙の全ヨミナリティーは神の理性 (Divine Reason)」<sup>(1)</sup>も支配しゃべる。それゆえ、宇宙の支配者としての神による事物の統治の觀念憲法と「法と道德」論——ルーオーキンの研究(上) 渡辺

自体が法の性質を有する。神の理性による事物の觀念は、時に支配されない永久のものである。……それ故、この種の法は永遠の法と呼ばれなければならぬ」<sup>(3)</sup>。

第一に、「自然法」(lex naturalis moralis 乃至 natural law) が存在する。「神の法」=「永遠の法」から生じるものであるが、両者の關係はひとまず次のようになつてゐる。

「divine province に服するものは全て永遠の法により支配され評価される。永遠の法が、全ての事物に銘記されてゐる限りで、全ての事物は何等かの方法で永遠の法に加担するべし」となり、全ての事物が適切な行為と目的に対する夫々の志向を永遠の法から抽出するとは明らかである。とりわけ、理性を有する生物は、自己又は他人両者に対し provident であるべきだ。providence の享受に参加しある。そして、その限度でより洗練された方法で divine providence に服する。それ故、これは永遠の理性の共有である。この永遠の理性により、適切な行為と目的との然るべき志向がめたわれる。理性を有する生物に対する永遠の法の参加を自然法という。……自然の理性の光により、我々は、何が good で何が evil が見分けることができるのである。このところでは、自然法の機能である。」の光とは、divine light が我々に照射したものそのものである。つまり、自然法とは理性ある生物の永遠の法への参加以外のものではない<sup>(4)</sup>。

つまり、クラウストによると、「永遠の法」が客觀であるのに対し、「自然法」とは、「理性的人間による永遠の法への意識的參加を本質とする」のであり、前者の主觀的反映、人格化された宣言とわれてゐる。

第三に、「人の法」乃至実定法である(human positive laws)。アクィナスは、「自然法の前提から……人間

の理性は、一定の事項に關するより特定した決定へと進む必要がある。しかし特定化された決定は、人間の理性による形成されたのであるから人の法と呼べ」と定義している。<sup>(6)</sup> 神の法、自然法以外に「人の法」が必要なのは、「人は、徳目への自然的愛好心を有するが、徳の完成には一定の訓練による獲得が行なわれなければならぬ」<sup>(7)</sup> が、人間は理性を用いて欲望や邪惡な感情を実現する手段を手にしえる。そこに動物との差がある。つまり、「人は、徳において完全であるないが、やうじも崇高な動物であるが、法と正義から分離されると等といなる」<sup>(8)</sup>。ハレド、刑罰の恐怖による強制が必要にならざるである。

最後に、三者の関係について、「人の法」は、「自然法」と「永遠の法」から「権威性」をえていないければ、Unjust であるのである。<sup>(9)</sup> これは、後述する(2)参照。

(一) Chroust, The Philosophy of Law of St. Thomas Aquinas: His Fundamental Ideas and Some of His Historical Precursors, 19 AMER. J. OF JURIS. 1 (1974). 以下 Chroust と略す。

(二) Chroust, at 3.

(三) 「トマス・アクィナス: 法論 (Summa Theologica, Questions 90-97) (ed., by S. PARRY, GATEWAY), Q. 91, First Art. at 12-13 によれば、本篇は、題名の如く Summa Theologica の最初の論述の部分で全文を述べたためのであつて、アキニナスの自然法理論の一応の理解を述べたものと便利である。以下 AQUINAS と略す。

(四) AQUINAS, Q. 91, Second Art., at 15-16.

(五) Chroust, at 3-4.

(6) AQUINAS, Q 91, Third Art., at 18.

(7) AQUINAS, Q 95, First Art., at 74-76.

(8) AQUINAS, Q 95, First Art., at 74.

(9) Chroust, at 4.

】 クラウストも、右のアクィナスの自然法を「存在論的基礎付け」のあるものと把えていた。つまり、神の「秩序」に存在の根拠を置いていると理解しているのである。「聖トーマスの永遠の法の概念は、ルール、規矩と呼ぶことが適切な全てであり、客観的、絶対的先驗的なものである。神の神聖なる知性と意思とが全ての事物、全ての人についての究極的なルールと究極的な尺度なのである。全ての事物と人は、神の神聖なる知性と意思に従う範囲で真理と善とを所有する」と指摘している。<sup>(1)</sup>

ダントレーブは、かかる存在論的自然法論に対しても、次のような批判をしている。第一に、「我々の分裂した世界」では、トーマスの「世界の神聖なる秩序の前提」をることはできないとする。つまり、永遠の法、自然法、人の法は全て究極的には神の存在に基づき分けられているが、近代社会は、キリスト教的な「神」を必ずしも必要としていないのである。近代の世界は、「非キリスト教化」された時代であり、「神」という「形而上の前提」をうけ入れなければ自然法を認めえないという考え方には限界に至る。<sup>(2)</sup>第二に、トーマスの「神」の支配する宇宙論は、「有機的コミュニティー」の理念を導く縦口となるが、かかるコミュニティー觀は、「個人の自由の抑圧の口実」に使われ易い。<sup>(3)</sup>第三に、後述の如く(2)(1)(9)、トーマスは、自然法は、「自明」のものであるとして、これを

「賢者」<sup>(4)</sup> にのみ「自明」と理解してゐるが、<sup>(4)</sup> のみなら、「善の本質についての明瞭な洞察力」<sup>(5)</sup> が、<sup>(4)</sup> 「一群の人」の存在を理論の前提に立てるにあらず、不信の念を向けなければならぬとする。<sup>(5)</sup> 第四として、トーマスによる存在論的自然法論は「『秩序』と法との客観的觀念を強調する」<sup>(6)</sup> が、claim 又は right という主觀的觀念の重要性を無視又は矮小化する傾向にある<sup>(6)</sup> 点を指摘している。

- (一) Chroust, at 25.
- (二) d'Entreves, at 36-37.
- (三) d'Entreves, at 39.
- (四) Aquinas, Q 94, Second Art., at 59.
- (五) d'Entreves, at 39.
- (六) Ibid.

#### ④ 義務論的自然法論——法=事實・價值論

一 われど、ダントンは自らの拠り立つ義務論 (deontology) への自然法論を説いてゐる。その場合、彼は、「我々は、少くとも、一定のものにして同意」<sup>(1)</sup>、拘束力を認めないとはやしないのであらうが。全ての問題が、<sup>(1)</sup> ある。この極めて明白で単純な問題にある<sup>(1)</sup> ある課題を念頭にして、議論をはじめるのである。ダントンは、イタリア人学者 Giambattista Vico の Scienza Nuova における理論を要約して、「全ての法の中に我々は、彼が certum (權威の要素) へ至るのみ verum (『理性』による発見される『眞理』の要素) 憲法と「法と道德」論——ルーオークの研究(+) 渡辺

と呼ぶのとを発見である。certum ～ verum つまり、権威と理性とは、法の二つの側面であり、同一物の二つの次元、全ての法を考察しなる二つの異なるアングルである」とする。<sup>(2)</sup> 「理性の光に照らして照射する」、verum の要素、法に含まれてゐる『真理』がうかびあがつてこない法はない」のである。ダントレーブは、じつした認識が is ～ ought との架橋の新しいアプローチを示唆すると言ふ。

「全ての法が、certum ～ verum との複合である限りで、全ての法は、それ自体が chasm にかかる橋——少くとも架橋の試みである。全ての法が、特定の權威的宣言である限りでは、事実的命題である」とは明らかである。しかし、法は、同時に、——特定の目的を目標にしていいる限りで、そして、全く意味もなく課されるものではない限りで——『価値』についての宣言である。<sup>(4)</sup>

この点の例を、一一の摘示している。ひとつは、コモン・ローでは人は自己の遺産を全く自由に処分できるが、ナポレオン法典系では子のために一定の法定相続が認められていることである。「」のよな例は、法が一定の『価値』を体現していることを示すと示唆するのは行きすぎであろうか<sup>(5)</sup>。次の例として、交通取締規則に言及している。ここでも、「交通取締規則が保護する『価値』が存在しえることは明白である。それは、我々自身の個人的完全の価値である」としている。<sup>(6)</sup>

要するに、「全ての個々の法は、特定の価値の『規範的な変形』以外のものではないのであり、「法の合法性の究極的根拠、certum と区別された verum、ケルゼンのGrundnorm は……『事実』ではなく、『価値』である」。

(1) d'Entreves, at 40.

(2) d'Entreves, at 41.

(3) Ibid.

(4) d'Entreves, at 42.

(5) Ibid.

(6) Ibid.

(7) d'Entreves, at 43.

11 我々は、右のよろだダメーブの考え方を、やしあたり、法=事実・価値論と名付けておる。されば、この理論に立てば、ダメーブは、直ちに、「法の義務性」の根拠は、法の外にあるのではない、「法自身の内側」にあるとする。されば、「verum et certum」の相互関連という全ての法に作用してくる理想的原理の中に見い出されなければならない」として、「(1) 全ての法的命題の根底に存在する「価値」が、「義務の根拠」であるとする。」など、「『義務論』としての自然法の観念」の「正当性」があるとしている。

しかし、我々は、「価値」とは法に内在するものとしてしか存在していないとは考えていない。むしろ、実定法の義務性乃至規範的拘束力の正当性とは、法の体現している「価値」が just か unjust かなのである。つまり、法外の価値を判断基準にして、法の道徳的批判の可能性の有無を検討するのが、自然法論の課題ではないのか。法=事実・価値論の意味するのは、要するに、実定法に一定の「価値」ある限り、これを道徳的に just とする。

うのにいじめるものではないだらうか。

- (一) d'Entrèves, at 43.  
(二) d'Entrèves, at 44.

三 ところで、ダントン自身、法の義務性の根拠たる自然法の性質について、矛盾する二つの説明をしている。」<sup>1)</sup>とも注意しておきたい。即ち、一方では、

「私としては、自然法の問題とは、本質的に、法的命題とその底流にある価値の間の交差の問題である。つまり、義務の要素の確認である。これにより我々は、法の『確實性』の故だけではなく……法が含む『真理』、確信を伴う真理の故に、法に従つていると感じるのである。もちろん、困難なのは、かかる『価値』が法それ自身の中にあら『客観的性質』であつて、普遍性のない、過去への主観的、情緒的反応ではないと、我々自身を説得できるのかである」<sup>2)</sup>。

右のように述べて、実定法自体に内在する（又はすべき?）「客観的性質」に注目するのである。しかし、他方では、次のようにいう。

「全ての人間社会には、又は、『人間の性質』自体の中に、承認・不承認、同意・不同意を決定する一定の究極的な基準乃至価値が存在している。法が、『just』か『unjust』か、換言すると……我々が良心に照らして法に従うべきか否かについての我々の判断を決定するのも、この価値である」<sup>2)</sup>。

つまり、実在としての人間社会と人間の性状とに内在する価値を自然法と理解している。

(一) d' Entreves, at 44.  
(二) d' Entreves, at 45.

四 次に、ダントレーブは、義務論的自然法論に対してもうる批判への反論を用意している。

第一に、存在論的自然法論を否定した以上、義務論にいう「価値」も証明できないのではないかという疑問に対して、「問題となるのは、同意である」とする。価値についての同意は、社会学、人類学、比較法によりかなり広い範囲にわたり存在することが解説されているとする。<sup>(1)</sup>

しかし、我々は、この議論は、同意の事実が存在するから、その事実は「義務」であるという論理でしかないと考える。また、ダントレーブは、「もし『究極的価値』が信じられているならば、これらが合理的に論証されいることを否定する必要はなくなる」とも指摘している。<sup>(2)</sup>しかし、究極的価値の存在に関する主観的確信が、何故、価値の拘束性を根拠づけられるのであるか。

第二に、「歴史的相対主義」からの批判を予想している。価値判断は歴史的に条件付けられているから絶対性はないという考え方である。が、ダントレーブは、「一定の場所、一定の時代に否定されたことのないような正義の原理は現在存在していないことを証明しても、その原理がかつて否定されていたことが正当化される」と、又は、合理的であったことを証明したことにはならない」と反論している。<sup>(3)</sup>

しかし、我々は、歴史研究による事実の確認を前提とする歴史的相対主義の方法を否定するならば、第一で述べた価値の「同意」を事実として確認する方法の正当性を疑わなければならなくなるのではないか、と考える。社会憲法と「法と道德」論——ムーアークンの研究(下) 渡辺

学、人類学、比較法学で確認した「同意」ある「価値」が真に普遍的絶対的なものとして確定しえるのか否か、疑問があるからである。

第三に、右の点と関連して、価値の絶対性を認めるのは、fanaticism や pharisaism に陥るとの批判、また、自然法原理の装いのもとに、特定の政治哲学を主張することになるとの批判があるとする。これに対しても、ダン・トレーブは、「現代世界の我々、自由と民主主義の社会の構成員」たる以上、つまり、「我々の側における謙虚さと sincerity の宣言」「他の人々の有する信念の尊敬」により克服できると答えている。<sup>(4)</sup> 「なつかしき母なる良心は、まだ良き仕事をしている。人は、追いつめられ、基本的決定をしなければならない」と、right と wrong の明確な知識を欠いてはいないのである。<sup>(5)</sup> つまり、普遍的なる価値を発見しかつこれを行動基準とするのは、「良心」であるとする。人間への信頼論である。

だが、我々は、この考え方には、第一に、トマス・アクィナスと同じく、「良心」のある者のみ（乃至「賢者」のみ）、「価値」を発見できるという理論であると考える。第二に、結局、普遍的、客観的実在（それが、法に内在する価値であれ、人間社会と人間に内在する価値であれ）としての「価値」は、「良心」という主観的世界に入らなければ、確認しえないことになる。そして、「良心」の客觀性、普遍性の保障は、心にもない。むしろ、これは、「価値」の個人相対主義に至り易いともみれる。

結局、ダン・トレーブの義務論的自然法論も、右のような弱点を含んでいるというのが、我々の評価である。<sup>(6)(7)</sup>

(1) d' Entrèves, at 47.

(n) Ibid.

(o) Ibid.

(p) d'Entrèves, at 47-48.

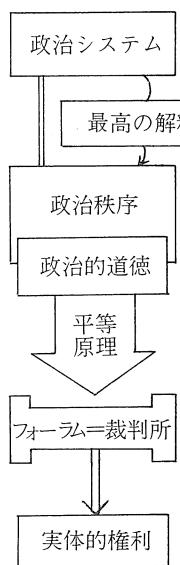
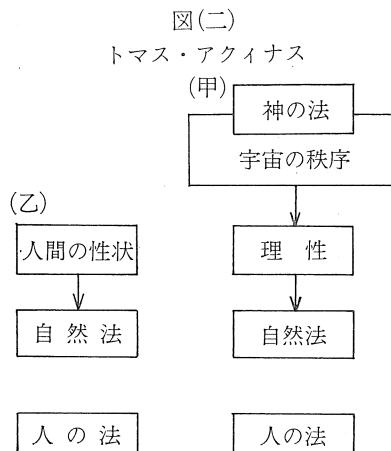
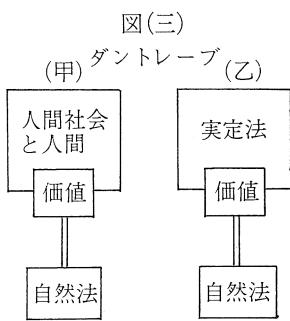
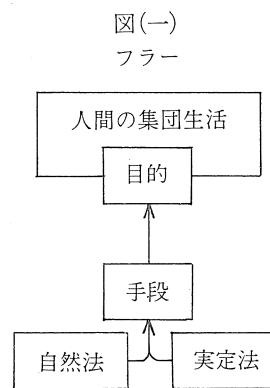
(q) d'Entrèves, at 51.

(r) たゞ、レーベ・トクイナスの存在論的自然法論は、「自然権」を重視しないとする一方で、批判した。See, d'Entrèves, at 39. しかし、レーベスの自然法は、「幸福乃至至福」又は「共通善」を目的とするものであつて、かゝる人間の「理性」の認識した「永遠の法」であるが、一方で、「主觀」的存在である個に着目するのではなく、人間主体の自然権理念を容易に抽出しえるのである。Cf., Midgley, Natural Law and Fundamental Rights, 21 AMER. J. OF JURIS. 144 (1976).

現ど、ルーシーは、法理実主義が法に普遍的原理のあることを認めたが、"Is" Jurisprudence やめで、總則、"might makes right" を肯定するのであって、反民主主義的で、ヒュートン・レイシ等の全体主義の法学に至ると批判する一方、神の存在を前提とするスコット派自然法論では、神の権威による権利・義務の不可侵性を根拠いために神の主張したことになるが、我々は想起しなければならない。See, Lucey, Natural Law and American Legal Realism: Their Respective Contributions to a Theory of Law in a Democratic Society, 30 GEORGETOWN L. J. 493, 505-526 (1942).

(s) ルーブ派自然法論及び「田的論的自然法論」をうなづかせ、THE CONCEPT OF LAW, at 152, 180-189.

田参考までに、自然法論の各態様とルーブ派の理論との比較对照し、図解してある。ヒューの技術論的自然法論は、人間の集団生活に存する田的に對する手段として、自然法と実定法を位置づけようとする構造は比較的憲法と「法の道徳」論——ルーブ派の研究(+) 渡辺



簡単である。いざれも、形而下的実在の客観面で理解されている（図①）。トマス・アクィナスの自然法論は、図(1)(甲)のように、形而上的な神の法と宇宙の存在から理解される側面と、同(2)のように形而下的実在としての人間の性状によって理解される側面とがあつた。両者をどう調和的に理解できるのかについては、我々は現時点では保留しておきたい。また、右の差は、自然法が主観的か客観的かという差にも反映している。次に、ダントレーブの自然法論にもいくつかの契機があつた。法に内在する価値か（図(3)(2)）、人間に内在する価値か（図(3)(甲)）、更に、事実として発見される客観的なものなのか、良心の世界における主観的なものか、である。

最後に、ドゥオーキンの自然法主義を以上と対比すると、「政治秩序」が現実世界としての「政治システム」自体をいうのか、「最善の解釈」後に確認される裁判官の主観的価値秩序をいうのか定かではない。また、「政治的道徳」は、この結果、客観的実在としての価値なのか、主観的な「政治秩序」内の客観的価値なのか、定かではなくなる。この点どう理解すべきか、なお検討の余地がある（図④参照）。

## (2) 憲法と「法と道徳」論

ダントレーブは、自己の義務論的自然法論を解釈方法として具体化したものとして、教皇ピオ一二世の教書から裁判官の責任に関する次の言葉を引用している。

「(1) いかなる裁判についてであれ、裁判官は、法律又は立法者に裁判の責めを帰せて、自己の判断の責任を免がれることはできない」というのが、原理たらねばならない。もちろん、法律と立法者は、法律の効果について主たる

責任を負う。しかし、裁判官は、個々の事件に法を適用することにより、競合的な原因を与えている。それ故、裁判の効果について責任を共有するのである。

(2) 裁判官は、自己の裁判により、何人に対しても、本質的に反道徳的な行為を義務づけることはできない——されば、神と教会の法に反する。

(3) 裁判官は、いかなる方法であれ、unjust law を明示的に認知・承認することはできないし、かかる承認を含む刑罰を宣言することもできない。

(4) にも拘わらず、unjust law の適用がいずれも全てかかる認知・承認を意味するものではない。裁判官が、unjust law をそのままあてはめることができる時がある——場合により、そうしなければならない。それがより大きな不正を回避するのに唯一の方法である<sup>(1)</sup>。

ダントレーブは、神と教会の法を前提とする点を除き、これらを原則的に承認している。<sup>(2)</sup>

ただ、我々は、二点ほど疑問を抱いている。第一に、実定法に内在する「価値」を自然法と理解しつゝ、その実定法に対してさらに just が unjust かという評価を加えることはできない。右の解釈原理が有効たりえるには、自然法的価値は実定法と分離されなければならないのではないか。第二に、ドゥオーキンは、自然法主義モデルは法解釈における「ハード・ケース」に限定するかの如き説明をしていたが(②一六五頁)、ダントレーブは、明らかに、実定法に対する自然法優位を肯定している。つまり、実定法の言語の意味が確定していても、それ自体が unjust であれば、裁判官はこれに拘束されなくなるのである。

では、従来、「法と道德」の距離間（一致か分離か、分離後の関係は何か、一致か）は、どのように考えられてきたのであらうか。また、それを反映して、憲法学では「法と道德」論は、なんらかの形で取り扱われて来たのであらうか。それが吟味するのが、我々の次の課題である。<sup>(3)</sup>

- (一) d'Entreves, at 51-52.
- (二) d'Entreves, at 52.
- (三) 「法と道德」の一致又は分離論の分析視角は、R. S. SUMMERS, INSTRUMENTALISM AND AMERICAN LEGAL THEORY, at 176-181 (1982) ふたてだ。

### ① ルーベ・トクイナスと「法と道德」

ルーベ・トクイナスの自然法論では、「法と道德との必然的関連」(the 'necessary' connexion between law and morality)が論述されるのである点に特徴を現し得る。<sup>(1)</sup> しかし、この意味は、必ずしも法と道德との間の、我々が一度、ルーベ・トクイナスの理論を、かかる角度からの探りてみた。

(一) THE CONCEPT OF LAW, at 152. ルーベ・トクイナスの点を法実証主義との差とみてくるよのどあるが、後述のとおり、ルーベ・トクイナスの「法と道德」の「一致がなり広範囲に認めていい」とは言れてはならぬ。(3)参照。See, THE CONCEPT OF LAW, at 253.

### ② 「神の法」と「人の法」の関係について

アクィナスは「神の法」と「人の法」との関係については、「人は、永遠の幸福の目的に向かって運命づけ憲法と「法と道德」論——シーオーキンの研究(一) 渡辺

られてゐる。しかし、これは人の自然的能力をいえる。それ故、自然法、人の法に加えて、人は神の与える法により、この目的へと方向づけられなければならない」としている。つまり、「人間の判断の不確実性」のため、「異なる人が人間行為に異なる判断をする。それ故、異なる相反する法が結果する。そこで、人が疑いをもつことなく、何を行うべきで何を回避すべきか知るには、神により与えられる法によつて適切な行為へと方向付けられることが必要であったのである。神の与える法は、誤りを犯さないことは確かである<sup>(1)</sup>」。従つて、「人の法」が「神の法」に反するときには、そうした法は unjust となる。即ち、

「人の法は、right reason を享する限度で、法の性質を有する。」この点では、人の法が永遠の法から抽出されぬものであることは明らかである。しかし、人の法が理性から逸脱する限りで、unjust law へ呼ばれる。」とのとも、人の法は、法としてではなく暴力の性質をおびる<sup>(2)</sup>。

従つて、「人の法は、人の良心を拘束するか」という問い合わせに対しては、「人の創造する法は just か unjust かである。もしく是 just であるない、かかる法の由来する永遠の法から良心を拘束する権能をふる」が、unjust である場合、「我々は人ではなく神に従うべきである」として<sup>(4)</sup>いる。

- (1) AQUINAS, Q. 91, Fourth Art. at 20-22.
- (2) AQUINAS, Q. 93, Third Art. at 44.
- (3) AQUINAS, Q. 96, Fourth Art. at 96.
- (4) AQUINAS, Q. 95, Fourth Art. at 97.

(2) 「自然法」について

先述のとくに、アクィナスは、自然法とは、理性的生物の「永遠の法」への参加の定義してこだ——the natural law is nothing else than the rational creature's participation of the eternal law——。やがてかかる「自然法」の実質は何なのか、もう少しみてみよう。

アクィナスは、「自然法」とは「自明の原理」であると理解してゐる。「自然法の規範」 practical reason の関係が、the first principles of demonstration ～ speculative reason ～の関係に等しい。両者とも自明の原理だからである<sup>(1)</sup>。やがて、「自明」の意味を次のとくに説明してゐる。即ち、

「命題の predicate が主体の觀念に含まれてゐる場合には、命題はそれ自身において自明と言える。が、主体の定義を知らない者に対しては、かかる命題は自明ではない。例えば、『人は理性的存在である』という命題は、その性質上自明である。人と述べている者が、理性的存在について述べてゐるからである。しかし、人とは何が知らない者にとっては、この命題は、自明ではない。……」一定の公理や命題は普遍的に全員にとって自明である。また、自明な命題の用語は、全員が知っている。例えば、『全て全体はその各部分より大きい』『他の物と等しく同一である物のあるとき、両者は互いに等しい』。しかし、ある命題は、賢者、つまり、命題の用語の意味を理解する者にのみ自明である<sup>(2)</sup>。

いのうだ、アクィナスは（必ずしも明示的ではないが）、自然法を「賢者」にのみ「自明の原理」～理解していふように伺われる。では、次に、かかる自然法の実体は何であるか。

(一) AQUINAS, Q. 94, Second Art. at 58.  
(二) AQUINAS, Q. 94, Second Art. at 58-59.

II アク・ナスは、人間が知覚する最初のものは “being (存在)” であり、 practical reason の知覚に属する最初のものは “good (善)” であるとする。『 practical reason における第一の原理は、善の本質に基づいたものである。つまり、『善は行なわれるべきであり、促進されるべきである。不正は回避されるべきである』。自然法の他の規範は全てこれに基盤づかれてくる。従つて practical reason が自然的に人の善（又は、不正）として知覚するものは、全て自然法の規範に属し、実行されねばならないの又は回避されねばならないとのれる』<sup>(1)</sup>。

II の基本原理から、次の三つの派生原理がでてくる。即ち、

「善は、目的たる性質を有し、不正はその逆の性質を有する。それ故、人が自然的性向を向ける事物全てが、理性により、善であるとして当然に知覚され、その結果、追求の対象となり、これと逆のものは不正と扱われ、回避の対象となる。それ故、自然法の規範の秩序は、自然的性向の秩序によつてくる。また、第一に、人間の中に自然に従つて、善を求める性向がある。この性向は、他の実存物が自己の性質に応じて自己自身の存在の維持を求める限りで、共有されている。そして、この性向があるが故に、人間生命を維持する手段、障礙を除去する手段が何であれ、全て自然法に属する。第一に、人間の中に、人間が他の動物とも共有する性質に従つて、より特殊的に人間に関わるものに対する性向がある。この性向の故に、こうしたものは、自然が全ての動物に教えた自然法に属するといわれている。性交、育児・教育などである。第三に、人間には、理性の本質に従つて善に向かう性向があ

る。かかる性質こそ人間に与へて本來的なものである。それ故、人間は、神の真理について知り、社会を形成して住む自然的性向を有する。そして、この点では、かかる性向に関連するものは全て自然法に属する。例えば、無知を恵む人々、人が共存しなければならない相手方を傷つけるのを回避すること、及び、上記の性向に関するその他

の事物である<sup>(2)</sup>。

- (1) AQUINAS, Q. 94. Second Art. at 59-60.  
(2) AQUINAS, Q. 94, Second Art. at 60-61.

II 最後に、アクィナスは、「自然法は全ての人間に同一であるか否か」という問題について、次のように答えている。されば、「理性のプロセスは、共通のものから固有のものへと移る」とし、その役割を担ふ speculative reason と practical reason の区別を行つてゐる。前者は「普遍的原理」を認識の対象とし、後者は、「人間的活動の領域」を対象としている。原理の個別的適用ともいえよう。

「一般原理の存在は必要であるが、より個別的なものへと下がつて行くにつれて、我々が瑕疵に会う回数は多くなる。<sup>3</sup> speculative reason の対象とする事項については、真理はその原理と結論の両者につき、全ての人に対しても同一である。但し、真理のもたらす結論については、全ての人が認識しているわけではない。common notions と呼ばれる原理についてのみ、全ての人が認識している。他方、人間活動の領域では、真理乃至実践的正確とは、その個別性について、全ての者に同一とはいえない。一般原理についてのみ同一といえる。また、個別的なものと關して同一の正確さがある場合も、全ての者が等しく認識しているわけではない。…… speculative reason,

practical reason よりの一般原理についても、真理と正確性は全員にとって同一であるし、全員が等しく認識してしまるには明らかである。しかし、speculative reason 固有の結論については、真理は全員に同一であるとしても、全員が等しくそれを認識してしまふのではなし。……他方、practical reason 固有の結論については、真理と正確性は全員にとって同一でないし、同一であつても全員が等しく認識してしまふのもない<sup>(1)</sup>。

(一) Aquinas, Q 94, Fourth Art., at 65-66.

② 「自然法」と「人の法」との関係について

——では、「自然法」と「人の法」との効力の関係は、どうなるのか。「just たゞらぬものは、凡そ法たりえない。それゆえ、法の効力は、法の有する正義の範囲に依拠してくる。さて、人間諸関係においては、事物は、理性のルールに従つて right であるときに just であるといわれる。理性の第一のルールは、自然の法である。……故に、全て人の法は、それが自然の法から抽出されている程度に応じて、法としての性質を有する。いざれの点であれ、自然の法から逸脱すると、おはや法ではなくなり、perversion of law となる<sup>(1)</sup>。

では、自然法に反する unjust law とは、具体的に何をさうのが。まず、法は、「共通善」の実現を「目的」とすること、「制定者」に関して、立法権限を逸脱してしまふこと、そして、最後に、「形態」の点で、「負担が、平等の比例により、かつ、共通善を目的としてい、配分もれて、ゐる」が必要であるとする<sup>(2)</sup>。逆にいえば、

「法は……第一に、人の善に反するものなどあるが、unjust だだる。……つまり、目的の点で、例えば、権力者が共通善のためではなく、自己自身の欲や虚構の勝利のために臣民に負担となる法を課す場合。あるいは、制定者の

点で、例えば、自己に与えられた権限をいれる法を制定する場合。又は、形態の点で、例えば、共通善のためではあつても、「ハリテーに不平等に負担を及ぼす」といひて、かかぬものは、暴力による行為ではなく、暴力による行為となる。<sup>(3)</sup>

- (一) AQUINAS, Q. 95, Second Art. at 78.
- (二) AQUINAS, Q. 96, Fourth Art. at 96.
- (三) AQUINAS, Q. 96, Fourth Art. at 96-97.

#### ⑪おとむ——主観と客観の狭間

——我々は、以上のアクリナスの理論から何をえられるのであるか。若干、考察をしつねたい。

第一に、アクリナスは、「人間理性は、神の理性の命令に完全に参加する」とはできない」とを指摘している。<sup>(1)</sup> ここで、「永遠の法」と、「自然法」及び「人の法」とのずれを生じる余地がでてくる。

第二に、アクリナスは、人間の理性を speculative reason と practical reason とに分け、前者は、「自然的に認識される証明不能の原理」を知る役割を負い、後者は、「実践的事項」を担当する。これらの領域でも、一般原理については、全ての人にとって同一であり、等しく認識せられているが、前者の領域では、原理に基づく「結論」は全ての人に認識されえや、後者では、原理に基づく「結論」の真理と正確性については、全員に同一といえず、全員に認識されていふものではないとされていた。<sup>(2)</sup> したがて、アクリナスによると、「法は practical reason の命令である」。<sup>(3)</sup> つまり、「永遠の法」が「理性」に反映した「自然法」の相対性と、更に、「人の

法」と「自然法」のずれ及び「人の法」の相対性が生じることになる。

第三に、以上は、人間の「理性」を媒介とする法の認識を分析したものであり、その意味で「主観的」といえる。しかし、他面で、アクィナスは、自然法の事実被拘束性を肯定していた。即ち、自然法とは、①事物の「存在」を前提とすること、②実存物としての性向に従う人間生命の維持、③動物としての性向に従う、性行為・育児等、④理性、従う性向による神の真理の探求、社会としての生活、共同生活構成員を傷つけないこと、無知の回避等を内容とするとしていたのである。それ故、「人の法」に対しては、共通善への実現と負担の平等、立法権の逸脱禁止という判断基準を用意したのである。ここでは、自然法は、客観の世界に属する。

とすると、我々の課題である「法と道徳」の距離間にについては、主観面を強調するど、law as it ought to be と law as it is との区別はできなくなる（「永遠の法」は形而上の秩序内の实在であり客観であるが、人間がこれを認識するのは、全て「理性」を通してである）。自然法とは、「主観的、先驗的道徳」となる。逆に、客観面に着目すると、实在としての自然法と「人の法」とは、分離される。そしてまた、分離されるが故に、「人の法」に対する外在的、客観的な道徳的批判が理論的に可能になるともいえる。<sup>(6)</sup> トマス・アクィナスの自然法論には、この二つの契機が内包されてゐるのである。<sup>(7)</sup>

我々は、「法と道徳」論を、右の二つの契機を視座としつゝ、分析していくこととした。

(一) AQUINAS, Q. 91, Third Art. at 17.

(a) AQUINAS, Q. 94, Fourth Art. at 65-66.

(3) AQUINAS, Q. 91, Third Art. at 17.

(4) Cowan, Legal Pragmatism and Beyond, in : P. SAYRE, ed. INTERPRETATIONS OF MODERN LEGAL PHILOSOPHIES, 130, 131 (1947).

(5) Chroust, at 27.

(6) 血然法理論は、血然法の実現法を別個の独立の存在として理解する論理である。see, Hall, Integrative Jurisprudence, in : P. SAYRE, ed., INTERPRETATIONS OF MODERN LEGAL PHILOSOPHIES, at 315 (1947).

(7) トマス・アキナスは、「自然法理論者」として、see, Davitt, St. Thomas Aquinas and the Natural Law, in : A. HARDING ed., ORIGINS OF THE NATURAL LAW TRADITION, 26 (1954); Fay, Toward a Thomistic-Anthropological View of the Evolution of Obligation, 7 NATURAL L. FORUM. 38 (1972); Grisez, The First Principle of Practical Reason: A Commentary on the Summa Theologiae, 1-2, Question 94, Article 2, 10 NATURAL L. FORUM 168 (1965); May, The Meaning and Nature of the Natural Law in Thomas Aquinas, 22 AMER. J. OF JURIS. 168 (1977); Gewirth, the Ontological Basis of Natural Law: A Critique and An Alternative, 28 AMER. J. OF JURIS. 95 (1984).

② 「法の道徳」 分離論

「法の道徳」 法実論主義など、「法と道徳との必然的関連はない」 とする命題を肯定する立場である。だが、確かに「法の道徳」の分離は、いかなる次元で求められるかが問題となる。たゞ、「法と道徳」の統一の命題の差である。

『“An unjust law is no law.”』(トマス・アキナス)

翻訳: 「法の道徳」論——「ウオーキン」の研究(上) 渡辺

## (2) "An unjust law is a law." (ハート)

では、ハートの肯定する命題乙は、いかなる意味をもつのであらうか。ハートは、「特定の法が道徳的にみると邪悪であるが、適切な形式で制定され、意味は明瞭であり、システムの validity の基準として知られているもの全てを充足しているとき……」<sup>(1)</sup> うした法も、法である。しかし、あまりに邪悪であって、適用又は遵守されるべきではない」という理解の仕方をしている。<sup>(2)</sup> つまり、「道徳的にみて邪悪なルールは、法たりえないという見解」はならないのである。むしろ、命題乙を肯定することによってこそ、かかる不正な法のもたらす理論的、道徳的問題に正しく焦点をあてることができると考えているのである。この法の定義の問題は、「言語用法の適切さに関する問題」として理解する必要がある、としている。<sup>(3)</sup> つまり、「ルールの広義又は狭義の概念」の問題と位置づけるのである。そして、概念を広狭いいずれにするか選択する場合の理由は、一定の概念が、「理論的探求を助け、又は我々の道徳的考慮を促し若しくは明確化するか、あるいは、以上の両者である」ことにあるとする。

法の広義概念を用いると、二次規範の形式的テストによって適法と認められるルールは全て法に入る(ハートの法大系については、<sup>(4)</sup> 参照)。道徳に反するものも入るのである。この結果、法の研究は、unjust law についての「理論的探求」も含むものとなりえる。逆に、道徳に反するものを法から除外し、「そうしたルールの研究を他の専攻分野に任せるとの提案からは、混乱以外の何物もでこない」とする。

「法的 validity の狹義の概念は、valid であるが道徳的には邪悪な法を入れる余地を認めていないから、これを用いて人を訓練し、教育する努力は、組織された力の脅威に直面したとき[不正に対しても抵抗する]とを窒息せしめ、

また、かかる法への遵守を要求されたときに、何が道徳的に問題なのか明確に認識する道を開くことになる可能性が高い<sup>(5)</sup>」。

更に、ハートは、次の指摘もしている。

「遵守に関する道徳的問題（私はこの不正を行うべきか）の他に、ソクラテスの直面した服従の問題もでてくる。『私は不服従について処罰に服するべきか、脱出すべきか』。更に、戦後のドイツ裁判所が直面した問題もある。『我々は、当時効力のあった不正なルールにより不正を行うことが許されていたとき、これを実行した者を処罰すべきか』。これらの問題は、道徳と正義に関する、全く異なる問題を提起する。我々は、夫々を別個独立して考察する必要がある。不正な法は、いかなる目的のためであれ、validと認めるなどを一切拒否することは、これらは解決しない」<sup>(6)</sup>。

つまり、「法の invalidity を法の immorality から区別することを認める法の概念により、我々は、上記の別々の論点の複雑性・多様性を理解することが可能になる。然るに、邪悪なルールに法的 validity を拒絶する法の狭い概念は、こうした点について我々を盲目にしてしまう」<sup>(7)</sup>。

従つて、こうした事態をさけるために、「社会統制の利用の研究は、その濫用の研究を伴うのである」とする<sup>(8)</sup>。要するに、ハートは、法の成立・不成立 (validity の存否) については、「道徳」を考慮せずに判断するが、その有効・無効（法的拘束力と法的義務の存否）については、むしろ、道徳的批判を行ふことを積極的に考えている。それを可能にする「法学」の研究対象の設定をするために、命題乙を肯定するのである。

- (一) THE CONCEPT OF LAW, at 203.
- (二) THE CONCEPT OF LAW, at 204.
- (三) THE CONCEPT OF LAW, at 204-205.
- (四) THE CONCEPT OF LAW, at 205.
- (五) Ibid.
- (六) THE CONCEPT OF LAW, at 206-207.
- (七) THE CONCEPT OF LAW, at 207.
- (八) THE CONCEPT OF LAW, at 205.

### ③ ハーメル「法と道徳」一致論

ハーメルは、法の成立・不成立の次元では「法と道徳」分離論に立つが、他方で、(1)法大系の基礎付け、(2)法の最小限度の道徳的実質、(3)法固有の道徳的性格について、「法と道徳」一致論に立つ。この点を分析しておこう。

第一に、法大系の基礎についてみてみよう。ハーメルの法大系は、オースティンの法=主権者命令説をやじめるかの始める。「法大系は、法的に無制約の主権への服従の習慣や構成されねばならぬ考へ方をして、validityと闇やる基準をもつルールの大系を提供する究極的な rule of recognition をいふ」とある。<sup>(2)</sup> ハーメルは、義務の一次規範 (primary rules of obligation) と二次規範 (secondary rules of recognition, change and adjudication) の統合として法大系を把ぐるのである。

バーートの法大系の基礎は、「原始コミニティー」モデルに置かれてゐる。即ち、「社会統制の唯一の手段が、義務のルール・という視座からみた標準的行動態様に対する集団の一般的態度である」社会をいう。バームは、かかるルールを「義務の一次規範」としている。<sup>(4)</sup>

かかる「原始コミニティー」モデルの成立には、最低限次の三つの条件が必要とされている。「ふた条件の第一は、ルールが暴力の自由な行使、盗み、欺罔に対して何等かの形での制約を含んでいなければならない。人間は、暴力、盗み、欺罔に傾きがちである。しかし、人間が相互に緊密に共存していくためには、これを一般に抑制しなければならない」。<sup>(5)</sup> つまり、ルールのノグルで、人間の共同生活に不可欠の道徳的規範をルールが含んでゐることが必要条件とされているのである。

第二に、社会内でルールを reject する者と accept する者との間に緊張関係が存在するところ、前者が少数者にとどまるとおり、第三は、「多数者は、内的視座からみたルール (the rules seen from the internal point of view) に従つてゐる」ことである。<sup>(6)</sup>

では、「義務の第一次規範」が成立する前提たる accept 論、「内的視座」論など、何を意味するのか、やう少し説いてみよう。

(一) バートの分析にあたへ、次のものも参照した。See, N. MACCORMICK, LEGAL REASONING AND LEGAL THEORY, at 274-292 (1978); J. RAZ, THE AUTHORITY OF LAW, at 146-159, 233-261 (1979); D. LYONS, ETHICS AND THE RULE OF LAW, 68-74 (1984).

(2) THE CONCEPT OF LAW, at 107.

(3) THE CONCEPT OF LAW, at 95.

(4) THE CONCEPT OF LAW, at 89.

(5) Ibid.

(6) Ibid.

(7) Ibid.

II ハートは、法大系の存在を正当化する前提として、社会的ルールのもとでの「義務」の存在の意味をまず分析している。それはまた、「義務」を不服従に対する処罰又は不正を受ける見込み・可能性乃至予測として理解するオースティン理論への批判でもある。<sup>(1)</sup> そして、ハートは、「義務」の存在要件として、四つ指摘している。<sup>(2)</sup> ①「ルールの背後にある社会的圧力の重要性乃至重大性が強調されていることは、そのルールが義務を生じるものと考えられているか否か決定する主要な要素である」。②「この重大な圧力に支えられているルールは、社会生活の維持又は社会生活中特に高く称揚されている一定の特徴の維持に必要とされているが故に、重要性があると考えられている」とが、第二の条件である。<sup>(3)</sup> 「こうしたルールが要求する行動は、他人に利益を与える一方で、義務を負担する者自身が実際に行いたいと思う行動とは、矛盾するものである」とが、一般に認識されている<sup>(4)</sup>。④最後に、「義務のルールが重大な社会的圧力に一般に支えられているという事実は、このルールのもとで義務を有するとは強制又は圧力を感じるという経験である」とを含むものではない<sup>(5)</sup>。

では、処罰・制裁の予測でもなく、社会的圧力を主観的に感取してゐるが、自己の欲する行動と相反するルールを命令するルールに従う「義務」は、何故、成立しえるのか、疑問がでてくる。ハートは、この点を「ルールの『内的』側面と『外的』側面 (the 'internal' and 'external' aspect of rules)」の区別論により、説明している。<sup>(6)</sup>

即ち、ルールの「外的側面」とは、「自己はルールを accept していない観察者」が、観察可能な行為の規則性として認識してゐるルールをいう。<sup>(7)</sup> 「内的側面」とは、「ルールを accept し、行動の指針としてこれを用いている集団の構成員」のルールの認識をいう。<sup>(8)</sup> ハートは、「外的側面」としてのルール認識は、行為の規則性、予測可能性、あるいは行動のサインとしてルールを見るものであり、オースティンの義務リ予測説と等しいものであるが、これでは、「通常、社会の多数者たる者の生活においてルールが、ルールとして機能している方法」を正しく把えていないと批判する。<sup>(9)</sup> 社会の多数者は、「ルールを accept し、その維持に任意に協力しているのであり、自己又は他人の行動をルール自体の視点でみてくる」とする。つまり、ルール違反とは、「単に敵対的反作用が伴う」という予測の根拠ではなく、反作用の敵対性の理由<sup>(10)</sup>なのである。

要するに、コミュニケーションの構成員の任意の accept が社会的ルールのもとでの「義務」の成立要件である。では、その主観的精神的當為としての accept とは何であろうか。ハートは、「ルールの accept の意味が、『自己は道徳的に拘束されていふと考える』場合である」といふ、かかるルールの上で社会システムはもつとも安定するとする。しかし、accept が常にかかる確信によるものであるとするのは眞実ではないとし、他にも、①「長期的な

利益の計算」、②「他人に対する私利を忘れた関心」、③「洞察なくうけつがれてきた伝統的態度」、④「他人と同じ」とをしたとして単純な意思」によつては accept があるととしている。<sup>(12)</sup>

しかし、我々は、②や④は正に広義での「道徳」の構成要素であり、①もまたかかる道徳の成立に必要な構成員の態度であると考える。いま、①を除くと、accept とは、人民による広義の道徳的確信を中心として意味しているものと我々は理解する。ハートが別の箇所では、「義務の一次規範」とは、「特定の社会集団が “accept” した道徳、乃至 conventional morality である」と<sup>(13)</sup>を認めているのである。

つまり、「義務の一次規範」は、人民の広義の主觀的道徳的確信に支えられているのである。そして、かかる意味で、法と道徳は、一致して居るのである。<sup>(14)</sup>

(1) THE CONCEPT OF LAW, at 81.

(2) Id., at 85.

(3) Ibid.

(4) Ibid.

(5) Id., at 85-86.

(6) Id., at 86.

(7) Id., at 86, 87

(8) Id., at 86.

(9) Id., at 87, 88.

(10) Id., at 88.

(11) Ibid.

(12) Id., at 198.

(13) Id., at 165.

(14) 小稿である、Lyons, Book Review, 68 CORNELL L. REV. 257 (1983) が大変参考になった。

II ハームの法大系は、以上の「原始」<sup>(1)</sup> モデルを前提とした上で、それに生じる問題点——ルールの範囲の不確実性、ルール変革の契機のなぶり、ルールの維持や制裁についての非効率性——を克服するため、rules of recognition, change, and adjudication による、「一次規範」を補充するなどによって、完成するのである。<sup>(2)</sup> しかし、最も重要なのは、何が法的ルールか確定するための rules of recognition である。だが、かかるルールは何故正当に存在し得るのか、が問題となる。つまり、ルールの正当化のためにば、例えば、「女王が議会で定めたものが法であるとのルールを充足するので、一定の立法は valid である」という命題が成り立たなければならぬ。だが、rule of recognition によれば、「女王が議会で定めたものが法であるとのルールは、究極的な rule of recognition である」という命題としてしか叙述であらん。だが、後者は、「外的側面」として、つまり、「觀察者」の行うルールの叙述にあわだらむになる。それど、ハームの「rule of recognition は、裁判所、官憲、私人が法を確認するにあたり、一定の基準を参照して行う複雑だが、通常首尾一貫した実践としてのみ存在しえる。rule of recognition の存在は、事実問題である」<sup>(3)</sup> ふるのである。そりで、次に、事が、法

規範となる契機は何なのか、が問わなければならぬだつたる。ハートは、「rule of recognition は、valid 又は invalid ではない。かかる方法として利用するのに適切なものとして accept されるだけである」とある。<sup>(4)</sup> つまり、「事實としてのルール  $\square \rightarrow$  accept  $\square \downarrow$  規範としての rule of recognition」 から圖式によつて、事實  $\rightarrow$  規範の「転換」を肯定するのである。ただ、ハートは、現代国家では、人民一般の rule of recognition を accept してゐることが望ましいが、法大系存在の不可欠の条件は、法の適用・執行を担当する憲法がこれを accept するのであるとしている。

則ち、ハートも我々の理解する広義の道徳的確信が、法大系を基礎付けてゐるのである。

- (→) THE CONCEPT OF LAW, at 91, 95, 97.
- (2) Id., at 104.
- (3) Id., at 107.
- (4) Id., at 105-106.
- (5) Id., at 111-114, 119.

四 「法と道徳」一致論の第一の側面にうづく。ハートは、道徳的規範に、必ず含まれるべきものとして、「物又は人に対する暴力の行使の禁止、眞実さの要求、公正な人間関係、約束の尊重」があるとしている。<sup>(1)</sup> これは、上記の「原始ノミニティー」の存立条件たる「義務の一次規範」を構成している（上記一参照）。かかる基本原理の由来を、ハートは、人間の「生存の意思」に求めている。<sup>(2)</sup> 「本来行ふ」とが正しいと考えられる行動は、生存に

必要な行動である<sup>(3)</sup>。ハートは、これを、「自然法の最小限の実質」としている。<sup>(4)</sup>もちろん、「目的としての生存」は、「自然の事実」である。<sup>(5)</sup>これが、道徳、自然法、更に、実定法の根源に存していなければならないのである。つまり、「生存」が人の目的であるとするならば、「いかなる社会組織も生命を保つためには、一定の行動のルールを含んでいなければならないのである。かかるルールは、法と conventional morality が夫々異なる社会統制の形態として区別されるまで発展してきている社会であっても、この両者に共通の要素を構成しているのである<sup>(6)</sup>。従つて、「生存」の目的に由来する最小限の実質を法的、道徳的ルールが欠くとき、もはやかかるルールに従うべき理由はなくなるのである。<sup>(7)</sup>

ハートは、かかる最低限の実質として、就中、「法と道徳の共通の要件中、社会生活にとって、もっとも重要なのは、人を殺しまだ身体に危害を加える暴力の行使を制限することである」とする。人間は、一方で身体への攻撃をしようとする傾向があるが、同時に、かかる攻撃に対しても、極めて「脆弱」だからである。<sup>(8)</sup>

かくして、「生存」に由来する最小限の道徳的原理＝自然法を充足することが、実定法の有効性の要件とされているのである。いふでは、「生存」の必要から導かれる道徳原理・自然法原理が存在し、実定法はこれと一致するところが求められているという意味で、つまり、「法と道徳」の分離を前提とした上で、両者の「一致論」が説かれているのである。

(1) THE CONCEPT OF LAW, at 176.

(2) Id., at 1887

- (3) Id., at 187.
- (4) Id., at 189.
- (5) Ibid.
- (6) Id., at 188.
- (7) Id., at 189.
- (8) Id., at 190

五 第三に、バートは、法固有の性質に内在する道徳性の存在も肯定している。ひとつは、「法適用における正義 (justice in the application of the law)」である。<sup>(1)</sup>これは、裁判官の法解釈に「特徴的な、司法的徳性」がある。つまり、「選択肢の調査における公正か、中立か、影響をうける者全員の利益の考慮、決定の reasoned basis として一定の認容されている一般的原理を展開するか」への関心」である。法解釈が、かかる形でなされ得る限度で、バートは、「法と道徳の必然的関連」の存在を否定しないのである。<sup>(2)</sup>

今ひとつは、「法に内在する道徳 (the inner morality of law)」の肯定である。<sup>(3)</sup>つまり、「人間の行動が、公けに宣言され司法的に執行されている一般的ルールによれば、コントロールされていくべきだとは、常に最小限の正義は実現されない」とする。その内容の第一は、「多数の異なる人間に適用されるべきだのは、偏見、私利、恣意によって偏向されていない、同一の一般的ルールであるとの観念」「公正か」である。英米において“Natural Justice”として知られてくる「手続的基準」である。<sup>(4)</sup>

内容の第一は、次の点である。「社会統制の方法」一般は……人間諸階層に伝達された行動の一般的基準で構成されていふ。そして、彼等には、このルールを理解し、それ以上公的な命令をうけなくとも、これに従うことが期待されている。この種の社会統制が機能するためには、ルールは一定の条件を充足しなければならない。ルールは、intelligible でなければならない。また、多勢の人が遵守する能力のある範囲内のものでなければならない。ルールは、に、遡及効は認められない。但し、例外はありえる。つまり、以上のことは、ルールの違反でたまたま処罰されることがある者は、ルールを遵守する能力と機会が与えられていることを意味している。<sup>(5)</sup>

ハートは、かかる「法と道徳の必然的関連」も肯定しているのである。これは、実定法に正に内在するものとして、理解されている。つまり、実定法と道徳の融合といふ意味で、両者は一致しているのである。

- (一) THE CONCEPT OF LAW, at 202.
- (二) Id., at 200-201.
- (三) Id., at 202.
- (四) Ibid.
- (五) Ibid.

#### ④法現実主義と「法と道徳」論

一 次に、我々は、従来の「法と道徳」論のひとくじて、法現実主義者がこの問題について、どのような示唆を与えてきたか、概観したい（法現実主義そのものについては、後述④①参照）。グレイは、法とは、「非該社会の憲法と「法と道徳」論——ムーオーキンの研究(下) 渡辺

裁判所が事件を決定するにあたる「従のルーハ」をふとやる。その場合、制定法、先例といふと、「道徳」も法源になるとする。則ち、「裁判所の判断を現に決定しており、また、決定すべきなのは、諸状況が現実にそつたて、<sup>(1)</sup> ぬのか否かという事実ではなく、行為の道徳性、反道徳性である」<sup>(2)</sup>。その際、「道徳」には、「public policy」<sup>(3)</sup> 通り、公のニティーの善のためになされるべきもの」とも含めて考へてある。

但し、グレイは、法律、先例によつても解釈基準がないときに、補充的に道徳の法源性を肯定してゐるところである。されども、「慣習」との比較では、「裁判官が、もし慣習がなかつたならば、反道徳的であるとして法により制限されるべきであると考えていふような行為につづく」<sup>(4)</sup>。公のニティーにこれを用ひ慣習が広くあるところには、正当化事由となるだらうか」と反語的問題提起をし、道徳が慣習よりも優先するものであることを認めてい

る。  
たゞ、「慣習」との対比で「道徳」が優先するならば、法律、先例との関係では、何故、優先性が認められないのか、我々は疑問をもつてゐる。されども、「法と道徳」論の一側面として、実定法に対する道徳の関係は、実定法の価値補充として理解するのか、道徳優先の価値判断をやむのか、這樣的問題が存してゐるやである。

(1) Gray, Some Definitions and Questions in Jurisprudence, 6 HARV. L. REV. 21, 24 (1892).

(2) Id., at 31, 33.

(3) Id., at 30.

(4) Ibid.

11 ホーリーは、裁判官は、“the considered and expressed desires of the great common majority”に従ふべきかとを認め<sup>(1)</sup>、ラーディングも、法現実主義は、「理想」を求めて「good / bad ば」「道徳的の理想」で決定される」と、従つて、裁判官の判断作業は、「理想」を実現するための「倫理的」なものであらむとを肯定している<sup>(2)</sup>。法現実主義が、「改革」のための「理想」を忘れてはゐるではなしにま、フランクも指摘する<sup>(3)</sup>のである。

ローハンは、やや折衷的である。一方では、後述のホームズと同じく、弁護士等の実務家の立場からは、法とは予測であるとし、道徳的判断とは切り離している。則ち、

「予測の仕事自体には、倫理的価値判断は一切入っていない。無論、もうともシニカルな実務家も現に存在していいる裁判官の倫理的信念が、いずれの事件でも重要な事実であることは認めよう。それが、裁判官がいずれの事実を重要とみるかを決定し、また、彼が過去のいずれのルールを合理的とみるか不合理とみるか、従つて、ルールを拡大するのに値するか、制限に値するかを決めるからである。しかし、人生の価値や社会の理想についての司法部の信念は事実にとどまる。アンダマン諸島の原住民の宗教的信念が事実であるのと同じである。そうした道徳的信念が真理か虚偽かは、科学者の観察と同じく、法律実務家にとつても全く関わりのない」とある<sup>(4)</sup>。しかし、裁判官の立場からの法的判断は、道徳的判断であるとする。則ち、

「裁判官が、自分の意見を書面にするために問題にとりかかった場合、彼は、自己自身の行為の予測を試みていふのではない。彼は、事実上、特定の行為に責任を認めるべきか否かという問題を曖昧な形で提起してゐるのである。

る。これは、倫理的問題であることを回避しえない。裁判官が、特定の事件で「行うべきいは」、日曜学校の道徳の授業における伝統的問題と同じく道徳的事項なのである。<sup>(5)</sup>

ルーウィンは、「法的確実性」を司法作用の予測可能性と把える「弁護士の確実性」と、「法的ルールと生活様式との整合性」乃至法的ルールと「社会規範」との一一致と把える「一般人の確実性」とを区別した上で、法は、後者の確実性を確保するために、社会規範の変化に応じて修正されねばならないとを肯定していた。<sup>(6)</sup>その後、法現実主義に対する批判を経て、裁判官の判断とは、“just” resolution を発見する作業であり、それに必要な「裁判官の理想と義務」の研究を法学の課題とすむに至つた。<sup>(7)</sup>

ゆいへん、以上の法現実主義者の議論では、何が「理屈」としての道徳原理の実体であり、どのよんだ×カリバムで道徳的価値が法規範の中に入り入れられるのかといった緻密な論理は欠けていた。漠然とした「法と道徳」一致論じられたのである。

- (→) Corbin, The Law and The Judges, 3 YALE REVIEW 234, 249 (1914).
- (c) Radin, Legal Realism, 31 COL. L. REV. 824, 825 (1931).
- (c) Frank, Mr Justice Holmes and Non-Euclidean Legal Thinking, 17 CORNELL L. Q. 568, 587 (1931).
- (4) Cohen, The Problems of a Functional Jurisprudence, I MODERN L. REV. 5, 16 (1937).
- (5) Id., at 17.
- (6) ルーウィン、フルラー、Fuller, American Legal Realism, 82 U. PA. L. REV. 429, 431-433 (1934). 参照。
- (7) Llewellyn, On Reading and Using the Newer Jurisprudence, 40 COL. L. REV. 581, 593-594 (1940).

⑤ ホームズと「法と道徳」論

一 次に、我々は、法的価値判断に「道徳」的価値を入れることを完全に否定する理論家として、ホームズをとりあげたい。ホームズは、法学の目的は、「裁判所機構を通して公的権力がどう作用するのかの予測」であるとする。<sup>(1)</sup> 法を研究し、理解する目的に立つとき、法と道徳は分離されなければならない。

「法そのものを知らうと欲するならば、これを善人としてではなく悪人として観察しなければならない。悪人とは、法の知識に助けられて予測ができる実利的結果にのみ関心を持つ者をいい、善人とは法の内側にいるのである。法の外にいるのであれ、良心の制裁というやや漠然とした観念に支えられて行為を導く一定の根拠を有する者をい<sup>(2)</sup>う」。

かかる悪人基準の予測論に拠るとき、「法」とは、次のように理解されるのである。

「いいで、我々の友人たる悪人の視角によつてみるのならば、彼は公理や演繹には何等拘泥しないとなく、あくまで、マサチューセッツ州裁判所、イギリスの裁判所が現に何を行なう可能性が高いのかを知りたがるであろう。……現実に裁判所が何を行なうとしているのか、何の飾りもつけない」のことそのものの予測を私は法とするのである<sup>(3)</sup>。

(1) Holmes, The Path of the Law, 10 HARV. L. REV. 457 (1897).

(2) Id., at 459.

(3) Id., at 460-461.

「我々は、我々の社会的福祉の追求を、動機がいかなるものかにより正当化しなければならないとは考へない。しかし我々が、我々の追求が社会にとって善である、少くとも惡ではないと得心したならば、科学は……その追求のめたらす快樂と果実それ自体を目的として探求する」<sup>(1)</sup>ことがであると考える。

つまり、法とは、裁判所の行動予測であると同時に、裁判官による利益衡量でもある。我々は、いずれに立つて、法の「正当化」に道徳はいらぬのである。法の「正当化」とは、「法がヨーロッパの支配的諸力が欲していると決定した社会的目的に到達するためにもたらしえるものは何か」に見い出されねばならないのである。  
「疑問のあるケース」では、「1つの社会的欲求の衝突が、現に問題になつてゐる」と注目しなければならないのである。そして、「社会的な問題は、いずれの欲求が紛争の時点ではより強いのがある」<sup>(4)</sup>。この点については、ホームズは、統計学その他の諸科学が、「異なる社会的目的の相対的な価値」を決定すると考え、判断の根拠についても、「科学への最終的依存」に基づかせてくるのである。

(1) Holmes, Id., at 467.

(2) Holmes, Law in Science and Science in Law (1899); in, COLLECTED LEGAL PAPERS, at 210 (1920).

(3) Id., at 225.

(4) Id., at 239.

II ただ、我々は、第一に、科学が社会に存在する諸利益の対立、強弱を事実として解明しえたとしても、何故、"強い"利益が選択されるべきかという規範的判断についての正当化根拠がない点に疑問をもつ。第二に、裁判所の衡量すべき「利益」には、「道徳」もまた入るべきではないとにならぬか、疑問を有していく（後述④④①のペウンドの利益論参照）。従つて、ホーリズ理論が、道徳的価値の完全な排除を可能にするか否か、留保を要するとも考えてよい。

(一) Cf., Kantrowicz, Some Rationalism About Realism, 43 YALE L. J. 1240, 1248-1251 (1934).

#### ⑥憲法と「法と道徳」論

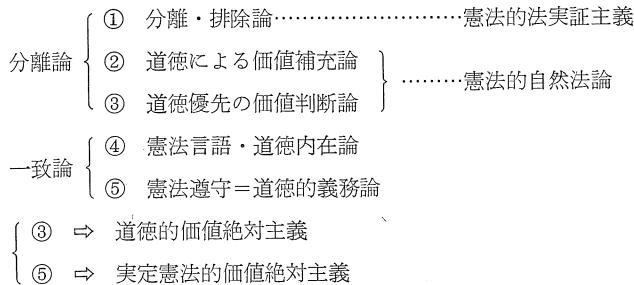
一 我々は、以上のような「法と道徳」一般論における、一致又は分離の様々な理論を念頭に置きながら、次に、現代憲法学では、「憲法と道徳」の関係がどう理解されているのか、概観しておきたい。むしろ、憲法では、国民の選出した議会の立法に対する最高裁判所の違憲立法審査権の限界という課題との関連で、「憲法と道徳」論が位置づけられている為、特殊憲法的特徴が存在し、上記の「法と道徳」一般論が、直接、役に立つとはいいくらい。しかし、分析と分類のベースになることは確かである。  
さて、我々は、現在のことば、「憲法と道徳」論については、参考図のように分類できないかと考えている。以下、簡単に内容をみておこう。

第一に、憲法解釈から道徳的価値を分離し、排除する立場がある。ボーグは、「憲法の文言とそこに記述されている統治の構造とに従う義務」があるとして、「価値選択は憲法制定者に帰するのであり、連邦最高裁ではない」とする。<sup>(1)</sup> 「constitutional materials」が選択されるべき価値を明確に特定していくない場合には、要求されている人間的価値を他の価値に比して選択するべき principle way はない。裁判官は、文言と歴史、その公正な意味とに厳格に従わなければならず、新しい権利を創設してはならない<sup>(2)</sup>とする。何故なら、「最高裁が価値を充足するのではなく、むしろ、これを創造するとしたとき、民主主義社会の前提と一致しえなくなるからである」<sup>(3)</sup>。

また、ドゥオーキンが批判の対象としたイリマーも、これに属する。彼も、道徳的実体的価値を憲法解釈の基準とするに反対し、また、所謂 representation-reinforcing approach to judicial review が実現しようとする特有の「代表表」概念について、憲法制定者の解釈方法に関する意思、若しくは、これを体現したものとしての条文自体を根拠として導出している。<sup>(4)</sup>

我々は、こうした立場を、「はしがき」で述べたモナハンとともに、「憲法的法実証主義」と規定している。

### 〈参考図〉 「憲法と道徳論」



第一に、ウーリントンは、最高裁の任務を conventional morality における原理の重味を確認し、これを法的原理に転換することにあるとし<sup>(5)</sup>、ループは、「社会に根をおろした価値」を実体的適正手続概念にとりこんで保障するふこと<sup>(6)</sup>を認め、「歴史的認識」・「現代的価値」の二段階テストにより、何か、憲法的保護に値する道德的価値か決定できるとしている。以上が、伝統的な道德的価値であつてまだ法規範化されていないところ<sup>(7)</sup>、これを法解釈にとりこむことを認める保守的な道徳的価値論であるのに対し、ペリーは、八〇年代に入り、「アメリカ国民の自己理解の基本的で他に還元のしようのない基本的特徴」、先駆的判断をうけ、予言に導かれた、「道徳的指導性」を、法解釈の指針とする<sup>(8)</sup>ことを認めている。これは、ある意味で、進歩的な、時代の先取りを許す道徳的価値の導入方法ともいえる。

第三に、グレイは、「不文の高次の法が、憲法的地位を有している」と<sup>(9)</sup>を端的に認め、憲法大系の上位にある根本的な「高次の法」大系の存在を理論的に予定している。第二と第三の立場との理論的な差異のひとつは、憲法条文の文言に明確に反する解釈を、道徳的価値を根拠にして行うことができるか否かである。後者は、これを肯定する余地を残している。以上の第一・三の立場を、我々は、「憲法的自然法論」と名付けることにする。

第四に、シャウナーは、憲法の「言語」自体に特殊の価値——道徳的価値が含まれているという立場に立つ。我々も言語が、民族の歴史と文化上の価値を統合する存在であり、独自の生命をもつものと考えるが、かかる意味で、シャウナーの言語・道徳内在説は、説得性があると考えている。

第五に、憲法の実定法的価値を遵守する<sup>(10)</sup>ことを、道徳的義務であり価値とするレンクィストの立場がある。正確

には、形式的に民主主義手続を経て成立した法律を尊重する」といそ、道徳的義務であるとするものである。」の理論を理解するのには、二つの要素が必要である。ひとつは、プロセス法学の側からのホームズの「法と道徳」分離論の評価である。彼等は、ホームズの理論は、「法と道徳のある側面と、もうひとつの側面の道徳との区別」をしているのにどどあるとする。つまり、ホームズ理論は、結局、「確定している法は、適切に修正されるまでは、尊敬されるべきであるという命題」に至るとする。こうした評価の当否は、さておき、これに統いておひに、「」<sup>(1)</sup> これは一定の決定は単に適切に形成されたというだけの理由で、『正しい』とする命題もある——それ自体が倫理的概念である。つまり、制度的解決に反発することは、市民的秩序の基礎そのものにふれることになり、そして、市民的秩序なしには道徳も正義も実現不能になるのは、何人の目にも明らかであるという認識に依拠しているのである<sup>(2)</sup> としている。つまり、実定法の遵守も「倫理」である、とみることが可能なのである。そして、今ひとつ要素は、先に紹介したハートのいう「法に内在する道徳」論である<sup>(3)</sup>。

」の二つの要素を念頭に置くと、レンクリストの次の指摘の意味が理解できるのである。則ち、

「民主的社会が憲法を採択し、その憲法中に個人の自由のための安全装置を導入した場合、こうした安全装置は、一般化された道徳的な rightness 又は goodness の表をとる。しかし、これらが一般的な社会的認知をえられるのは、固有の価値があるからではないし、誰かが抱いている自然的正義の理念の他にみられない新寄の故でもない。理由は、人民によって憲法の中に incorporate されたからである。州政府、国民政府の執行部門における人民の代表は、」の憲法の枠内で法律を制定する。法律は、多様な個人的価値判断が議論される政治的闘争の通常

の形を経て作成されたものであるから、したがって実定法に「形成された」ことによる、道徳的 goodness の形態をもたらすのである。法律が社会としての我々に対し有する道徳的因素を与えるのは、法律が制定されたという事実であり、特定個人の価値尺度に照らして法律が有している独自の徳性ではない。<sup>(2)</sup>

右の第五の立場は、憲法的法実証主義を裏返しにしたやうのいふに見えるが、イリヤー、ボーグは実定法的価値秩序と「道徳的絶対性」を与へるゝよりより保護やむべからずは承認してゐる。この点では、実定憲法の背後にある「高次の法」に絶対的価値を見い出せば第三の立場（道徳的価値絶対主義とやらぶんばか）ともむしろ近似した理論構造を持つ（実定憲法的価値絶対主義と称せよいか）。

- (一) Bork, Neutral Principles and Some First Amendment Problems, 47 IND. L. J. 1, 3-4 (1971).
- (二) Id., at 8.
- (三) Id., at 6.
- (四) J. H. ELY, DEMOCRACY AND DISTRUST, 16-18, 25, 29-30, 87-88, 94-101 (1981).
- (五) Wellington, Common Law Rules and Constitutional Double Standards: Some Notes on Adjudication, 83 YALE L. J. 221, 284-285 (1973).
- (六) Lupu, Untangling The Strands of the Forteenth Amendment, 77 MICH. L. REV. 981, 1043-1050 (1979).
- (七) Perry, Noninterpretive Review in Human Rights Cases: A Functional Justification, 56 N. Y. U. L. REV. 278, 288, 291-292 (1981). 図ばく、アーティス、云謂だ、か、ニハム、ハマヒテ、モジタマジの際守密だ conventional morality 基準論を提げてゐる。Cf., Perry, Abortion, The Public Morals, and the Police Power: The Ethical Function of

Substantive Due Process, 23 U. C. L. A. L. REV. 689, 723-732 (1976).

(∞) Grey, Do We Have an Unwritten Constitution? 27 STAN. L. REV. 703, 717 (1975).

(σ) Schauer, An Essay on Constitutional Language, 29 U. C. L. A. L. REV. 797 (1982).

(Ω) HART / SACKS, at 119-120.

(E) THE CONCEPT OF LAW, at 202.

(Ω) Rehnquist, The Notion of a Living Constitution, 54 TEX. L. REV. 693, 704 (1976).

1 瞬にみやめだらへば、我々は「ル・ルーキン」の理論ば、「憲法の道德」論一般の中では、参考図の②又は③の立場に立つゆのやねる理解してらる。

さて、自然法理論は、ル・ルーキン固有の自然法主義を除くやうな、アメリカ法思想上の古くから存する議論である。では、アメリカ法史上、かかる自然法論はいかなる役割を果たしたのか、そして、そこに一定の限界があつたとすれば、これを克服する方向は何か。道徳原理を法規範に如何にして有機的、機能的に反映させるといふがやめるのであるか。我々は、ル・ルーキン理論を理解すべくスクレーブを拡大する同時、新しい方法論の展望を見い出すため、上記の課題について、以下で検討を試みた。

(3) アメリカ自然法理論と「法形成主義」——ペウンドに倣せて

①問題の所在——「契約の自由」

1 ル・ルーキンの自然法主義は、裁判官の理性に信頼して、「政治的道徳」と「平等」という先驗的概念を解釈基準へと、かつて道徳の個人相対主義に立脚するものやね。かかる自然法理論は、アメリカであ、一七世紀以降

の思想史上に既にその原形を見出すかといふ。この点で、ペウハムは「十七世纪以降の各種の自然法理論（乃より広く「哲學的法學（Philosophical School）」）が、一九世紀末葉から二十世紀に爛熟期に達した特殊アメリカ的概念法學であら「法形式主義」のあたへつた「ヒヤノ・ローの危機」の重要な原因となつた点を批判してい<sup>(1)</sup>。ペウド、ヒュオーキンの自然法主義の思想史的意義を理解するため、ペウハムの議論を見ておあたしに考へる。

(一) Pound, The Scope and Purpose of Sociological Jurisprudence, 24 HARV. L. REV. 591, 591-592, 605, 617-618 (1911).

(2) 我々は、「法形式主義」が、第一に、思想史上、大陸及びイギリスの歴史法學、分析主義、自然法理論の総合として成立した点、第二に、「契約の自由」概念を基軸にして、アメリカ独占資本の利益を擁護し、労働者・婦人等社会的弱者救済活動を排斥する立場を特殊性としている。<sup>(2)</sup> 第1 報題の如く see, R. Round, The Need of a Sociological Jurisprudence, 19 GREEN BAG 607, 609-612 (1907); idem, Law in Books and Law in Action, 44 AMER. L. REV. 12, 27-30 (1910); idem, THE SPIRIT OF COMMON LAW, at 152, 160, 162 (1921); idem, AN INTRODUCTION TO THE PHILOSOPHY OF LAW, 49 (1922); idem, Fifty Years of Jurisprudence, 51 HARV. L. REV. 444, 444-445 (1938). たゞ、ペウハムは、法形式主義を「機械的法學」と称してゐる。See, Pound, Mechanical Jurisprudence, 8 COL. L. REV. 605, 607-608 (1908).

第11 報題の如く Pound, Do We Need a Philosophy of Law ? 5 COL. L. REV. 339, 344-346 (1905); idem, The Causes of Popular Dissatisfaction With the Administration of Justice, 40 AM. L. REV. 729, 737 (1906).

(3) 「法形式主義」の歴史と問題の如く See, R. HORSTADTER, THE AGE OF REFORM, at 174-214 (1955); White, From Sociological Jurisprudence to Realism: Jurisprudence and Social Change in Early Twentieth-Century America 「法形式主義」論——ヒュオーキンの著述(+) 感想

America, 58 VA. L. R. 999(1972); Horwitz, The Rise of Legal Formalism, 19 AMER. J. OF L. HIS. 251 (1975). 「法形式主義」の論理構造<sup>(1)</sup> see, R. S. SUMMERS, INSTRUMENTALISM AND AMERICAN LEGAL THEORY, at 136 ff. (1982).

1) 法形式主義は、とりわけ、「契約の自由」概念を絶対的価値とした。この概念を固定化し、論理の大前提<sup>(2)</sup>については吟味するいとなく、演繹方法により、法を解釈する手法をとったのである。そして、かかる形で、社会政策諸法の違憲判断の理論を提供した点に特徴がある。連邦最高裁だけでも、一八九〇年から一九三四年にかけ、110〇件余りの諸立法、行政規則を修正一四条の「<sup>(3)</sup>」<sup>(4)</sup>違反としている。<sup>(5)</sup>これに州レベルの違憲判断を加えるとなりの数に及ぶであろう。

こうした諸判決上、「契約の自由」概念は、次のような位置を与えられていた。例えば、ニューヨーク州のマーカス事件判決<sup>(6)</sup>は、使用主が労働者の組合加入を禁止したり脱退を促す」とを違法とする立法につき、「自由かつ妨げをうける」となく契約をする権利は、連邦と州の憲法が市民全員に保障する自由の一部である。人格の自由は、その行使が一般国民の安全、健康、道徳、福祉一般に影響を与える場合には、常に制約をうける。しかし、そうした制約の下にある限り、使用主と従業員は、労働に関する契約につき彼等の合意に従い、これを締結し、実行し得るのである」としている。連邦最高裁も、アディア事件において、同種立法について、違憲判断の理由を次のように述べてゐる。

「人が、自分の適当<sup>(7)</sup>と判断する条件によって自由<sup>(8)</sup>の労働を売る権利は、本質的には、労働力の買い手が、労働力

の販売を申込む人からこれを受領する条件を定める権利と同一である。従つて、被傭者がどんな理由によるものであれ、使用主に対する役務提供をやめる権利は、使用主がいかなる理由であれ、被傭者の役務を解約する権利と同一のものである。……」<sup>(1)</sup> すなればの点においても、使用主と使用者とは、平等の権利を有している。」<sup>(2)</sup> の平等を侵害する立法は、いすれも契約の自由に対する恣意的干渉である。かかる侵害は、自由の国においては、いかなる政府も適法に行ふことはできないのである」。

ペウンドは、かかる諸判例に対して、「契約の自由」の「平等」の保障は、現実の労働条件のもとでは、虚構にすぎないとする。しかし、何故、裁判所は、「不平等の現実的条件の存在」を前にしていながら、「學問上の平等性理論」を立法に強いようとするのか、何故、先驗的概念からの論理的演繹によつて、厳格な命題を抽出し、これを具体的・現実的結果の当否を顧慮するなどなく、直ちに適用するのであるか、と問う。何故、鉄道会社の雇主と従業員を、あたかも馬一頭の売買を話し合う農夫のように、「個人」として扱うのか、そして、」<sup>(3)</sup> の結果、「使用者と使用人の関係に関する法的觀念は、何故にかくも一般人の認識と懸絶しているのか」を問題とし<sup>(4)</sup> 、その淵源の探求を行なうのである。

(1) See, P. BREST / S. LEVINSON, PROCESS OF CONSTITUTIONAL DECISIONMAKING: CASES AND MATERIALS, at at 234 (1983).

(2) See, Pound, Liberty of Contract, 18 YALE L. J. 454, 470-479 (1909).

(3) People v. Marcus, 185 N. Y. 257, 259 (1906).

憲法への「恣意迴避」論——シーウォーキンの研究(上) 渡辺

(4) Adair v. United States, 208 U. S. 161, 175(1908).

(5) Pound, op. cit., 18 YALE L. J. at 454.

(6) 先に述べた「法形式主義」による独占資本の擁護の役割については、ハウンドの分析の他に、ナチス・ドイツから「命じてやた学者であるケスターの契約法の経済史的分析から多くの学んだ。ケスターは、既に、一九四三年の論文で次の如きを記してゐる。See, Kessler, Contracts of Adhesion—Some Thoughts About Freedom of Contract, 43 COL. L. REV. 629 (1943)。即ち、「自由企業システムの発展」を基礎とする「資本主義社会」では、「市場における財とサービスの交換の保護のため、高度に柔軟性のある法的制度」が必要となり、「契約」がその役割を果たした位置(?)にて(?)、「契約に関する我々の法的知識は、個人中心主義とレッセ・フルの誇り高き精神を反映しているのである」(Id., at 630)。しかし、「十九世紀末にかけて、『大規模企業の発展、大量生産、大量販売の発展の結果、新しい型の契約が必然的となつてゐた——standardized mass contract である』(Id., at 631)。この契約類型は、次の如きの否定的影響を与えたのである。

「standard contracts」は、強力な取引・交渉力をもつて企業が用いるのが普通である。弱い立場にある当事者は、多くの場合、財又はサービスを必要とする一方で、よりよしに契約条件を求めて市場を捲き回る地位にはないものである。standard contract の作り手が独占しているか(自然的に、又は、人為的に)、競争者全てが同一条項を用いていたためである。ケスターは、かかる点に着目して、新しい契約、contract of adhesion である。つまり、相手方は、契約を結ぶか結ばないかの点でしか選択の余地はないのである( Id., at 632)。ふつゝ、「standardized contracts」は、産業帝国を構築し強化する多くの武器のひとつだ」とある(Ibid.)。

我々にとって興味深いのは、かかる「契約の自由」概念の経済史的理解を前提としたが、ケスターは、一方で、法形式主義を批判する立場である。他方で、S. Williston の指導する Restatement of Contracts の元論的契約法、A. L. Corbin

に代表される法現実主義的契約法はずれにも反対して、新たなる理論構築を展望しようとした点にある。則ち、ケスターは、次のように論文を結んだのである。

「自由な企業活動中心の資本主義 (free enterprise capitalism) の幸福な時代には、契約こそ法創造であるとの確信は大変大きな情緒的重要性を有していた。契約による法創造は、民主主義システムの調和には何等の脅威とはならなかつた。むしろ、契約は、民主主義システムを再強化していたのである。それ故、裁判所は、ローマニティー全体を代表するものとして、契約の自由の名のもとに中立的でありえたのである。しかし、我々の時代は、社会秩序が、強力な圧力集團を伴う多元的社會へと退化してしまつてゐる。従つて、自然法哲学による契約理論の英知を、我々にとつて意味のあるものへと再生する必要があつた。といふで、現在、支配的ドグマは、契約とは operative facts の集合にすぎないと主張している。そのことにより、『法』によって大衆を契約の自由の濫用から守れるかのような幻想を維持するのに役立つてゐる。しかし、我々が、契約の自由とは、契約の異なる類型ごとに異なるものを意味しなければならぬといふ点を理解しない限りは、これは妥当な主張とはいえない。契約の自由の意味は、契約類型の社会的重要性、standardized contract の作り手の享受している独占の程度とに応じて、変化しなければならないのである」(Id., at 641-642)。

その後、ケスターの契約理論構築は、F. KESSLER / M. P.SHARF, CONTRACTS: CASES AND MATERIALS (1953) としてまとめられた。本書でも、伝統的な「意思自由」論に立つ契約法理論が、一九世紀末にかけて、独占資本による労働条件、社会生活条件の劣悪化を放置する役割を果たしたこと、社会的ダーウィズムがその理論的な支えとなっていたことを指摘し、やがて、一九三〇年代後半から、司法・立法による契約に対する社会統制の強化がすみられていったことにあれば、今日では、契約とは、「個人的、私的事項」ではなく、「二人の契約当事者の利益以上のものに影響を与える社会的制度」へと変化してきていることを分析しようと (Id., at 1-9)。しかし、同時に、「進歩的社会では、全ての法は究極的に契約に基づいていふ」のであり、「契約は、社会における平和維持の道具である」との認識に立ち (Id., at 3)、これを独占資本主

義段階で生かすためには、「多元主義的アプローチ (pluralistic approach)」、「契約法を統轄する理想的の多数存在論 (politheism of ideals governing the law of contracts)」が核心的な契約法の必要を主張したのである (Id., at 1)。従つて、ケスターによつて、契約法を命じて、「然る、それ自体全く逆の方向へと変身してしまへ過程に常にあらが、しかも拘泥せよ。それ自体へつゞく structure of rational discourse たゞのやである」と認識してしまのやである。See, F. KELLER / G. GILMORE, Introduction to TEACHER'S MANUAL, CASES AND MATERIALS ON CONTRACTS (2d. ed., 1970). ケベラー契約法の意義について see, Gilmore, Friedrich Kessler, 84 YALE L. J. 672 (1974).

## ② 17世紀の自然法

ペウンスは、第一に、17世紀自然法理論の代表であるクロティウスをとりあげる。ペウンスは、クロティウスの理論は、「人間の諸活動に対して、人間の本質に照らして理性が課す制約」も、「人間存在に固有の道徳的資質、乃至人間の本質から理性が演繹し証明する自然権」と二つの側面で構成されてゐる。つまり、「クロティウスは、全ての義務の尺度と制約の根拠とを理性に求めたのである」。従つて、16世紀以前の自然法理論との差のひとつがある。かかる考え方は、プロテスタンントの理念とルネッサンスの精神を背景として登場したのである。<sup>(1)</sup>

次に、クロティウスによると、「法が存在する目的は理性ある生物の本質との一致をもたらすものにある」。但し、ペウンスは、クロティウスがローマ法の原理——「他人を害してはならない」、「各人に各人にあらわしのものを与えよ」——をそのまま継承してくると指摘している。<sup>(2)</sup> そして、何が他人を「害す」ことになるのか、人の所有すべきものは何かを説明するため、「自然権」概念が導入された、いや。<sup>(3)</sup>

グロティウスの「権利」の定義とは、「事物を所有し、一定の行為をなすことが彼本人にとへて、just 又は right となる人格に内在する資質」をいう。ここに、パウンドは、中世法からの転換を読みとつてゐる。則ち、「中世の理念によると、法は、社会システムが各人に与え帰属せしめた、事物の支配権と行動の権利を維持するためには存在しているとしていた。しかし、グロティウスの理念によると、法は、理性が各人のために発見した、各人に固有の一定の道徳的資質を維持し、効果を与えるために存在するのである。かかる固有の道徳的資質の故に、各人は、事物に対する一定のコントロールの権限と、行動の一定の権限とを有するのである」<sup>(4)</sup>。従つて、パウンドは、この自然法理論によると、「what ought to be law が、正にそのようなものであるとの自己充足的理由により、法となるのである。本来あるべきものを示す」とは、現に法であるものを示すことである。それ故、what ought to be a right は、what is a right と同一のものとなつたのである」とまとめている。<sup>(5)</sup>

かかるグロティウス的自然法理論は、一八世紀に入り、ブラックストーンがイギリスに継承し、やがて、アメリカにも伝授されるに至る。<sup>(6)</sup>しかし、パウンドは、右理論は、所与の法秩序の固定化をもたらしたとする。つまり、「法律が認識すべきであると考えられている利益と、利益が認識された場合に、法律がその保障のための手段とする権利との混同を導いている。この点が、以後の法学に内在する害毒となつた。この結果、所与の法的的理念を自然の法的秩序とし、その理想的發展を求めるという絶対的觀念を導き、これが、法的思想と一般的な政治思想とを和解不能の対立へと至らしめたのである」と批判する。<sup>(7)</sup>つまり、パウンドは、イエーリングのいうように、グロティ

ウスの「自然権」とは、法と国家以前の「利益」であるとする。しかし、「法的意義においては、権利とは、人のした利益を確保するための法律上の手段に属するものである。法的権利は、法律の創造によるが、他方、法的権利により保障されていふ。乃至、保障されるべき利益は、法律・国家とは独立のものである。それ故、一七世紀において、正義とは、自然権の保障であるとみられるに至ったとしても、直ちに、より以上のものをえたわけではない。自然権とは何かは、既存の社会秩序から抽出される理念により主として決定されたのである。このため、現在に至るまで、人の自然権は、国家や支配者の神聖な権利といふ考え方と同様に、專制的なものとなつてゐるのである」として、<sup>(8)</sup>「専制」が、前記の如く、一九世紀末における「契約の自由」概念の「専制」をもたらしたものとみるのである。

(1) Pound, *The End of Law as Developed in Juristic Thought*, 27 HARV. L. REV. 605, 616-617 (1914).

(2) *Id.*, at 617.

(3) *Ibid.*

(4) *Id.*, at 618.

(5) *Ibid.*

(6) ペニンスキー、110年紀初頭までの法学教育が、アラカスクームへの学習を基本としたと指摘している。See, Pound, *Liberty of Contract*, 18 YALE L. J. 454, 465 (1909)。ペニンスキー、アラカスクームの影響力を示す。ペニンスキーの法学教諭が語った、「事実は序文記述によれば、法は、アラカスクームと見出される。誤謬だと思ふ」とのアラカスクームに対する見出しが示されている。法学試験官は、アラカスクームの述べたことを争うとしたが、

」アルバート・ラッセル・ワーナー。See, Pound, The Need of a Sociological Jurisprudence, 19 THE GREEN BAG 607, 611 (1907).

(～) Pound, op cit., 27 HARV. L. REV. at 618-619.

(∞) Id., at 619.

11 もとより、自然権理論による既存の社会秩序の固定化の機能は、一七世紀自然法の今ひとつ構成要素である「社会契約」論によつてゐる。補強されるのである。則ち、人間固有の道徳的資質を核とする自然権は、「人格の利益（interests of personality）」の保障には役に立つが、所謂“interests of substance”即ち、「個人の経済的存在のために、各個人の主張する請求・要求」であつて、財産、契約等「他人との経済的に有利な関係を形成することに關わる利益群」については、必ずしも、有用ではなかつた。しかし、「当時の法学者は、既存の社会秩序を疑問とせず、むしろ、財産権を自明のものと前提してゐた。人が既存の社会秩序により既に取得してゐたものを含めて、物の所有・占有の保障が主たる目的であると考えてゐたのである。同時に、彼等は、かかる意味での自然権と、自由な行動・移動、表現の自由等の身体の無瑕性に対する自然権とに差異を認めざるをえなかつた。そりで、法学者は、契約の理念に、前者に関する説明を求めねばならしたのである<sup>(2)</sup>。」これが、社会契約説の意義である。その効果を、ペウンドは、次のように指摘してゐる。

「かくして、the natural rights of substance の維持が法の存在の目的とされ、その基礎は、legal transaction へ理解されたのである。つまり、人全員が人全員と取り交す契約であり、この契約により、諸権利といふれ

に対応する義務が創造されるのである。従つて、正義とは、この契約の条件を尊重し遵守するにあらざれば、法学者・立法者の任務は、契約条件の発見と解釈となつたのである。要するに、法の目的とは、ひとつは、個々の人間に固有の道徳的資質に効果を与える」とと理解された。この効果により、事物は人のものとなるのである。今ひとつは、社会契約の条件により、各人が権利を有している事物を各個人に保障することであると理解されたのである。<sup>(3)</sup>

ペウンドは、以上の一七世紀的自然法が、アメリカ法に与えた主要な影響を、個人中心主義 (individualism) にあるとしている。則ち、「自然権の理論は、それ自体、完全に個人中心主義的であった。つまり、自然権とは、法全ての尺度であり、また、契約に参加した各個人の権利である。この契約がなければ、従つて、契約に参加した個人の同意がなければ、法も、法の保障すべきものも何も存在しないのである」。<sup>(4)</sup> この個人中心主義は、宗教改革にはじまり、中産階級の誕生が支え、一七世紀を通じてヨーロッパに広まり、更に、イギリスのピューリタニズム、イギリス・アメリカの権利章典、そして、一九世紀の法哲学全般を通じて維持されていき、「法とは、個人の利益を維持・擁護するためには存在する」とする “ultra-individualism” を生んだ、と位置づけている。<sup>(5)</sup>

社会契約論については、一方では、社会の現状を肯定する役割を果たしたが、ただ、社会の現状が真に社会契約の条件にあつてゐるのかを問う契機ともなつたことは認めている。<sup>(6)</sup>

(1-) See, R. POUND, CONTEMPORARY JURISTIC THEORY, at 64 (1940); idem, SOCIAL CONTROL THROUGH LAW, at 69, 73 ff. (1942).

(2) Pound, op. cit., 27 HARV. L. REV., at 619-620.

(3) Id., at 620-621.

(4) Id., at 621.

(5) Id., at 621-622.

(6) Id., at 621.

### ③ 1八世紀の自然法

一 次に、ペウンドは、モンテスキュー、ラマルキ、ヴォルフ、ヴァッテル、ルソー、ブラックストーン等の代表する、一八世紀的自然法について、検討している。ペウンドは、一七世紀的自然権論は、一八世紀に入り、二つの方に向かっていったとしている。一方は、「権利」は社会契約の産物であり、社会組織、則ち、国家なしには、正義も法もないとする考え方である。これは、ホップス、スピノザからベンタムへ至り、一九世紀分析主義法学へ連なつていぐものである。<sup>(1)</sup>

今ひとつは、「権利」とは、人格に内在する道徳的資質とするグロティウスの考え方を引き継ぎ、権利は国家を超えた存在であり、「正義」も、国家を越えた絶対的実在とみる方向である。「国家が存在するから、正義と権利が存在するのではない。保護し、擁護すべき権利と正義が存在するから、国家が存在する」という考え方である。社会契約は、かかる権利を生むものではなく、既存の自然権を守るために締結されるものなのである。<sup>(2)</sup>ペウンドは、この後者の自然法論が、一八世紀の主流となつたと評価し、この潮流は、カントに至るまで続くものと位置づけて

いる。<sup>(3)</sup> その特徴点は、次の四つである。則ち、

「(1) 理性の示す自然権が存在する。この権利は、永遠・絶対である。そして、全ての場所、時において全ての人々に妥当する。(2) 自然法は、理性によって確認できるルールの集合体であり、自然権の全てを完全に保障するものである。(3) 国家は、人間にかかる自然権を保障するためのみ存在する。(4) 実定法は、国家が、この機能を実現する手段であり、自然法に一致する限度でのみ義務の根拠となる。このとき、個人の理性が基準となる。各個人が、実定法が自然法に一致するか否か判断する裁判官である」。<sup>(4)</sup>

しかし、右のように、自然権のみが、法的権利であり、個人各人が自然法と実定法との一致の有無に関する判断権をもつとすると、アナーキー状態にならないであろうか。ペウンドによれば、この点について、右思想は、「標準人の良心、良心的人間の良心」を基準とする、と指摘している。かかる基準は、「哲学的法学者が、道徳的存在の本質から抽出したルール」として示されるものである。この結果、「一般的安全に対する社会の利益が、個人を中心的自然法の支配のもとでも、効果的に確保しうることになるのである」。<sup>(5)</sup>

このようにして、右の一八世紀的自然権の主流的思潮は、権利の本質を各人固有の道徳的資質に見い出すのであり、「抽象的、孤立的な人間存在の本質」から演繹することで権利を規定し、また、社会契約のもたらす「社会的、政治的秩序」は、かかる自然権を守るために存すると考えていたのである。その意味で、ペウンドは、権利の本質論、社会契約による権利の基礎付けいずれも、個人中心的であると評価している。また、右にみたように、「哲学的法学者が、自己の倫理的判断を以て、法的ルールの validity の基準にしうる」という論理構造をもつものであ

いた。このした思潮が、アメリカ法に与えた影響について、パウンドは、次のように指摘している。

「これは、アメリカの法理上、阻害要因となつた。法律家のロモン・ローの究局性への忠誠に科学的根拠を与えたのが如く書いたからである。ロモン・ローは、恣意的意味ではなく、理性こそが行為と判断の尺度たるべきであるとの考え方に基づいていた。そして、一八世紀とは、理性を開く鍵を有していると確信していた時代であり、また、あらゆる時代において人間の指針となるべき哲学的、政治的、法的な進路図を設計する」とを好んだ時代であった。法律家は、この理性に至る鍵は英米法の伝統的原理にあると考えたのである。そして、この原理に従つて、進路図を描いたのである。<sup>(2)</sup>」

つまり、アメリカ法上、自然法・自然権=ロモン・ロー「致論」が生じたのである。

- (1) Pound, op. cit., 27 HARV. L. REV., at 622.
- (2) Id., at 622-623.
- (3) Id., at 623.
- (4) Ibid.
- (5) Id., at 624.
- (6) Ibid.
- (7) Ibid.

## II 自然法・自然権=ロモン・ロー「致論」の背景をみておけ。

第一に、ロモン・ロー自身も、自然法理論をあつまでもなく、個人中心的なものでありだといわねえ。パウンド憲法と「法と道徳」論——ムーオーキンの研究(下) 渡辺

によると、『ラックストーンの『公共善とは、本来、個人各員の私的権利の保護以外のことには関心を寄せないのである』という叙述に端的にみられる通り (1 Bl. COMM 139)、コモン・ローは、個人の自発性に主に依拠してきたとする。コモン・ローにおける平和と安全は、犯人の私人訴追に頼つていたし、また官吏の効率性・忠実性は、納税者が税金の浪費を回避するために行う義務付訴訟又は差止訴訟によって保障された。公共役務の提供に関わる会社が、全市民を平等に扱い、また、合理的価格を維持するよう担保する手段として用いられたのは、損害賠償訴訟であった。さらに、基本的に、個人は、自己を守ることができるものと想定されており、行政的な保護は、不要と考えられていた。その例として、contributory negligence により損害を負った場合、救済は認められていない。労働契約を結んだとき、これに伴う危険は、本人が負担するとされていたのである。<sup>(1)</sup>

第二に、一七世紀前後イギリスにおいて、コモン・ロー裁判所が、社会的利益を守るために、国王特権を制限し、スター・チョンバーと対抗し、勝利した歴史がある。<sup>(2)</sup> ロークの『国王は何人にも服従しないが、神と法には服従しなければならない』という言葉の示すように、コモン・ローの優位、乃至、「法の優位 (supremacy of law)」<sup>(3)</sup> が確立したのである。この結果、ペウンドは、「コモン・ローとコモン・ロー裁判所の機能は、個人と国家の抑圧的活動との間に介在すること、裁判所が設立され、法が存在するのは、国家と社会の侵害行為より個人の利益を守るためにある」とが、法理となつたのである<sup>(4)</sup> としている。そして、かかる理念が、そのまま、アメリカ法の継受するところとなつたのである。<sup>(5)</sup>

第三に、コモン・ローにおける「契約」概念の重視の傾向も、関連があろう。一八世紀は、貿易と商取引の拡大

の時代であり、「権利」が法律効果を生む源と考へられた時代であつたことは、まだ、近代くら繼續されたヨーロッパでは、legal transaction が中心概念のひとつであつたといふ等をペウンドは指摘している。<sup>(6)</sup>

かかる事情の上で、ピーター・ブラックストーンの「ローマン・ロー」上の権利と所謂自然権とは、同一のものである。ペウンドは、「一七七四年の大陸会議の権利宣言は、イギリス人の法的権利を宣言し、一年後の独立宣言は、人の自然権を主張してゐるが、夫々同一のものを求めていたのである」とする。ローマン・ローは、個人の自然権を保障する大系であり、権利章典は、自然権の宣誓であると同時に、ローマン・ローの宣誓であるのである。そして、かかる考え方は、一九世紀に入つても続かず、修正二四条もまた、自然的自由、いわゆる「ローマン・ロー」上の自由を宣誓したものとの理解され、その延長として、歐洲の「公約の自由」概念が登場してゐるやうだ。<sup>(8)</sup>

- (一) Pound, The Causes of Popular Dissatisfaction with the Administration of Justice, 40 AM. L. REV. 729, 737 (1906).

(2) R. POUND, THE SPIRIT OF THE COMMON LAW, at 72-73 (1921).

(3) Id., at 65.

(4) Id., at 74.

(5) Id., at 75. See, also, Id., at 89-90.

(6) Id., at 93-94.

(7) Pound, op. cit., 27 HARV. L. REV., at 625.

(8) Id., at 625-626.

三 パウンドは、一八世紀におけるこうしたアメリカ的自然法理論とは、自然法の理、構、造をグロティウス、ブランデンブルフ、ヴァッテル、スマルキ等の大陸法理論を借り、その具体的な内容については、コーグとグラックストーンのイギリス・コモン・ローを借用したものと表現している。<sup>(1)</sup> だが、パウンドは、ここに、自然法理論の“stabilizing factor”のひとつが潜んでいたと指摘している。つまり、大陸の一八世紀は、法典化の時代であったのである。既にみた通り、自然法とは、普遍的に適用可能な永遠の原理の集合であり、「理性」によって発見可能とされていた。そこで、既存のルールをこの永遠の原理により批判すること、また、永遠の原理を法典化することが法学徒の任務とされた。現に、一八世紀末葉にかけて、フレデリック大王の法典化（一七四九年、一七八六年—一七九四年）、オーストリア民法典（一七六七年—一八一年）、フランス民法典（一八〇四年）等がみられたのである。しかし、パウンドは、ここに、問題点を見出している。<sup>(2)</sup> 則ち、

「(1)の法典化運動は、ルイ十四世のフランス專制政治をモデルとする絶対主義王制の時代と併行していた。そのため、多かれ少なかれ、法の概念とは、國家が権威的に宣言するものとされるに至ったのである。そして、これこそ一九世紀の分析主義のドグマとなるのである。さて、この結果、自然法は固定化されることになった。創造的な法形成の理想的パターンではなくなつたのである。むしろ、安定的なものとして存在する法の、大系的かつ権威的宣言の理想的パターンとなつたのである」。<sup>(3)</sup>

パウンドは、アメリカ自然法の借用した大陸法とは、かかる段階のものであった、と指摘している。<sup>(4)</sup> こうした背景は、次のような特徴を育むことになるのである。

第一に、自然権思想は、「堅鎖的・厳格・強固な大系」になり、また、「絶対的」とみられるに至るのである。<sup>(5)</sup>  
従つて、また、自然法の原理とロマン・ローの原理の同一視のために、ロマン・ローの究極性・絶対性が承認されるようになるのである。<sup>(6)</sup>

第二に、右の結果として、議会の法律に対するロマン・ローの優位、立法者の意思ではなく、裁判所の有するロマン・ローの伝統的的理想に従つて、法律の合憲性を考える傾向を生むに至る。一九世紀末葉の「契約の自由」優位の思想は、よりに起源を見出すのである。<sup>(7)</sup>

(一) Pound, Theory of Judicial Decision, 36 HARV. L. REV. 802, 804-805 (1923).

(二) Id., at 804.

(三) Ibid.

(四) Ibid.

(五) R. POUND, THE SPIRIT OF THE COMMON LAW, at 94-95 (1921).

(六) Id., at 95-97.

(七) Id., at 106-107. See, Pound, Theories of Law, 22 YALE L. J. 114, 131, 139 (1912).

#### ④ 一九世紀の自然法

一 ベウノンは、「法形式主義」を導くに至る「一九世紀法学」の主な潮流を、「哲学的法学」、「歴史法学」、「分析主義法学」に分類している(アメリカ法学に限定していふ)。上述した自然法論は、広く「哲学的法学」としてゐる。<sup>(1)</sup> 「哲学的法学」では、「超法的な哲学的原理から演繹する方法」をもつて、法、法大系、特定の

憲法、法理道德論」を——ルーカホーリーの研究(<sup>2</sup>) 渡辺

法理、諸制度の哲学的、倫理的基礎の研究とその批判を行う学派を総称している。<sup>(3)</sup> この学派は、一八世紀的自然法理論の克服として位置づけられている。まず、この点をみておきたい。パウンドは、一八世紀的自然法論の限界を次のようにまとめている。

「個人の良心が唯一の基準であるとすれば、この理論は、道徳の絶対的理論が支配的である時代においてのみ実践に耐ええるものとなる。全ての人、又は、ほとんどの人が、道徳的基準に合意をするか、若しくは、道徳的原理の内容とその適用を最終的に宣言する何等かの終局的権威を求めるに同意しなければならないのである。さもなくば、法理論は、全く不確定的となってしまうであろう。そして、正に、現実の事態は、法律実務家が、従来から受け入れられてきていた法的伝統の諸原理を権威的指針としてうけとめている一方で、法学者と哲学者とは、夫々各人の個人的見解を基本原理の最終宣言として課そと試みていたのである。ベンタムは、有名な一節を以てこのことを指摘している。彼は、法学者・道徳学者の提案する多様な基準は、『外在的基準へアピールする義務と、論者の感覚乃至意見それ自体を根拠として読者に受け入れてもらえるような影響力を形成する義務とを回避するための工夫に満ちている』と述べている。絶対的な理論がくずれはじめ、究極的な権威がもはや認められない時代、更には、相衝突する利益を有する階級が基本的問題について異なる見解を抱きはじめる時代に至ると、一八世紀の自然法は、不可能になつたのである」。<sup>(4)</sup>

一八世紀末とは、イギリス産業革命、フランス革命、アメリカの独立等がシンボリックに示すように、新興市民階級と産業資本家階級が政治的経済的指導権を把握するに至る時期であり、これに伴う新しい政治的経済的法的諸

価値が生まれた時代であった。しかし、価値觀の多様化と対立の時期であったとする。パウエルは、かかる世紀末を乗り越えて、一九世紀法学への道を開いたものとして、カントの形而上の法学位置づけてゐる。それだけカントの理解を次に簡単に述べておきたい。

- (一) Pound, *The Scope and Purpose of Sociological Jurisprudence*, I, 24 HARV. L. REV. 591-592, 605 (1911).
- (2) Pound, *Juristic Science and Law*, 31 HARV. L. REV. 1047, 1057 (1918).
- (3) Pound, op. cit., 24 HARV. L. REV. at 605.
- (4) Pound, op. cit., 27 HARV. L. REV. at 627.
- I カントは、社会契約が現代の人間を拘束するものとする理論の虚構性を批判し、これに代わり、「意思の自由 (freedom of will)」から「形而上的原理」に権利と正義の根拠を見い出したのである。<sup>(1)</sup> ベンジャミン・カントの理論では、法の目的を自我の認識ある存在が相互に衝突するのを防ぎ、各人が他人の自由と一致する方法や自由の行使するよろに保障することにあると主張している。<sup>(2)</sup> つまり「相対立する自由意思の調整」である。「調整を行ふ原理は、意思の自由の平等性である。則ち、各々の行為に普遍的ルールを適用し、行為者の自由意思が、他の全ての人の自由意思と共存しえるようである」とある<sup>(3)</sup>のである。
- カントは、人と社会的諸組織とも分離してゐる。この点は、一八世紀法学にも一般的な特徴である。「一九世紀形而上の法学は、完全に個人中心主義的であった。自由とは、普遍的意思の実現であるところの命題ではなくて、人法と「憲法と道徳」論——ルーオーキングの研究(上) 渡辺

間の目的は自由にあるという命題を主張したのである<sup>(5)</sup>。ペウンドは、他方で、かかる「権利の形而上の公式」は、次の点で、一八世紀法学と異なるとしている。則ち、

「一八世紀では、法の目的としての正義とは、抽象的な個人をみるより決して、絶対・永遠・普遍の個人の自然権を意味した。他方、カントは、正義とは、各人に對し、他の全ての人の意願の自由と一致する限度で、意思の自由を保障することを意味すると考えていた。かくして、社会の現状を維持するための新しい正義の理念か、個人の自己主張の最大限化の保障 (the securing of a maximum of individual self-assertion) への正義の理念への移行が完成したのである<sup>(6)</sup>」。

「法秩序が存在する目的としての個人の自己主張の最大限化」という理想<sup>(7)</sup>は、何をやたらしたのであらうか。ペウンドは、「この考えが、「市民的自由、個人の活動の一般的自由の理念」を発展させたといい、「法の正当化とは、弱者の行動の自由に干渉する強者を抑制し、組織された多数者が少数者の自由な個人の自己主張に干渉するのを抑制する法が存在している場合を除いては、眞の自由はない」といふ」とあるとした<sup>(8)</sup>。點を指摘している。善と正義の基準は、法の保障する自由の量によつて定まるにせられたのである<sup>(9)</sup>。そして、かかる形而上的、抽象的な個人の自由概念は、一八世紀末のアメリカ個人主義に向かへ適合し、一定の影響を及ぼしたのである<sup>(10)</sup>。

(1) Pound, op. cit., 27 HARV. L. REV. at 628.

(2) Pound, The End of Law as Developed in Jurisprudence, II, 30 HARV. L. REV. 201, 204 (1917).

(3) Pound, op. cit., 27 HARV. L. REV. at 628.

(4) Ibid.

(5) Pound, op. cit., 30 HARV. L. REV. at 204.

(6) See, R. POUND, INTERPRETATIONS OF LEGAL HISTORY, at 28-30 (1923).

(7) Pound, op. cit., 27 HARV. L. REV. at 629.

(8) R. ROUND, INTERPRETATIONS OF LEGAL HISTORY, at 29 (1923).

(9) Pound, 30 HARV. L. REV. at 204-205.

(10) Ibid.

II 一九世紀の「哲學的法學」へは、カノーネの形而上の法學の他に、ヒュンスのルソー學派、スロッシュンズ (Herkless)・イタコト (Del Vecchio 等)・ボイストル (Boistel 等) の形而上学派、及び、英米の「ラックスト」一派の自然法論を身につけた法律實務家が担つてゐた。彼等は、かかる「哲學的法學」の全体的特徴を次のよう述べる。

〔1〕法の過去、現在ではなく、将来の理想を考察するのにより適してゐる。

〔2〕法は創造されるのではない、発見されるにあらむ点で歴史学派と一致するのであるが、一般に、法の原理が發見された場合には、明確にかつ一定の形式によつて叙述されるし、また、便宜のためにもやう叙述されるべくわざであらうと信じてゐる。

〔3〕ルールによる制裁よりも、ルールの倫理的、道徳的基礎をみてゐる。

〔4〕特定の法源形式を好む必然性はない。

(5) 多様な哲学的見解があるため、ある意味では、一つの哲学的学派があるというより、そのグループが存在するといったほうがよい<sup>(2)</sup>』。

パウンドは、「哲学的法学」の果たした積極面を近代国家における自由主義の実現にみている。則ち、

「文化国家では、司法の運用は、一定の公式によつて行なわざるをえない。これらの公式は、善と正義の理念を表現し、また、善と正義を促進する手段たることを企図したものである。だが、我々は、こうした理念を忘れ、理念の目的を見失い、公式をしてそれ自身のためにあるかの如く取扱う危険が常にある。それ故、ストア派の時代以来、人は、倫理、政治、法学の思潮がかかる危険に陥ることを防ぐため、所謂『自然』なるものに頼ってきている。ここにいう『自然』とは、理性と善の一般原理をいう。理性、並びに、各時代における何が正義で何が善かについての人間的感覚に頼る手法は、正に、哲学的法学の常に行なおうとしたところである。また、彼等は、直観的合理性に基盤付けられている法たるべきものは、法としての拘束性があるとも說いたのである。そして、この考え方は、法史上、自由主義化を求める最強力の動因となつたのである」<sup>(3)</sup>。

しかし、他面で、パウンドは、三つの限界点のあつたことを指摘している。第一に、法理一般の通有性として、「機械的法学」に陥る可能性を排し切れず、現に、「純粹に現象的な善及び正義」、「抽象化の過剰」という形態での傾向が表われてきたことである。このため、従来のドグマと諸制度に対する実りある批判に至らず、「空虚な一般化」にとどまり、法理論は理論それ自体の上にのみ構築されることになったのである<sup>(4)</sup>。第二に、自然的な善や自然的正義については、「曖昧さ」がつきまとひ、これは、一方で、「近代法の自由主義化に相当多くの貢献をし

たのと同程度に、往々にして明確な法思想を破壊するにいたる力を貸したのである<sup>(1)</sup>。第三に、法理の倫理的基礎を本格的に分析することなく、これを正当化するみせかけの論拠を与えた場合が少なからずあつたことである。

ペウンドは、「人間の性質上、なじみのある諸組織のほとんどを特に疑問とする」ともなく受け入れるものである。それ故、自然法に基づくとされるいかなる法大系上も、この自然について解釈をする各々の法学者がなじんでおり、そのもとで成長してきた法的諸組織が正に自然によつて必要とされてゐると主張されるようになることを予想するのには合理性があらう」とする。<sup>(2)</sup> 現に、一七、八世紀の大陸の哲学的法学では、「自然法とは、法学者の知り、研究したローマ法の諸原理の理想的発展形態を意味してゐた」<sup>(3)</sup>。英米法圏では、既述のように、ロモン・ロー上の諸原理の発展が自然法とそれでいたのである。<sup>(4)</sup>

- (1) ペウンドは、「哲學的法学」には、所謂「社会哲学派」である新ヘーゲル派、新カント派や命のいふべきものやあらへんやあらへぬが、本文の考察では、いれいは除外してある。See, Pound, op. cit., 24 HARV. L. REV. at 591-592, 604-611, 617-619.
- (2) Id., at 606.
- (3) Id., at 608.
- (4) Id., at 608-610.
- (5) Id., at 610.
- (6) Id., at 611.
- (7) Ibid.

四 では、次に、アメリカの「十九世紀法学における「哲學的法学」たる自然法理論についてみてみよう。ペウンド憲法と「法と道徳」論——ルーオーキンの研究(下) 渡辺

は、一九世紀前半まで、アメリカで自然法理論が有力であった理由として、次の点があるとする。アメリカ独立後の法の形成期において、もっとも重要な法的問題は、拡大しつつあるアメリカ生活の諸要求に見合うルールを策定し、また法規範の構造を提供することにあつた。従つて、裁判所の精力も判例も通じて法大系を開拓することに注がれていたのである。「法の確定とその宣言が、司法活動のもっとも重要な部分となつた」。<sup>(1)</sup> つまり、西部の開拓、新しい州の誕生にあわせて、自然法理論が新しい法に生命と形態を与えていたのである。<sup>(2)</sup>

しかし、ペウンドは、「アメリカにおいて、コモン・ローは既に成長の時期を通過した。一部では、この成長期は南北戦争の頃に終了しており、他ではなお続いたものの、一般には一八七五年頃には終了したといえよう」とす<sup>(3)</sup>。つまり、「イギリス法継承の過程が完了し、また、ヨーロッパ商法を借用する必要や、イギリス的なルールと諸制度を偏見から守るために比較法に正当化根拠を求める必要がなくなると、自然法は、その役割を終えたのである。その後、しばしくは、受け入れられた法規範をそのまま正当化するのに貢献したが、同時に変化をはばみ、古典的コモン・ローの理想を自然の法的秩序であるとするのに貢献したのである」。

かくして、ペウンドは、一九世紀末葉、アメリカ自然法理論は、「成長の妨げ」「法の意識的な改良の抑制」になつたとしている。<sup>(4)</sup>

(1) Pound, The Theory of Judicial Decision, II, 36 HARV. L. REV. 802, 803 (1923).

(2) Pound, Law in Books and Law in Action, 44 AMER. L. REV. 12, 22 (1920).

(3) Pound, op. cit., 36 HARV. L. REV. at 808.

(4) Id., at 807.

## 五 一九世紀における自然法理論の限界をもう少しみておこう。

第一に、立法に対する態度である。アメリカでも、一九世紀中頃までに法典化運動が進められたが、この段階では、新しいルール、命題、法大系の形成が行なわれたのではなく、裁判所が行なつた、イギリス・コモン・ローの継受とアメリカ的条件への調整の結果をまとめたのにどまつていた。<sup>(1)</sup> この一八六〇年頃までに終了した法典化運動と別に、一八八〇年代から、新しい社会政策・経済政策諸立法が登場してくる。裁判所は、後者の立法による社会改革に対しては、はつきりと不信感を示した、とパウンドは述べている。<sup>(3)</sup> その表われとして、パウンドは、「法の厳格解釈」の機能に注目している。元来、この法理は、コーケの時代に、コモン・ロー上の権利に反する議会の法律を無効とし、市民の権利を守るために役割を果たしたが、その後、コモン・ロー優位の思想とともに、「ブラックストーンを経て、アメリカにも継受された。そして、アメリカでは、司法権優位の思想、従つて、制定法は、コモン・ローに適合・調和するよう解釈されなければならないとする思想<sup>(6)</sup>として定着することになるのである。則ち、パウンドは、一九世紀法学の文脈では、「立法による変革に対する、司法の敵意の理論」であつたとしている。<sup>(7)</sup>

第二に、コモン・ローの成長の停止、既存の法秩序と法的価値の絶対化のため、「一九世紀前半における、同質的な、開拓者中心の、主として農耕を行うコミュニティー」から「現代の異質的な、都市化産業化コミュニティー」への移行、簡単にいえば、「農耕社会」から「都市化社会」への変化に対応しきれなくなつた点である。この社会

モデルの変化について、パウンドは、人間主体についての観念の変化として、次のように説明している。「農耕社会」では、「同質的人間が前提にされている。自己の権利に敏感であり、秩序の維持に熱心で、自分達が理解し信奉できる政府の諸制度については同情をもつてゐる——要するに、法規範が確認されて、一般に認識されれば、いつでもどのような事項についても、これを遵守する意思のある人民である。法規範は、不正がなされたときに法的機構を作動させるため、人々がその自発性によつて援用し、また、陪審席において法を理屈的にかつ確固として執行するためにも、援用するのである<sup>(8)</sup>」。これに對して、「都市化社会」では、「異質的な多様な人口の集中した都市の民衆」が前提になる。ここには、「当局により抑制されることになれた部分が含まれており、また、我が国の諸制度に無知であるか、その形態しか知らず、あるいは、政府について知つても然るべき理由から疑惑をもち、それ故に、全ての政府に対する不信感をふきこまれており、法的機構の援用を嫌つてゐる人々である。彼等は、政府や法的機構とは、世界の別の部分に属する社会条件としか考えていない。また、陪審裁判とは、一種の人間狩りと考えており、陪審の面前で進められる手続の性質を知らず、また、コモン・ロー上、被疑者・被告人が完全な防禦のために保障されている様々の便宜のあることを理解できず<sup>(9)</sup>にいるのである。

右の分析は、クリーブランド市の刑事司法改革論の総括としてまとめられたものであるが、基本的には、一九世紀の司法一般にも妥当しよう<sup>(10)</sup>。別の角度から述べると、以上のような「都市化社会」は、また、一九世紀末の第二次産業革命による著しい近代的工業化社会への發展の時期でもあった。この結果、一八世紀末から一九世紀前半までに確立した司法組織とコモン・ローとは、その立脚する社会条件の変化のために、充分な機能を果たせなくなる

のである<sup>(11)</sup>。これらの条件のもとでは、先に述べたコモン・ローの個人中心主義的諸制度は、「破滅に向かっていく」のである（上記③二参照）。

「私人訴追は、衰退してしまっている。義務付訴訟、差止訴訟いずれも、政治的党派とそのボスが公的基金を略奪するのを防ぎえないことは明らかであった。危険引受けの法理は、現代の雇用関係のもとでは、残酷なものとなつている。損害賠償請求は、病気の牛の肉や毒入りのかん詰食品を買わされる時代には、何の安息をも約束しない。これら全ての点は、もっとも重大な公共の利益に日常的に関わっている問題である。が、いずれについても、コモン・ローの救済方法は失敗しているのである<sup>(12)</sup>」。

則ち、ここに、パウンドは、「コモン・ローの危機」をみてとるのである。「我々の伝統的法大系は、個人にあまりに多くの尊敬を払つてきている。これは、我々の法と政治の歴史が個人に与えた壊滅で守られた地位である。これに対しても、社会的必要性は、個人と利益衝突を生じるときには、ほとんど尊重されていないのである」<sup>(13)</sup>。パウンドは、その具体例として、冒頭掲記のアディア事件に至る社会政策諸立法違憲判例をあげている。就中、八時間労働等、労働時間制限立法、一定の職種につき給与受領期間を定める法律、綿糸工場での罰金制利用禁止法律、鉱山夫の給与確保のための石炭検量方法の規制立法、退職金の基金を給与より差し引く方法を禁止する法律、商品券による給与支払の禁止立法、鉄道会社が解雇に際し理由を書面で手交することを求める法律等の違憲判例を問題としている<sup>(14)</sup>。

パウンドは、かかる「契約の自由」絶対の法理と、以上で解説してきた自然法、コモン・ローの理論との関係を憲法と「法と道徳」論——ドゥオーキンの研究(下) 渡辺

次のようだきを以てしる。即ち、

「以上の判例は、我々の法大系上、個人が自由に契約を結ぶ権利が、労働者大衆といれに対する抑圧との間に介在しあらじかる社会の権利の犠牲において維持されていふことを示してしる。この個人の権利と、その権利に対する尊敬の過重は、ロマン・ロー法理によるものである。いま、これは、社会の発展とロマン・ローとの間の相克を意味してしる。司法権の行使によく上記のような立法の違憲判断は、ロマン・ロー理念と正に一致したものである。されば、法の優位の法理のやたひしたるものであり、」の法理は、マグナ・カルタに遡る先例と軌を一にしたるものである。<sup>(15)</sup>

- (一) Pound, Mechanical Jurisprudence, 8 COL. L. REV. 605, 612 (1908).
- (二) Pound, Fifty Years of Jurisprudence, I, 50 HARV. L. REV. 557, 559-560 (1937).
- (三) Pound, Common Law and Legislation, 21 HARV. L. REV. 383, 402 (1908).
- (4) Id., at 387-388, 390-392.
- (5) Id., at 392-393, 401-403.
- (6) Id., at 400.
- (7) Ibid.
- (8) Pound, Criminal Justice in the American City—A Survey, in: THE CLEVELAND FOUNDATION, CRIMINAL JUSTICE IN CLEVELAND, at 591 (1922).
- (9) Ibid.
- (10) 一九世紀後半における「開拓者・田園・農業中心のアメリカ」から、「都市化、工業化されたアメリカ」への移行と、法

◎「判例」の変化について see, Pound, The Theory of Judicial Decision, 36 HARV. L. REV. 641, 653-654 (1923).

(11) Id., at 590.

(12) Pound, The Causes of Popular Dissatisfaction With the Administration of Justice, 40 AMER. L. REV. 729, 737 (1906).

(13) Pound, Do We Need a Philosophy of Law ?, 5 COL. L. REV. 339, 344 (1905).

(14) Id., at 344-345.

(15) Id., at 345-346.

##### ⑤ カハム——新たなる「機械的法学」

「カハム」——一九世紀の哲学的法学は、全体として、カハムの「意図の自由」の保障を目的としていたのであるが、結局、分析主義・歴史法学といふは、一九世紀末葉の「法形式主義」を導くに至ったと総括してくる。<sup>(2)</sup>

カハム——我々の課題は、以上のアメリカ自然法理論史を踏まえて、二十世紀末自然法理論たるカハムの自然法主義を位置づけんとするにある。この点で、まず、我々は、カハム理論が、社会契約説を前提にしていないことに気付く。つまり、自然法=道徳的価値の存在の基盤は、社会契約ではなく、「政治システム」という現実に由来する「政治秩序」ももれていた。所与の構造を道徳的価値の基盤とする理論の枠組みは、前述のように(1)(1)③④参照)、トマス・アクィナスの自然法論に近しい。しかし、アクィナスの自然法論が、神の存在を前提とする宇宙構造を前提としていたために、抽出される道徳的価値の存在被拘束性が極めて堅固であったのに比するべくカハムの「政治秩序」は、無定形である、と我々は考えている。「政治秩序」がいかなるメカニズムによれば、

一定の道徳的価値を形成しうるのか、定かにされていないといつてもよい。「神」に拘束される価値という考え方は、道徳的価値の存在の正当化理論なのである。同じ意味で、社会契約論もまた、価値の存在の正当性を明らかにする役割を果たしているといえる。ところが、ドゥオーキンの自然法主義は、この次元の理論は、用意していないのである。

二 ドゥオーキンの理論もまた、一八世紀自然法と同様に、裁判官の「良心」を信頼し、その「理性」に道徳的判断を委ねるとともに、「各個人が、実定法が自然法に一致するか否か判断する裁判官である」という、道徳の個人相対主義に立脚している（上記③）参照）

ただ、我々は、パウンドの「農耕社会」・「都市化社会」のモデル論を、ここで思い出さなければならない（④五参照）。つまり、一八世紀自然法が、裁判官又は法学者の良心と理性に信頼できたのは、コミュニティの安定性・同質性、価値観の統一性の認められる「農耕社会」を前提としていたからである。従って、理論構造はともかく、一八世紀自然法の理性の信頼論は、価値の事実的存在的被拘束性の裏付けに、現実的に、依存していたのである。

三 一八世紀、一九世紀アメリカ自然法論は、自然法・自然権＝コモン・ロー一致論に至った。そのことの思想史的意義は、既にみた如く、『コモン・ロー原理の絶対化——法形式主義』として表わすことができよう。ただ、我々は、他面で、この自然法理論が、客観的にルール又は原理として存在している所与のコモン・ローの諸価値を、道徳的価値の源泉にするとともに、これに限定するという枠組を有していたことは、理論構造の客觀性と安定性を担保するものであった、と評価している。

要するに、トマス・アクィナスの自然法論も、三世紀にわたるアメリカ自然法論も、自然法又は自然権としての道徳的価値の存在を拘束するもの、存在に正当性を付与するものを理論構造化しているのに対比し、ドゥオーキンの自然法主義における「政治的道徳」は、謂はば空中に浮遊しているのだとある。

四 従来の自然法の主たる原理は、「自由」の原理であるとまとめることができるように思う。これと対比すると、ドゥオーキンは、「平等」原理を主軸にしている点に、差異を見い出すことができそうである。但し、我々は、ドゥオーキンの「平等」処遇原理が、二〇世紀中葉以降のアメリカ法の法的実践レベルで有力なプロセス法学の主張する「平等」原理とどれほど違えるのかについて疑問を抱いている。今のところ、我々は、プロセス法学同様に、「機会の平等」を重んずる自由主義的理論になる余地が大きいのではないかと考えている。もしそうであるとすれば、我々は、ドゥオーキンの自然法主義に格別の獨自性を見い出し難くなると考えている。則ち、ドゥオーキンの自然法主義の具体的な解釈モデルには、①単なる fit 論（過去形道徳基準論）、② fit・substance 調和論（過去形道徳・現在形道徳調整論）、③過去形道徳・関数としての「平等」処遇原理結合論の三つがあり、その選択もまた、裁判官に委ねられていた（①④四参照）。とすると、「平等」原理自体が、自由主義的なそれではなく、より実質的、実体的平等の保障を意味するものと理解されたとしても、更に、かかる「平等」原理を回避する方法が、既に理論、内在化されているのである。この場合、残る選択肢のうち、①は、既存の価値秩序の維持を意味するものであることは容易に判明する。また、②の選択肢は、一応、過去の改良の意味を含む。しかし、ドゥオーキンは、③のモデルが、instrumentalism の追求する未来形道徳の実現には至らないよう、厳しく戒めていたことに注意

しなければならない（⑩①参照）。この結果、パウンドは、一九世紀の「哲学的法学」の特徴として、「将来の理想を考察するのにより適している」とを指摘したが（上記④三参照）、「一〇世紀末自然法主義は、当初から、将来の展望の探求を放棄しているのである。

五 要するに、ドゥオーキンの自然法主義は、世紀末の価値多様化の社会において、道徳の個人相対主義に基づき、「政治的道徳」と「平等」という先驗的概念を、裁判官が自らの「良心」に従い、解釈・適用する理論なのである。この概念の対象化する価値の存在の正当性は、示されていない。将来の社会の「理想」は、かかる価値論からは、除外されている。とすると、我々は、一九世紀末「法形式主義」が、形而上の「意思の自由」を絶対的価値としつつ、「契約の自由」概念中心の「機械的法学」に至ったように、「平等」概念を軸とした、新たなる「機械的法学」に陥らないかを危惧するものである。そして、それが、一七世紀的自然法論と同様に、既存の社会秩序と価値を固定するものとならないか、虞れるのである。

六 では、「機械的法学」に陥るのを防ぎつつ、「法と道徳」を、現代的文脈で統合する方法は、ないのであるうか。これが、我々の最後の課題である。我々は、「の問題への解決の鍵をロスコー・パウンドの法学に見い出す」とができると考えている。

パウンドは、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて支配的であった「法形式主義」を克服し、新しい時代の価値観を法に注入する」とのできるダイナミズムを内にもつ「社会学的法学（sociological jurisprudence）」を樹立し、以降、二〇世紀のアメリカ法学の「建設」面の礎石を提供したのである。<sup>(1)</sup> その意味で、我々は、「法と道徳」

の正しい関係を探り、一〇世紀末憲法学の混沌から一一世紀の新しい法学方法論を見つむかだぬべ、一〇世紀初頭に正にこの課題を担つたペウンド理論をやり返つてみたると考へる。

(1) グリズウォルドは、一九六四年の段階でも、ペウンドが、アメリカ法学における「法学における最後の偉大なる総合家」であると評してゐた。See, Griswold, Roscoe Pound—1870—1964, 78 HARV. L. REV. 4 (1964). その評価をかべきじとのできる新しい総合法学は、一九八六年に日本で登場した。

(2) サマーズ教授は、アメリカ功利主義法学 (pragmatic instrumentalism) を、分析主義的実証主義、自然法哲学、歴史学派と並ぶ第四の法思想潮流と位置付けて、その総括的批判を試みる。その成果は、新しい時代の来たるくあ法律の方向を採るのに役立つ。See, R. S. SUMMERS, INSTRUMENTALISM AND AMERICAN LEGAL THEORY, 19 (1932). しかし、法史をかかる四派に区分する手法は、既に、ペウンドが、一九世紀末の哲学的法学、歴史法学、分析法学の批判的克服として、自らの社会学的法学を位置づけた方法を見出されたものである。See, Pound, The Scope and Purpose of Sociological Jurisprudence, I, 24 HARV. L. REV. 591, 591-593 (1911); III, 25 HARV. L. REV. 489, 512-516 (1912).

また、サマーズ教授による功利主義法学の「法の道徳」分離論の批評は、ペウンドの「法の道徳」論を基礎としておりとは、容易に判明する。See, R. S. SUMMERS, op. cit., at 176-190; cf., R. POUND, LAW AND MORALS (1926).

#### (4) 法規範の構造と道徳——ペウンド理論の概観

##### ① 「社会学的法学」の意義——法現実主義との関係

——我々は、最初に、ペウンドの「社会学的法学 (sociological jurisprudence)」の演繹的、アメリカ法思想史上の位置をみておきたいと考える。佩ルル、ペウンド法学が、アメリカ法学にいかなる影響力を与えたのか確認すべし。

るの実は、困難な作業である。ペタスン<sup>(1)</sup>、マーフィー<sup>(2)</sup>、ハンショーテッド・フリーマン<sup>(3)</sup>等の法思想史研究も、法現実主義、実証主義、プロセス法学と並べて、ペウンド理論を解説するにとどまり、そこから影響力の社会的、歴史的な大きさを読みとるにはできない。ただ、この理論が、アメリカ法学をはじめて「科学的」たらしめたことは、一般に承認されている。ソルヤ、このあたりから、ペウンド理論の意義をありかえつてみるに似しよう。

「今日、我々は、社会科学を全て統合しようと求めていた。また、法理学を、社会科学全体のひとまとめて位置付けようとしている」<sup>(5)</sup>。

「現代の法学教師は、社会学、経済学、政治学の学究でもなければならぬ。彼は、裁判所が、どう判断するのか、そのときの原理は何であるのかについてのみならず、こうした原理の適用される社会的、経済的な環境や条件をも知らなければならない。また、それら原理が実践で機能するときにこれを取り組んでいた民衆の思潮・感情がどうであるのかをも知らねばならない」<sup>(6)</sup>。

こうした法の科学化は、法形式主義を克服するところ実践的、現状改革的課題を実現するためのものであつた。ペウンドが、「人間の努力の有効性・効率性に対する確信 (faith in the efficacy of human effort)<sup>(7)</sup>」と「法理学における機能的態度 (functional attitude in jurisprudence)」を強調するのと、このためである。<sup>(8)</sup> 「law must be stable and yet it cannot stand still」、こう有名な法格言も、ペウンドの改革志向を示すものといふ讀むことができるものである。則ち、「法的秩序は、安定していくがゆゑに柔軟でなければならぬ。法的秩序は、不斷に

精査をいたなむべきだらうのやう。しかし、法的秩序が規制したくねばだらう現実生活の側の変化に適応す  
るよほじ常と修正を施されたりねばだらう」のやう。<sup>(12)</sup>

- (→) E. W. PATTERSON, JURISPRUDENCE: MEN AND IDEAS OF THE LAW, 509-527 (1953).
- (o) C. F. MURPHY, MODERN LEGAL PHILOSOPHY, 57-81 (1978).
- (o) L. L. HAMPSTEAD / M. D. A. FREEMAN, INTRODUCTION TO JURISPRUDENCE, 344-450 (4th. ed., 1979).
- (+) Farum, Dean Roscoe Pound—His Significance in American Legal Thought, 14 BOSTON U. L. R. 715, 723 (1934).
- (o) R. POUND, INTERPRETATIONS OF LEGAL HISTORY, at 45 (1923).
- (o) Pound, The Need of a Sociological Jurisprudence, 19 THE GREEN BAG 607, 611-612 (1907).
- (~) R. POUND, INTERPRETATIONS OF LEGAL HISTORY, at 11, 152 (1923).
- (∞) リー・ワードの「心懸掛の歴史」(Lester F. Ward) は、歴史的見地から、歴史過程の本質を  
意識的努力の発揮性を強調した。See, H. G. REUSCHLEIN, JURIS-  
PRUDENCE: ITS AMERICAN PROPHETS, at 109, n. 34 (1951). しかし、内容的見地では、歴史過程は反抗的、逆反的、  
反対的である。See, Grossman, The Legal Philosophy of Roscoe Pound,  
44 YALE L. J. 605, 606 (1935). また、歴史過程は、歴史的見地から、歴史過程の本質を強調する。See, Pound, The Scope and Pur-  
pose of Sociological Jurisprudence, II, 25 HARV. L. REV. 140, 140-147 (1911).
- (o) R. POUND, INTERPRETATIONS OF LEGAL HISTORY, at 12 (1923).
- (o) Id., at 1.
- (11) Ibid.

二 パウンドは、こうした改革のための「社会学的法学」の内容となるべき設計図について、次のようにまとめている。

「(1) 第一に、法的諸組織と法的理論の現実的な社会的影響の研究である。……

(2) 第二は、立法の準備のため、法的研究と結合しつつ、社会学的研究をすることである。従来うけ入れられてゐる科学的方法として、他の立法例の分析研究がある。比較立法学は、賢明な法創造を行う最良の基礎と考えられている。ただ、法律だけを比較するのでは、不充分である。法律の社会的作用、施行された場合に生みだされる効果の研究がより重要である。

(3) 第三は、法的ルールを効果的にする手段の研究である。この点は、過去においてほぼ完全に無視されている。我々は、法創造については丹念に研究しているが、その場合、法は創造されれば必ずと執行されると仮定していたようと思われる。これは、立法のみならず、判例集に基づく法のもっとも重要な部分についても同様と思える。つまり、我が国の司法システムのほとんどの精力は、矛盾のない、論理的な、細部に至るまで正確な先例の集合を形成することに注がれていたのである。我が国システム上、重要な部分は、訴訟関係人に対して正義を実現するトライアル・ジャッジではなく、訴訟を法を発展させる手段として利用する上級裁判所の裁判官なのである。我々は、司法システムを判断するとき、具体的な事件の各当事者に対する現実の結果ではなく、文書にされた意見そのものによつて行う。しかし、法の生命は、その執行にある。我々の年々なされる膨大な立法と司法的解釈の結果とを効果的なものとする方法を真剣に科学的に考究することが喫緊である。

(4) 最終的な目的に対する手段として、社会学的法史研究がある。つまり、法理がいかに生成・発展したかを単に法学上の材料としてのみ研究するのではなく、法理が過去においていかなる社会的効果をもたらしたか、いかにそれを生み出したかの研究である。それ故、カントローヴィッツは、法律の変化の原因は、常に過去の法的現象にのみ見い出されるかの如く考えてルールと法理を時代の経済と社会的歴史から切りはなしてしまふことに反対し、法史研究がそうならないよう求めたのである。法史研究上、過去の法律が、間隙・矛盾のないシステムであり、従つて、システム的演繹により、全ての問題への解答を与えることを証明しようとしてはならない。むしろ、過去の法律が、どのようにして社会的、経済的、心理的条件の中から成長してきたのか、また、いかにしてそうした条件と一致し調和していくのか、さらに、好ましい結果を導くことを期待するとき、過去の法にどこまで頼ることができるか、あるいは、どの程度これを無視できるのかを示すことにある。

(5) 今ひとつポイントは、個々の事件における合理的で正義に一致する解決を導くことの重要性である。この点は、比較的最近でも、確実性を不可能なまで追求する試みのために往々犠牲にされている。が、近年、この点に関する文献がかなりでてきていている。一般に、社会学的法学者は、法の衡平な適用と呼ばれているものに賛成している。つまり、社会学的法学者は、法的ルールを裁判官をして just な結果に導く指針とみるのである。同時に、当事者の正義の要求を満たしつつ、通常人の一般的理性との一致をもはかるため、広い範囲で裁判官が自由に個別の事件を処理することを強調するのである。

(6) 最後に、法の目的を実現する努力をより効果的にすることがねらいであり、以上の諸点は、そのための手段

のじゅつかにやめたんとを記しておく」。

かかる設計図によつて構築される社会学的法学の特徴は、次の点にある（例えば、哲学的法学のそれと対比する）と、興味深い。（3）（4）[参照]。

〔1〕 社会学的法学者は、法の抽象的実体よりも、法の作用に注目する。

〔2〕 法を理性的な人間の努力により改善しうる社会的制度とみる。そして、かかる努力を促進し、方向付ける最善の手段を発見することを義務と考えている。

〔3〕 制裁よりも、法の目指す社会的目的を強調する。

〔4〕 法的命題は、固定した型ではなくて、社会的に just な結果を導く指針としてみられるべきであると主張する。

〔5〕 哲学的見解は、多様である。当初は、実証主義者でもあったが、近年は、社会哲学派の一派に従う者もいる。實際上、社会哲学派と社会学的法学派とを本質的な点の多くについて区別することは、容易ではない。ムーア教授は、「功利主義運動の發展上」一般的原理の論議ではなく、功利主義の概念と方法を特定の問題にシステム的にかく詳密に適用するときがきてくる」と述べてはいるものの、残念ながら、一般的原理の議論は、まだ繼續されなければならない。従つて、功利主義的法哲学は、なお将来に俟たねばならない。しかし、これが明らかにされたときには、社会学的法学者から多くの信奉者を期待しえよう」。

ムーア、ペウンドは、功利主義<sup>(3)</sup>を前提とした社会学的法学の建設へと着手するのである。<sup>(4)(5)</sup>

(一) Pound, The Scope and Purpose of Sociological Jurisprudence, III, 25 HARV. L. REV. 489, 513-515 (1912).

(e) Id., at 516.

(3) 後述の「宋辯」論など、ヒューマニズム等の影響をうけたためのものである。See, Stone, A Critique of Pound's Theory of Justice, 20 IOWA L. REV. 531, 546-549 (1935); Patterson, Pound's Theory of Social Interests, in: P. SAYRE, ed., INTERPRETATIONS OF MODERN LEGAL PHILOSOPHIES, at 558 ff. (1947).

(4) 社会学的法学形成期のペウンド理論の全体として、see, R. POUND, INTRODUCTION TO THE STUDY OF LAW (1912). ペウンド法学の骨核といふそれを形成する際の材料は、比較法学者の他の文献を取るに及ばず、see, R. POUND, OUTLINES OF LECTURES ON JURISPRUDENCE (4 th ed., 1928; 5 th ed., 1943).

(5) 本文の説話図の提示から「長い年を経て」ペウンドは、社会学的法学の到達点を次のよう再論じてゐる。

「(1) 機能的態度を發展せよ、what law is のみならず、what it does (あるある意味で)、bow it goes, how it may be made to do it better おも問題にしてこそ。」

「(2) 排他的な視座に立つことをやめ、他の社会科学とのチームプレイもふくらぐかのを求めてこそ。」

「(3) あらゆる意義における法を、社会統制の全過程に関連させて研究してこそ。」

「(4) 行政過程のみならず司法過程における individualization の役割を認識しており、従つて、個人的経験に基づく個人的判断・直観を無視するのではなく、それを考慮する必要を認識してこそ。」

「(5) 社会学的法学は、科学それ自体の一部分としてあることは、あることは、これに緊密に関わる部門としてある、実質的目的より法論的目的上独立性を保つて、価値の問題を異なる視点からとりあげてゐる。つまり、利益、権利主義、欲望を測定・衡量する基準の問題である。されば、諸利益の認識、制限、確保、法規範の創造、発見、洗練、また、法規範が創造され発見された場合、その解釈・適用を行う全过程の背後にある問題である。See, Pound, Fifty Years of Jurisprudence, 51 HARV. L. REV. 777, 812 (1938).

三 右のようなバウンドの社会学的法学の思想史的、実践的影響力の判断を困難にしているのは、これと同時期に併行して（乃至、社会学的法学に対抗して）、登場した法現実主義による「法形式主義」の解体作業が、ある意味で、非常に徹底していたからである。法現実主義の共有する立脚点については、ルウェーリングが、次のようにまとめている。

〔1〕 流動するものとしての法、変化する法、法の司法的創造の概念。

(2) 社会的目的の手段として法を観察し、それ自体の目的とみないこと。従つて、法のいづれの部分も、その目的と効果に照らして常に検証をうけなければならず、また、その相互の関係について判断されなければならない。

(3) 流動するものとしての社会、特に、法よりも早く流動するものとしての社会の概念。かくして、法のいづれの部分も、法が貢献すべき社会とどこまで一致しているのか判断する再検証を必要とする蓋然性が常にある。

(4) 研究の目的上、Is と Ought との「一時的な分離」。これは、次のことを意味する。調査の対象を設定するのに常に、価値判断を行なわなければならないが、記述されている事物相互の関係の観察、叙述、確定は、観察者の欲求、彼が（倫理的に）かくあるべしと考えていることにより、可能な限り汚染されないようにしなければならない。もう少し個別的にいふと、裁判所が何を行つてゐるのかの研究にあたり、裁判所はいかに行動するべきかの問題を無視する努力を必要とする。但し、Is と Ought との分離は、永久のものとして考えてはならないのは当然である。変革が必要ではないかとの懷疑から出発する者にとって、両者を永久に分離しておくことは不可能である。ここで議論は、次のことを意味するのにとどまる。法のいづれの部分についてであれ、将来何が行なわれるべきである

のがについての判断は、法のその部分が、現在何を行つてゐるのかについて可能な限り客観的に認識する作業を伴わなくとも、学究的に行なうことができる。現実主義者は、事実の調査の間に、Ought の視角が介在していくと、何が現に行なわれているのかの観察を困難になると信じてゐる。Ought の側からみると、いふことは、armchair speculations にかえて、informed evaluations を行ふ」とを意味する。Is の調査の側から、右の分離がもたらす意義を完全に理解するのは、法現実主義者の行つた商法と商取引の実務における客観的記述への貢献をフォローしたときのみ可能となる。彼等は、既存の経済秩序上、一般にうけ入れられている基盤の多くを拒否する社会哲学に拠つてゐる。……

(5) 伝統的な法的ルールと概念とが、裁判所又は民衆が現に行なつてゐることを記述してゐるとみなされてゐる限度で、これらに対する不信を有すること。むしろ、ルールとは『裁判所が将来何をするのかについての一般的予測』であると強調する。……

(6) 伝統的ルール（その記述的側面）と併行して、伝統的な規範的ルールの定式が、裁判所の判断を形成する上で、主に機能する要素であるとの理論に対する不信。このことは、司法判断研究について、理屈付け理論をさしあたり採用することを伴う。……

(7) ケースと法的諸情況を過去の実務にみられた以上に細かな範疇に分類することに意義があると確信してゐること。これはまた、言語的に簡単なルールに対する不信とも結びついてゐる。この種のルールは、類似性のない、また、単純ではない事実状況を網羅する」とが多い。……

(8) 法をその効果との関連で評価するよりの強調。また、かかる法の効果を認識するよりの価値の強調。  
(9) 以上の視点に沿って、法の諸問題に対して、継続的で首尾一貫した攻撃をするとの強調」。

(一) Llewellyn Some Realism About Realism—Responding to Dean Pound, 44 HARV. L. REV. 1222, 1236-1238  
(1931).

「」のよろうな設計図に従って、法現実主義者は、伝統的な「法形式主義」法学の解体を試みたのである。「」の作業は、次のように多方面にわたっている。

第一に、司法判断が客観的に確定しているルールに従う、論理一貫性のあるものであるところ一般的な理解を批判した<sup>(1)</sup>。特に、スタージスとクラークは、伝統的な抵当権理論で用いられてゐる概念が、事物の「記述」ではなく、裁判官の「情緒的」表現であり、判断の合理化のために利用されているのすぎないことを明らかにした<sup>(2)</sup>。

第二に、行動主義、フロイド心理学を利用して、法現象の科学的な実態分析が試みられた。裁判官の判断過程の非合理性を暴露する作業が行なわれる一方、社会実態調査にもこうした手法が応用された。ムーアによる交通標識に対する反応の研究、オリファントによる契約の客観説乃至期待説の論拠を説明するため、判決とは、裁判官による事実への反応として分析する研究等がなされた<sup>(4)</sup>。更に、一九二九年、三〇年にかけて、イェール大学に設置された Institute of Human Relations<sup>(5)</sup>、商務省、ニュージャージー州地区連邦地方裁判官のクラーク等による破産原因の研究<sup>(6)</sup>、ムーアによる数次にわたる銀行の小切手・手形実務と判例理論の乖離の研究などが有名である<sup>(7)</sup>。

第三に、教育改革が目指された<sup>(8)</sup>。これには二つの方向がある。ひとつは、従来のケースメソッド方法を前提にし

つつ、その目的を、判例から抽出されるルールには、確定的な論理一貫性のないことを示すことに向けたのである。イエール大学のコービンは、後に、自己の法哲学教育における「法」の認識について、次のように語っている。

「『法』の進化・発展は、新しい環境と条件に対する不斷の調整<sup>プロセス</sup>である。長くおわりなき人間の歴史における数百万の事件について数千人の裁判官の行う調整である。この調整のプロセスは、変化のない、『絶対的な』統一性に至ることはない。変動と多様化は、プロセスの必然的表現形態である。このプロセスにおいては、全裁判官が、そのさやかな創造的役割を演じている。夫々の判決上、裁判官は、多様なルール、ルールと考えられるものの多様な言語の配列、同一の言語の多様な意味の中から『選択』をしなければならない」。<sup>(10)</sup>

また、一九四〇年代にイエールで学んだギルモアは、特に、スタージスから学んだものについて、こう述べている。「スタージスは、ごまかしの一般化、一般にうけ入れられている原理、権威ある命題に対して常に警戒することを我々に教えたのである。彼は、自己自身以外の判断を除いては、他人の判断を信用しないこと、しかも、自己の判断についても極端に確信してはならないことを教えたのである。彼は、我々に、いかにして自分自身の英知で生きるかを教えたのである」。<sup>(11)</sup>

ただ、全体としては、法形式主義的伝統法学の批判に力点がおかれて、これにかわる新しい分析を提示することは、ほとんど関心がもたれなかつたのである。<sup>(12)(13)</sup>

教育改革のふたつ目の方向は、先述の社会調査による研究方法の発展に伴い、学際的教育が進められたことであり、専門的法律家以外のメンバーをファカルティーに迎えたことである。こうした動きは、一九二〇年代、三〇年

代に特にやせらんであった。ヒューラムトでは、歴史学のグーリー (J. Goebel)、経済学者のヘル (R. L. Hale)、イヒールでは、経済学者のハミルトン (W. Hamilton)、金融理财の弁護士のシャンクス (C. Shanks) が加わり、政治学のラスキ (H. Laski) が非常勤として参加していた。また、学部長のハッチンス (R. M. Hutchins) や、シカゴ大学総長として去る前に設立した先述の Institute of Human Relations など、実事半のトマホーク (G. Dession) が加わった。<sup>(14)</sup>

第四に、右の点と関連して、新しい型のケース・パッカ、いわく、判例のみに限定したのかい、いわざ外の諸資料を豊富に入れたものが、出版されたらしい。所謂 “pure” casebook 判ふる “Cases and Materials” 類くじ移行しあじめたのである。<sup>(15)</sup> 但し、ルウェーリンが売買法のケースパックの序文で述べた、「私は、眞実の光を輝やかせる」とは、教師の義務ではなくと考へやう」という言葉が端的に物語るよほど、裁判官の行動予測のための資料の提供が目的といわれ、一定のルールなり原理の抽出は顧みられなかつたのである。<sup>(16)</sup>

(1) 妻のモルト、Frank, Mr. Justice Holmes and Non-Euclidean Legal Thought, 17 CORNELL L. Q. 568 (1931).

(2) Sturges / Clark, Legal Theory and Real Property Mortgages, 37 YALE L. J. 691, 714-15 (1928).

(3) J. FRANK, LAW AND THE MODERN MIND (1930).

(4) See, E. W. PATTERSON, JURISPRUDENCE: MEN AND IDEAS OF THE LAW, at 549-550 (1953).

(5) Clark / Douglas / Thomas, The Business Failures Project—A Problem in Methodology, 39 YALE L. J. 1013 (1930).

(c) Shlegal, The Singular Case of Underhill Moore, 29 BUFF. L. REV. 195, 244 ff. (1980).

(d) 但し、オーフォードの研究など、錯誤の効果については、当事者の内心的動機の探求が必要になり、客観的行動の観察による法効果の予測となる手法では限界がでた。See, E. W. PATTERSON, op. cit., at 549. また、ダグラス等の破産原因の調査は、立法改革の資料収集を目的として行なわれたが、方法論の公表があつたものの、実態調査の成果は未公表にとどめた。マークの調査も、結局、社会学者からの方法上疑問があるとの指摘を述べて止む。実態分析に基く具体的提言を行なはばざる遠いものやあつた。See, Shlegal, op. cit., 29 BUFF. L. REV., at 249, 257.

法現実主義の実態分析の方法といふこと、既に、一方では、統計学的手法に頼らざるものとの批判があつた。See, Nussbaum, Fact Research in Law, 40 COL. L. REV. 185, 204-205, 215 (1940). また、他方で、行動主義による同法アーリヤーによる「事実」の把握は、事実認識らるべきの方法を選択したるにふさわしく、身体的動静としての裁判官の行動に着目したるにふさわしく批判された。〔道徳的態度〕、「法の支配的事実的側面」などといったものやある。See, Hall, Integrative Jurisprudence, in, P. SAYRE, ed., INTERPRETATIONS OF MODERN LEGAL PHILOSOPHY, 313, 317 (1947). (e) 牙期における若干の異動があつた、出だ坦ノ助也、ロバート大学ローベクターハーバード、H. Oliphant, K. L. Llewellyn, T. R. Powell, H. Yntema, U. Moore, W. Cook, W. O. Douglas, E. W. Patterson 等もあつた。ヘンリエタ大学ローベクターハーバード、W. Sturgis, H. Shulman, U. Moore, A. L. Corbin, E. Borchard, C. Clark, E. G. Lorenzen, W. R. Vance, T. Arnold, W. O. Douglas 等もあつた。See, Llewellyn, Some Realism About Realism—Responding to Dean Pound, 44 HARV. L. REV. 1222, 1257-1259, Appendix I. (1931); W. O. Douglas, GO EAST, YOUNG MAN, at 159-175 (1974).

(f) ハーヴァード大学の法學教育が確立してからまだ、110の歴史があつたが、十九世紀末にかけて、ハーヴァード大学のナッシュのロー・プロジェクトカルティエとして確立してくる過程である。ハングルの後は、憲法と「法の道徳」論——マウホーキンの研究(1-)

一九一九年大学ローベクールの学部長だった詹姆士・アームス (James Barr Ames) が実務経験のないベタッタの最初である。See, D. WIGDOR, Roscoe Pound: PHILOSOPHER OF LAW, at 37 (1974). トカルトマー確立の意義については、see, J. B. AMES, The Vocation of the Law Professor, in: LECTURES ON LEGAL HISTORY, 354 ff., (delivered 1901, Pub. 1913). 第二回の製機は、ケーブル・ラム方式による教育方法の改革である。されば、従来の技術的法学教育にかねて、理論と大系の研究に基づいた教育を意味する。かねて、これが可能になつたのは、右に述べたように、裁判官、弁護士がペーム・タイムで教育を行うのではなく、トル・タイムの専門職としてのロー・プロフェッサーが確立したからである。一八七〇年に、ペーム・タイム大学ロースクール学部長になつたラングデルが、従来の抽象的、一般的な法的ルールや原理を一方的に伝授する lecture 方式にかえて、判決文自身を学生に読ませて、問答式による講義を行なう Socratic 方式を採用したといふは有名である。この点については、一八八九年に入学したロスロー・ペイントンの経験が興味深し。See, D. WIGDOR, op. cit., at 31-47. たゞ、一八九七年にイギリス大学ローベクールに入学したホール・カーテンは、まだトカラクベーナーの講義を開じてゐる。See, Corbin, Sixty-Eight Years at Law, 13 KANSAS L. REV. 183, 184-185 (1964). ハーバード大学導入初期に「レガル・see, O. W. HOLMES, The Use of Law School (delivered 1886), in: COLLECTED LEGAL PAPERS, at 42-48 (1920). ハーバードの意義については、ハーバード法律の繼承者の側面をめぐらす次の小稿がある。

See, Gray, Methods of Legal Education, 1 YALE L. J. 159 (1892). 但し、ハーバードの教育法は、必ずしも限界があつた。第一回、一定の原理又はルールの淵源を求めて、古ヒギリス・ローマ・ヨーロッパの判例を教材として、一種の歴史主義となつたのである。See, S. WILLISTON, A LIFE IN LAW, at 198-201 (1941). 第二回、判例から抽出した原理、ルールは絶対視され、固定化され、次第にその原理ヘルルを基準に判例を評価する概念法論をめんこんだり。ハーバードの概念法論については、see, Langdell, The Northern Securities Case and the Sherman Anti-Trust Act, 16 HARV. L. REV. 539 (1903). 二十のハーバード方派の批判について、

see, Hutchins, Legal Education, 4 CHI. L. REV. 357-359, 361 (1937). 第二回、後半は（脳の病氣のやうである）、専業は主として lecture 方式になつた。See, S. WILLSTON, op. cit., at 205.

おこづか、ケースメソッドの確立は、ハーバードの後に学部長となりたハーメスが担つたといふ。彼の徹底した Socractic 方式が、ケースメソッドを確固たるものとした。だがて、一八九〇年から一九一〇年にかけて、全米ロースクールの方法が普及していくのである。併しながら、ハーメスによると、ケースメソッドの授業をいたしました。See, D. WIGDOR, op. cit., at 36-39. ケースメソッドの普及につづき、Gilmore, For Wesley Sturges: On the Teaching and Study of law, 72 YALE L. J. 646, 638-649 (1963). 1例として、コロニアル大学ロースクールは一九一一年にベタットによるものだ。R. R. B. Powell は、Socratic 方式で成功した例である。see, J. GOEBEL, ed., A HISTORY OF THE COLUMBIA UNIVERSITY SCHOOL OF LAW, at 207-269 (1955).

しかし、ハーメスの法学教育の方針は、ケースメソッドによる "Pure" law のみの教育に限定する点に、限界があった。法学教育は、判例法に限り、従つて、スタッフの lawyer たるベタットに限つた。この点で、一九一〇年にシカゴ大学総長のハーパー (W. R. Harper) が、ローベタル設置のため、学部長担当者をハーバード大学ロースクールからの派遣であるべく依頼したものだ。ハーメスが、ケースメソッド方式をとるベタットの確立、政治学、社会学のベタットが、ローベタルに採用しなかったりお条件といつて、Beale (Beale) が送つた手紙がおもしろい。See, Comment, 29 U. CHI. L. REV. 755, 763-770 (1962).

この時期までのケースメソッド方式は、同時に、「法形式主義」的教育方法でもあつたのであり、それ故、法現実主義者の批判の対象となつたのである。

(10) Corbin, op. cit., 13 KANSAS L. REV., at 190.

(11) Gilmore, For Wesley Sturgis: On the Teaching and Study of Law, 72 YALE L. J. 641, 654 (1963).

(13) Gilmore, op. cit., at 649-650.

(13) 但し、ウェリックストーンは、法現実主義に関するルウェーリンのテーマを基本的に承認し、自らも法現実主義に立つと表明する一方で、法学教育については、ラングドル・エイムスのケースメソッドが妥当であるとしている。理由は、「若くいきに、法原理からの論理的に論証する能力を身につけなかつた弁護士が、後にこれをもつてひととんどありえなし」のに対し、法現実主義の「裁判官の行動予測は、実務的体験の中で血ずかぬ身にいくべき」と。<sup>2)</sup> S. WILLSTON, A LIFE IN LAW, 212, 214 (1941).

(14) ブリッジストン see, E. W. PATTERSON, JURISPRUDENCE: MEN AND IDEAS OF THE LAW, 554-555 (1953); W. O. DOUGLAS, GO EAST, YOUNG MAN, 159-163, 166-170 (1974); S. WALKER, POPULAR JUSTICE: A HISTORY OF AMERICAN CRIMINAL JURISDICE, at 127 ff. (1980).

(15) Ehrenzweig, The American Case Book: "Cases and Materials", 32 GEORGETOWN L. J. 224, 230, 233 (1944).  
(16) K. N. LLEWELLYN, CASES AND MATERIALS ON SALES, Introduction, XVii (1930).

五 しかし、司法判断におけるルール、原則、體制、並びに「道徳」的価値の拘束性は、法を裁判官の行動予測としがみない立場は、“might makes right”<sup>(1)</sup> 法学、あるじだ、司法專制主義との批判をうけ、やがて、ドーカムにおける全体主義の台頭の前に、反民主主義的のノートルをはれり、一九四〇年頃までには、ほぼ沈黙してしまったのである。<sup>(2)</sup> のため、法現実主義独自の法規範論、法解釈論そして経験科学による実態調査をもめた後の「法と道徳」の再度の結合等、解体を踏まえた再建のための展望を用意できなかつたまま、運動としては終息してしまつたのである。一般には、以降のアメリカ法学は、ポスト・リアリズムとして、つまり、法現実主義による解

体作業の後の再建として進展していくとうけとめられている。<sup>(3)</sup>

だが、我々は、ポスト・リアリズム法学が一定の成果を収めたのは、既に、パウンドの社会学的法学が、再建のための見取図を用意していたからではないかと考えている。パウンドの課題は、「法の科学は、現実記述の在庫目録以上のものでなければならない。……法的秩序の現実が観察・記録された後に、それをどうするかが問題として残っている」という点にあつたのである。<sup>(4)</sup> 社会学的法学の設計図と法現実主義の設計図とでは、概念法学批判、社会現象の科学的研究に基づく経験的資料の利用、社会工学としての法の位置付け等の点は共通している。<sup>(5)</sup> (パウンドの理論は、ルゥエリンの設計図のうち、(1)(2)(3)(8)の項目は否定しないと考えられる)。両者が、対立するのは、主として、法的ルールの価値、法と道徳的価値の位置についてである。しかし、ルゥエリンがパウンドに対し、「すぎゆく時代の伝統的な規範中心思考にとらわれていて」、「『1個の社会』、『社会的』目的の発見をかなり安易に前提にしている」と批判するのは、主として解体を目的とするのか、主として解体後の建設を目的とするのか、という課題設定の差異を反映したものといえる。ストーンも、法現実主義、社会学的法学の「唯一の差異は、アプローチの差である」と指摘している。<sup>(6)</sup> ギルモアの表現を借りると、法現実主義とは、「破壊者 (destroyer)」であったのであり、これと対比すれば、我々は、社会学的法学は「建設者 (builder)」であると考えている。<sup>(7)</sup>

従つて、ポスト・リアリズムとは、ペーセルの指摘するように、法理論と経験科学的分析との結合という社会学的法学の求めた方向の実現としても理解されなければならないのである。<sup>(8)</sup> ルゥエリン自身も、後に、パウンド理論が、「我が国における法思想を、結果志向、因果志向、プロセス志向へと変えた」意義を認めているのである。現

代アメリカ法学に於ては、「社会学的法学のプログラムは……あまりにも当然のものとなつてゐる」ともいえるのである。<sup>(12)</sup>

- (→) Lucey, Natural Law and American Legal Realism: Their Respective Contributions to A Theory of Law in A Democratic Society, 30 GEORGETOWN L. J. 493, 512 (1942).

(∞) Purcell, American Jurisprudence between the Wars: Legal Realism and the Crisis of Democratic Theory, in: L. M. FRIEDMAN / H. N. SCHEIBER, ed., AMERICAN LAW AND THE CONSTITUTIONAL ORDER: HISTORICAL PERSPECTIVES, 359 (1978).

(∞) Gilmore, Legal Realism: Its Cause and Cure, 70 YALE L. J. 1037(1961); Woodard, The Limits of Legal Realism: An Historical Perspective, 54 VA. L. REV. 680 (1978).

スコット・マクダーミット、ジョン・C.トッシュネット著「後進的法学者の実証主義」 Tushnet, Post-Realist Legal Scholarship, 1980 WISCONSIN L. REV. 1383. ホーリー・ラボーン著「実証主義の歴史」 Tushnet著「実証主義」 トッシュネット著「実証主義と実証主義者」 Frug, Henry James, Lee Marvin and the Law, New York, Book Review, Feb. 16, 1986, p126-127。

(→) Pound, The Call for a Realist Jurisprudence, 44 HARV. L. REV. 697 (1931).

(∞) Llewellyn, A Realistic Jurisprudence —The Next Step, 30 COL. L. REV. 431, 464 (1930).

(∞) White, From Sociological Jurisprudence to Realism: Jurisprudence and Social Change in Early Twentieth-Century America, 58 VA. L. REV. 999, 1020-1021 (1972).

(∞) Llewellyn, op. cit., 30 COL. L. REV., at 434, 461.

(∞) Stone, A Critique of Pound's Theory of Justice, 20 IOWA L. REV. 531,532 (1935).

(σ) Gilmore, op. cit., 72 YALE L. J., at 651.

(τ) Purcell, op. cit., at 373-374.

(ι) Llewellyn, Book Review: R. POUND, JURISPRUDENCE, 28 U. CHI. L. REV. 174, 179 (1960).  
(κ) Stone, Book Review: R. POUND, JURISPRUDENCE, 75 HARV. L. REV. 1240 (1962). See, also, Stone, The Golden Age of Pound, 4 SYDNEY L. REV. 1 (1962). ルウ ハ ヴィー Law in books and law in action, the limits of effective legal action, spurious interpretation, mechanical jurisprudence たゞだ、一九二〇年代～三〇年代の米国裁判所の思想の基礎となる、我々がその姿形放つた仕事は、常に意識された上で道義の半分を提供してゐる」 Llewellyn, op. cit., 28 U. CHI. L. REV., at 175.

六 ベウண、ペウண個人又は社会学的法学のあたはした諸改革のすべてから、それでみたこと考へぬ。ただ、個別問題の前提として、ペウண理論の意義については、その保守性と革新性の評価が相対立してゐるに注意しておやだ。ペウண理論は、一九〇〇年代の革新主義と一九三〇年代以降のリバーブールの時代からアメリカの政治的、社会的変革の一いつの運動と同時期に展開されたものである。この改革運動とペウண理論の関わりについては、まず、第一に社会学的法学が革新主義を、法現実主義がリバーブールを支持する理論的基礎となつたと対比せる立場<sup>(η)</sup>乃至、リバーブールとの関わりはやれどとばく、革新主義を支持する理論である点に着目する立場<sup>(κ)</sup>がある。そいや、おや、革新主義との関わりはいふじおひへ。

ホワイトは、革新主義といふ、次のよつに総括してゐる。

「革新主義の諸要素のるべいへんじて、社会的変革は、道徳的諸価値につき同意を得て、再確認してしまふ  
憲法へ「法と道徳」論——ムーオーキンの研究(一) 渡辺

り、自ら継続性と安定性を助長することができるという確信がある。」の意味で、革新主義は、絶対主義と相対主義の両者を併わせもつのである。社会は不斷の変革の過程にあるが、正直、勤勉、節制など一定の行動類型は普遍的なものたるものである。別言すると、革新主義によれば、効率的社会計画は、諸原理を条件の変化に適合させる必要を認めて いるが、にも拘わらず、原理の形成から更に歩を進めて理想的社会目的の実現をも試みる」と考えて いるのである。<sup>(3)</sup>

こうした革新主義の特徴は、冒頭 1、1 で示した社会学的法学と近いものであることは、容易に読みとれる。社会的変化の必然性の認識、専門家による経験的現象の分析をふまえた社会計画の樹立、統治機構が変化に対応していく能力への信頼（後述の裁判官信頼論もそのあらわれである）、社会的変化を敏感に法的に反映させるための「利益」論の展開、変化にも拘わらず、「法的公理」論による「理想」と伝統的価値の維持（利益論、法的公理論については、後述）という社会学的法学のプログラムは、正に、「革新主義の法理学」であったのである。<sup>(4)</sup>

パウンド自身も、一九一〇、一四、二〇〇年と各地の弁護士会での講演で、「司法悲観主義」を排し、「人間の努力の有効性・効率性に対する確信」と、司法の運用は、意識的で知的な働きかけにより改良することができるという「確信」を主張し続けたのである。なによりも、一九〇六年八月二九日、アメリカ弁護士会（A. B. A.）で行つた有名な講演『The Causes of Popular Dissatisfaction with the Administration of Justice』は、弁護士会のみならず、司法関係に広く大きな衝撃を与え、ウイグモアの言葉を借りると、この講演内容が、「革新主義を志す全ての弁護士、裁判官の教義問答集」となつたのである。<sup>(5)</sup>

しかし、一九二〇年代に入ると、社会世相が変化していく。第一次世界大戦は、革新主義の前提にあつた、人間の運命に対する樂觀主義と快活さを奪い、古典的な道徳も消滅させていったのである。則ち、離婚率の増大、男女の社会的役割の分担についての伝統の崩壊、戦争による社会的不安定性、シニシズム、徳に対する偽善が社会に満ち、やがて、一九二九年に大恐慌が発生するや、「アメリカ文化」の前提たる「繁栄」への確信と、「全能」の資本主義への確信がくずれるのである。<sup>(7)</sup>

以上のような背景の中で、法現実主義は、概念と論理にかわる経験と実験の重視、司法行動の実態の暴露による改革の着手、既存の伝統的道徳的価値と法的価値の分離による「現実」への対処を可能にした点で、一九三〇年代末に登場するニュー・ディール政策と思想的共通性があつたのである。<sup>(8)(9)</sup>現に、「フランク、オリファント、クラーク、アーノルド、ダグラス、F・コーンは、みな熱心なニュー・ディール主義者であった」のである。<sup>(10)</sup>

だが、法現実主義とニュー・ディールとは、革新主義の前提とした古典的アメリカ的価値——個人の自発性の尊重、個人の節制への報酬、道徳的価値への確信、政治的リーダーへの権力集中の拒否——を破壊したのである。<sup>(11)</sup>ペウンドと社会学的法学が、ニュー・ディール政策に拒絶反応を示したと評価されるのはこのためである。ペウンドは、一九三〇年代には、ニュー・ディールの実験主義への懷疑、方向性なき功利主義、急進的な経済政策への懷疑を強め、「行政絶対主義」とこれを支えるものとしての法現実主義の批判を展開していくのである。<sup>(12)(13)</sup>

(一) White, From Sociological Jurisprudence to Realism: Jurisprudence and Social Change in Early Twentieth-Century America, 58 V.A.L. REV. 999(1972).



idem, Administrative Law and the Courts, 24 BOSTON U. L. REV. 201, 201-204, 222 (1944).

(13) 全体として、see, D. WIGDOR, ROSCOE POUND: PHILOSOPHER OF LAW, at 265-268, 271-273 (1974).

七 他方、ペウンド理論及びペウンド個人に対し、最近、新しい見方が示されている。ヴィグナーは、ペウンド理論の伝統主義に着目して、革新主義、ヒューリティカルとの関係についても、否定的に評価している。則ち、「ペウンドは、広範囲の改革のプログラムに賛成署名する」とは意図していないかった。他の者は、社会学的法学を社会再建の正当化理論として利用したが、ペウンドの意思は、もっと限定されたものであった。例えば、ペウンドの社会学の性質上、改革の道具としての法の範囲を制限していたのである。ペウンドが、法は生活のリズムに対応するものでなければならぬと求めるとき、彼は、調和のとれた、方向性のある生活を念頭においていたのであり、秩序なき刹那的な生活ではない。社会学的法学は、議論のための新しいルールを設定したが、この新しいルールは、ラディカルな結論を保障するものではなかったのである。<sup>(1)</sup>

「ペウンドは、『社会工学』ということを頻繁に語っている。」の表現は、革新主義との均質性を示すものともいえる。しかし、社会工学は、誤解を招く表現であったといえる。ペウンドにとって、社会工学とは、功利主義的改革の規範化ではなく、中立的な過程の記述にどまるのである。法は、社会的目的に従って形成されるといつているのにどまる。特定の目的やこれを達成する特定の手段を規定するものではない。一九世紀では、『社会工学』の理想は、個人の自己主張の最大化であった。しかし、理想が変化しても、法はなお、社会的目的の視点により形成されてくる。ペウンドが、法史における変わらぬテーマとして法律家の認識を求めたのは、」の事実である。

革新主義的改革の示唆は、なんら意図されていなかつた。パウンドは、改革主義政治論にはほとんど共鳴していかつたのである。<sup>(2)(3)</sup>

我々も、パウンド理論が、後述の「法的公理」論として集約される法の「理想」追求の方向と、利益論に示されるよりプラクティカルなバランスシング論への方向とには、矛盾的契機が含まれていることを認識している。則ち、パウンドは、一方で、「ルールが法的秩序の骨格・筋肉であるとすれば、法技術はその血液であり、理想はその頭脳である」という認識を常に主張し続けているのである。<sup>(4)</sup>「法を理想に合致させよう」とする「司法理想主義(Judicial idealism)」の復活は、一九二一年当時のパウンドにとっては、やはり評価すべきことだったのである。パウンドは、一方で、普遍絶対的な validity の追求には警戒しつゝも、「司法理想主義者は、その時代の理想を追求し、それを指針として構築することに満足を感じる。コーラーのいう時代の文化の法的公理の追求に満足を感じているのである」とし、法学の任務を法の理想の追求にと焦点をあてようとしていたのである。<sup>(5)</sup>

だが、反面で、ラートブルフがパウンド法学には、ドイツ法哲学にいう認識論と最高善の定義が欠けていると批判されたことに対する答えとして、次のような消極的姿勢を見せていたのである。則ち、

「法とは、実践的な事柄であり、法律家は法的決定のための権威的な指針の集合に含まれてゐる理想的要素をうまく描き出し、またその要素の哲学的批判をすることで充分満足するのである。法理學は、今まで解決不能であったことの最終的解決をまでない。法学徒が無数の哲学的視点に立ち、また、最近のいづれの心理学の立場に立つても、なお合意できる作用可能な価値尺度を得ることが必要不可欠なのである。それ以上のものは、法学にとって

は奢侈であつて、英米法律家の注意の向かないところである<sup>(6)</sup>。

かかる矛盾は、別言すると、後述のように（◎）（参照）、パウンドの継受した新ヘーゲル的要素と、イエーリング・新カント的因素との矛盾ともいえるかも知れない。そこにはまた、上述の一九二〇年代以後のアメリカ社会の「幻滅」の時代を背景にしたパウンドの法学の限界の認識を読みとれるかも知れない。パウンドは、一九四一年に、次のように、述べている。

「現代は、理性と理性により獲得できる知識の可能性とへの信頼がベーコンの時代から前世紀の終わりにかけて支配してきた後の時代なのである。我々は別の幻滅の時代に生きている。今日の社会哲学は、全てをあきらめている。相対主義によれば、我々の知ることのできるのは、我々の個人的な観察と経験により創られた個人的精神的な産物にとどまるとする。what ought to be についての我々の観念は、各個人の思想大系においてのみ有効であり、他人に対する証明するとはできない。法と道徳、政治的に組織された社会の社会統制と正義との間には、調和不可能な矛盾が存在している。what ought to be とは、信仰心、迷信、非科学的、主観的な構想であり、現実とは関わりのないものとされてくる。good か bad かの判断、praise か blame の帰属は、非科学的とされてくる。我々は、究極的な政治権力を前提とし、全てがこれから由来すると考えている。憲法的制約とは、論理矛盾にすぎない。純粹科学は、権力均衡、自由と権利の保障についての主観的理念にわざりわざされることをしない。権利とは、政治的に組織された社会の権力を国家の官吏が行使することから演繹されるものにすぎない。法とは、かかる官僚の実行することに他ならない<sup>(7)</sup>。」

更にまた、ヴィックターの指摘する所によると、ペナンの政治的保守性は、結論、一九二〇年代、三〇年代とかせて、ハーバード大学ロースクールの学部長職にありながら、イヤー、ローハート、シーケンス・ホプキンス等でみられたような学部改革・教育改革をほとんど行なわなかつたといふと読みこねるのである。<sup>(oo)</sup>この時代のハーバード・ロースクールは、法現実主義者からいは、伝統的ケースメソッド法学の牙城と田われていただのである。

ハーバード・ペナンの理論には、「理想」論なき裸の利益衡量論へ至る傾向、政治的保守性、幻滅の法学へ至る要因も含まれてゐるが、我々も否定しかねないのである。

- (→) D. WIGDOR, ROSCOE ROUND: PHILOSOPHER OF LAW, at 208 (1974).
- (o) D. WIGDOR, op. cit., at 230.
- (o) ハーバード・ペナン、一九三〇年代、ペナンが、法規範の構造は伝統的技術的要素を含むべき（規範の構造はハーバード、後述④参照）、過去の先例の拘束性を強く肯定する所など、改革への展望がややいたらしい。ペナンの「問題」には現実肯定による規範を指摘してゐる。See, Beutel, Some Implications of Experimental Jurisprudence, 48 HARV. L. REV. 169, 187, 189 (1934).
- (→) Pound, Hierarchy of Sources and Forms in Different Systems of Law, 7 TULANE L. REV. 475, 486 (1933). See, also, Pound, The Ideal Element in American Judicial Decision, 45 HARV. L. REV. 136 (1931).
- (o) R. POUND, THE SPIRIT OF THE COMMON LAW, 81-82, 84 (1921).
- (o) Pound, Fifty Years of Jurisprudence, 51 HARV. L. REV. 444, 459-460 (1938).
- (→) R. POUND, SOCIAL CONTROL THROUGH LAW, 38-39 (1942).
- (o) D. WIGDOR, at 223-224, 251-252.

(σ) See, Arnold, Wesley A. Sturges, 72 YALE L. J. 640 (1963); Gilmore, For Wesley Sturges: On the Teaching and Study of Law, 72 YALE L. J. 646, 650 (1963); W. O. DOUGLAS, GO EAST, YOUNG MAN, at 166 (1974).

八 しかし、他面で、くわんの個人的マニハトやアドバ、又は、社会的法学理論自体によつて、様々な建設の礎石が築かねだる事実である。

第一に、民事訴訟の面では、先述の一九〇六年の講演を契機に、A・B・Aは、訴訟改革、訴訟遅延対策の法案策定のため、Committee to Suggest Remedies and Formulate Proposed Laws to Present Delay and Unnecessary Cost of Litigation を設置した。これは、ペウハシザムヘル、ウェグヤト、ソール、マイケル等著名教授が委員会へ参画し、一九一〇年には改革の大綱がつくられ、その後、一九一五年から一九年にかけて継続委員会や、The Standing Committee on Jurisprudence and Law Reform が活動を続けた。ペウハシの間、各地の弁護士会で改革のための講演に回り、各地で、先に述べた。一九三四年に連邦議会は、連邦最高裁に民事訴訟規則制定権を授与し、一九四一年までに五州が同種権限を州最高裁に与えてくる。一九三八年制定の連邦民事訴訟規則は、forms of action の廃止、訴訟の提起方法の簡素化、上訴の簡略化、事件併合規定の緩和、harmless error の規定化などを定め、ほぼ前記委員会の提案を吸収していくのである。また、この前後から、ヨーベルには、民事訴訟の講座が設けられるようになつた。<sup>(1)</sup>

第二に、刑事法の領域では、一九二〇年にクリーブランの市民組織に協力して、刑事司法全体の実態調査、問題点の歴史的位置付けを踏まえた、総合的な改革提案を行つたことは有名である。<sup>(2)</sup>この研究は、刑事司法全過程の

分析を行はざるよりの近代的方法であつて、その手法は、一九二九年に設置された所謂ウイックカーンヤム委員会<sup>(5)</sup>に継承され、(ペウン)の委員として参加してゐる。<sup>(6)</sup>その他の手法は、戦後、ハーバード大統領の活用する所となり、ケネディー大統領暗殺事件後に設置された National Commission on the Causes and Prevention of Violence<sup>(7)</sup>、President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice<sup>(8)</sup>、Commission on Civil Disorders<sup>(9)</sup>、(一九六七年設置)等がそれぞれ刑事司法改革のためのやるべきだノートを提出してゐる。他のペウン、ハーバード、ローマンへの充実、公設弁護士制度の設置等に活躍している。

第三に、ロースクールの教育改革全般はどうかべりし、刑法教育の必要を認めたハーバード大学<sup>(10)</sup>、グレー・ハック(S. Glueck)が刑事学担当としてベタッタに迎えた他、一九二六年、Harvard Crime Survey の組織<sup>(11)</sup>、一九二九年には Institute of Criminal Law を設置するなどの積極的施策を行つた。

第四に、社会学的法学の改革志向は、各方面に影響を与えてくる。例えば、ペウンなど、一九〇七年、ウイックヤアの招請をうけ、それまで務めていたネブラスカ大学のロー・スクールの学部長を辞して、ハースウッドスタン大学ロー・スクールに加わるが、一九〇九年に、刑事法研究のための全国組織となる National Conference on Criminal Law and Criminology を開催し、この組織が母体となり The American Institute of Criminal Law and Criminology が組織され、同機関が一九一〇年から Journal of Criminal Law を発刊しづづめ、現在に至るまで刑事法分野の有力なオルガノン誌となつてゐる(現在は Journal of Criminal

Law and Criminology; Journal of Police Science の二誌に分かれていた<sup>(11)</sup>。

また、シカゴ大学総長ハチスンのロー・スクールのカリキュラムのあり方に関する考え方には、パウンド理論の影響が色濃い。則ち、彼は、「法とは……所与の時間と場所における社会的経済的人間関係に関する正義の原理の政治的決定の集合である」とし、その正義とは、社会の「共通善」であるとする。「個々の人間は、孤立しておかれたとき、不完全で不安定な地位にあるのが自然である。それ故、社会が自然の事理として存在している。共通善とは社会生活から抽出される善である。社会組織の善である。平和、秩序、経済的財の配分でなりたっているものである」。かかる法の目指すべき「正義」には、全ての人間と社会に普遍的な側面と、時代と場所により変化する側面とがあり、前者は人と社会の普遍的性質が規定し、後者は夫々の社会の arrangement が規定するとの認識に立つ。法学教育も、人間の性質に関する心理学、社会経済環境に関する経済学と社会学、個人の幸福と善に関する倫理学、政治的コミュニティーの幸福と善に関する政治学との結合が必要になると主張したのである。<sup>(12)</sup>これは、社会的法学の法学教育論とみて差し支えない内容のものと我々は考えている。

第五に、ペウンドは、刑法の機能について、「我々はなにをおいても、現代都市の情況の下で、一般的安全性と社会的諸制度の安全を維持しつゝ、同時に、個人全員の人間生活に対する社会的利益をも維持できるよう」に、実体刑法の再構築をしなければならない<sup>(13)</sup>としていた。一般的安全性・社会的諸制度の安全と個人生活に内在する社会的利益との「賢明な妥協」を実現するといふ、「最大限の利益の保障のためにかかる利益主張の調整をすること」が、刑法の「機能的存在」としての役割であり、これが刑法の有する「文化の維持と発展の任務」であるとしていた<sup>(14)</sup>。

こうした認識を受け継いで、マイケル・ウェクスラーは、一九四〇年に新しいケースブックを出版している。彼らは、「国家の究極的目的は、構成員の福祉にあるべきで、従つて法も刑罰も同一の目的に役立たなければならぬ。この目的に役に立つ限度において正しいといえる。処罰は、苦痛の賦課で構成されている以上、もたらされる結果を除外してしまうならば、正に不正なのである。故に、刑罰は、処罰される者自身又は他の人々の福祉を増進することにより、共通善に役に立つ場合にのみ、その限度で、善であり正義であるといえる」<sup>(15)</sup> という認識に立つていたのである。要するに、パウンドと同じく、刑法もまた、「共通善を増進する目的に役に立つべきである」のであって、それは、「社会的に好ましくない行動の抑止又は統制を行う権能」により実現されるとしていたのである。<sup>(16)</sup>

第六に、ポスト・リアリズム後の「政策志向型法理学」を展開したラスウェル・マクドゥーガルの当初の課題意識は、法現実主義のために未解決のままに残された「法」と「社会科学」との結合を行う意義を確認し、「社会工学」としての法の意味を再生させることにあった。<sup>(17)</sup> 彼等は、パウンドの「文化社会」概念に影響されつつ（後述②参照）、「我が国文化を代表する価値」<sup>(18)</sup> を「人間相互が尊敬しあう共同体における人間的尊厳の実現」としての「民主主義的価値」に見い出し、法学と法学教育の目的を社会生活の領域における「民主主義的価値の達成」に求めたのである。<sup>(20)</sup> そのために、法と社会科学の統合、「法を社会統制のより効率的な手段としていくこと」が必要であり、法学・法学教育における「機能的態度」が必要となるとしたのである。<sup>(22)</sup>

また、既に紹介したプロセス法学においても（(1)(3)参照）、法を「常に動き続け、機能している目的的過程」と認識している点のみならず、「法とは、人間自身の本質と環境の条件に対応しつつ、人間が創造したものである。

これを放置しておいては、より完全なる傾向はもつてゐない。……改善の程度は、人間の知性と人間の努力に依拠していふ」という認識を有している点は、ペウンドの「人間の努力の有効性・効率性に対する確信」論<sup>(23)</sup>（①—参照）を再生したものといえる。更に、次の点にも着目したい。則ち、

「法の構造——つまり、法的秩序——は、組織された社会に生きる人間が行つたり又は行なわなかつたりする全てのこと包括し、また、その条件を設定するものである。法構造の主要部分は、社会的行動の研究全てにわたつて考慮に入れられる必要がある。同様に、法は社会に関する科学の一側面にすぎないものである以上、法律家は、常に、科学の他の分野の重要な知識を考慮に入れる必要がある<sup>(24)</sup>」。

かかる認識は、後述するペウンドの「政治的に組織された社会」における「社会工学」の実現過程としての「法的秩序」論<sup>(25)</sup>（③—参照）、並びに、既述の法の科学化論（①—参照）を反映したものと解せる。その他、法の任務を人間の要求の最大限実現にみる点や法規範の構造論によるペウンド理論の影響が色濃いのである（後述③④参照）。要するに、我々は、ポスト・リアリズムの時期の再建については、社会学的法学の設計図から見直さなければならぬものが多じる評価していふのである。

- (一) Scott, Pound's Influence on Civil Procedure, 78 HARV. L. REV. 1568, 1570-1572, 1574, 1574-1575 (1965).  
(二) THE CLEVELAND FOUNDATION, CRIMINAL JUSTICE IN CLEVELAND (1922).

ペウンド『かゝゞれの刑事司法の歴史』Pound, Inherent and Acquired Difficulties in the Administration of Punitive Justice, (originally printed in 1907), in: S. GLUECK, ROSCOE POUND AND CRIMINAL  
憲法と「法の構造」論——ペウンドの研究(上) 渡辺

JUSTICE, at 100ff. (1965) は「現代の危機」が刑事司法にかかる形で表われてゐるかを述べる。 Pound, The Administration of Justice in the Modern City, 26 HARV. L. REV. 302 (1913) は「都市化社会の刑事司法の抱く困難と問題」を実現すべきものとして、裁判所を改革する必要を主張した。 Pound, The Limits of Effective Legal Action, 3 A. B. A. J. 55 (1917) は「効率的法的作用の限界」論と刑罰権の限界を説いてゐる。 Pound, The Future of the Criminal Law, 21 COL. L. REV. 1 (1921) は「刑法の起源、刑法と「社会的利益」、刑法の機能論をテーマとしての実態調査を述べて分析したものである。以上の成果を集成し、上記の著書、Criminal Justice in the American City—Summary に題する有名な論文を載せたのである。

R. POUND, CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA (1930) は、以上の業績をもつたものである。

(2) NATIONAL COMMISSION ON LAW OBSERVANCE AND ENFORCEMENT が正式名称である。 1回巻のハーフを提出してあるが、特に第1巻の Lawlessness in Law Enforcement は、取調べにおける拷問等の実態を明めさせ出し、その後の警察改革と自由法則の展開に重大な影響を与えた。

(4) 刑事司法改革との関連では、一九六八年の民主党国民大会での暴動に関する調査報告書 RIGHTS ON TRIAL (1968) が有名である。

(5) 六七年に出された主報告書 THE CHALLENGE OF CRIME IN FREE SOCIETY は、70年代以降の刑事司法改革の基本政策を提出したものである。

(6) REPORT ON THE NATIONAL ADVISORY COMMISSION ON CIVIL DISORDERS (1968).

(7) D. WIGDOR, op. cit., at 246.

(8) Pound, What can Law School do for Criminal Justice ?, 12 IOWA L. REV. 105 (1927).

(9) D. WIGDOR, op. cit., at 246.

(21) D. WIGDOR, op. cit., at 133-159.

(22) D. WIGDOR, op. cit., at 140-146. 『母系社會の時代を嘗てハシマニシテの民事問題論』(1962) 1  
「母系社會の時代を嘗てハシマニシテの民事問題論」(1962)。

(23) Hutchins, Legal Education, 4 U. CHI. L. REV. 357, 366-367 (1937).

(24) Pound, Criminal Justice in the American City—— Summary, op. cit., at 605.

(25) Pound, The Future of the Criminal Law, 21 ROL. L. REV. 1, 11, 15 (1921).

(26)(27) J. MICHAEL / H. WECHSLER, CRIMINAL LAW AND ITS ADMINISTRATION, at 9, 10 (1940). See, Riesman, Law and Social Justice: A Report on Michael and Wechsler's Classbook on Criminal Law and Administration, 50 YALE L. J. 636 (1941).

(28) Moore, Prolegomenon to the Jurisprudence of Myres McDougal and Harold Lasswell, 54 VA. L. REV. 662 (1968).

(29) Lasswell / McDougal, Legal Education and Public Policy: Professional Training in the Public Interest, 52 YALE L. J. 203, 204-205 (1943).

(30) Id., at 244.

(31) Id., at 217.

(32) Id., at 207.

(33) Id., at 244-245.

(34) HART / SACKS, at 198.

(35) HART / SACKS, at 199.

九 最後に、我々は、ペウンド理論評価の我々の視座を明かにしておきたい。我々の当初の課題は、ニューオーキングの自然法主義理論の解体にあつた。だが、我々は、作業をこなさぬつもりはない。自然法主義をアメリカ自然法理論史とアメリカ法哲学史とのベースペクトライブの中に置きつつ評価しようとしているのは、自然法主義解体後の残った材料を再び組み立て直すためである。解体から建設への設計図を作成するのが我々の目的である。されば、我々は、ペウンド理論の否定的な面に注目していく。これに埋沈する必要を認めない。我々は、ペウンド理論のもつ変革へのダイナミズムこそ吸收すべきであらうと考えているのである。我々は、ギルモアと共に、「れんがを用いて何物かを建設するよりも、これを投げつけようがはるかに容易である」と考えている。<sup>(1)</sup> 法学の課題は、しかし、常に建設と総合になければならないのである。我々は、かかる視点に立って、以下、ペウンドの基礎理論を概観しようと考えておる。

(一) Gilmore, Book Review, 68 HARV. L. REV. 555, 559 (1955). ルネザ R. BRAUCHER / A. E. SUTHERLAND, COMMERCIAL TRANSACTIONS (1953) の書評であるが、ボストンアリズム期に出版された本書を「建設 (construction)」として評述している。

(二) ペウンドの伝記及び理論の概説として、既に引用したものの他、次のものを参照した。Reuschlein, Roscoe Pound—The Judge, 90 U. P. A. L. REV. 292 (1942); Cassidy, Dean Pound: The Scope of His Life and Work, 7 N. Y. U. L. Q. R. 897 (1930). ことに、ペウンドが、一九〇一年から一九三〇年にかけていたネバカラ州最高裁判事時代の判例を検証したのが、ある。伝記によれば、P. SAYRE, THE LIFE OF ROSCOE POUND (1948). 理論全般の解説などは、Sheldon, Posco Pound, in: MODERN THEORIES OF LAW, at 186 (1933); Farnum, Dean Roscoe

Pound—His Significance in American Legal Thought, 14 BOSTON U. L. R. 715 (1934); Sayre, Introduction to P. SAYRE, ed., INTERPRETATIONS OF MODERN LEGAL PHILOSOPHIES (1947); Simpson, Roscoe Pound and Interpretations of Modern Legal Philosophies, 28 N. Y. U. L. Q. R. 393 (1948).

## ②法の「理想」と「法的公理」

一般に認められ、伝統的に確立してゐる社会秩序の理想像と、その結果としてやがて法的秩序の理想像<sup>(一)</sup>を「法」から除外する」とはやがて考へてゐる。パウணは、その理由を、次のよへに述べてゐる。

「正義の絶対的理念は、自由な政府を建設した。これに対し、正義の懷疑的的理念は、専制と歩をともどしたのである。理想主義は、支配者又は支配集団の上に何物かをがませることがである。支配者は、理想によつて評価をうけ、また、彼等はいれに従つて支配しなければならなくなる。理想が絶対的となるならば、政治的に組織された社会 (politically organized society) の諸力は、絶対的たりえない。これに対し、懷疑主義的現実主義は、支配者又は支配集団に何物もがませぬわけがない。彼等を判断すべき尺度はない。少くとも、各個人の主観的意見以外には、何物も存しない。我々は、価値の尺度はこの二人の個人をとつても同一のものたりないと教えられ、もし同一のものを有していふと、何人も自己の尺度が他人のそれよりもよりよいものであることは証明できないといふ教えられてゐる。だが、この結果、聖ポールの言葉を借りると、人は法を有せず、各人が自らの法となつてゐるやである。各人の実行する」とがそれ自体、正当化根拠となるのである。しかし、支配者の側のかかる態度は、

專制政治を招くのである<sup>(2)</sup>。

これ故、ペウンドは、「相対主義」を、「絶対的なものより優れたものではないだら」と考えたのである<sup>(3)</sup>。

(1) Pound, The Theory of Judicial Decision, I, 36 HARV. L. REV. 641, 657 (1923).

(2) R. POUND, SOCIAL CONTROL THROUGH LAW, 28-29 (1942).

(3) Id., at 29.

II ペウンドは、一九世紀末の「法形式主義」を克服する新しい法学の任務を次のようくに規定していく。「我々は、その時代と場所における文化の法的公理 (the jural postulates of the civilization) を定式化すべしと求められてゐる。これにより、法と法の適用を測定し、法が文化を促進するか否かの問題は、過去の文化とともに受け継がれてきた法的素材を現在の文化を維持し、促進する道具 (instrument) となるべくと求められてる」<sup>(1)</sup>。

この「文化」概念が、ペウンドが法学において追求すべきものとする「理想」であり、「法的公理」とは、これを法的価値にとりむ装置概念である。ペウンドは、かかる理論を新ヘーゲル派のローラーからの学んだのである<sup>(2)</sup>。ペウンドは、ローラーは、ヘーゲルの「法は文化現象である」との命題から法大系を抽出しようとしないでいる<sup>(3)</sup>。ローラーは、法は過去における人間の「文化」の産物であり、まだ、現在の「文化」に適合せよといふとする試みの産物であるとする。従つて、「文化」と法を適合せよとする意識的努力を肯定するのである。「文化」と法の調整は、「発展的」である。法は、常に発展してやまない「文化」との調和を必要とする。則ち、「文化」に内在する「法的公理」を発見し、法はこれと一致せしめられなければならぬのである。つまり、普

普遍的的理念としての「人間の文化」の存在を認め、法は、「文化」と相対的であることを認めねのである。そして、人間は「文化」とは「人間の能力の最大限可能な解放に向けた、人間の能力の社会的展開」であるとされた。<sup>(4)</sup> 別言するも、「人間の能力を更なる完全性に向けて不斷に発展させねじ」とまり、その時代において人間に可能な事柄の外的乃至物質的な性質と内的乃至人間的な性質に対する人の支配を最大限にする」と<sup>(5)</sup> である。

ペウンドは、こうしたコーラー理論に基いて、法、「法的公理」、「文化」の関係を次のように総括している。「全ての時代と場所において存在する文化は、一定の法的公理を有している。これは、法のルールではなく、法的制度、法規範によって実効性あるものとされるべき善の理念である。法学者の任務は、全ての文化の法的公理ではなく、その時代と場所の文化の法的公理——その文化の前提とする善と正義の理念——を確認し、定式化し、そして、我々が受け継いできた法的素材に形を与えて、この法的公理を表現し、又は、実効性あるものとすらようないふれる」とある。<sup>(6)</sup>

(一) R. POUND, AN INTRODUCTION TO THE PHILOSOPHY OF LAW, at 56 (1922).

- (1) 「ペカント学部長は、理論家、法律史家としては、明かに新ヘーゲル学派である。とりわけ、観念論的因素を強調する点は、ローリーの影響が顕著である」 とすれど、ローリーの影響は興味深い。See, M. R. COHEN, LAW AND SOCIAL ORDER, at 329 (1933). シャルトルヌー、ローリーの影響がやや強いとする。See, Sheldon, Roscoe Pound, at 86, in: MODERN THEORIES OF LAW (1933). 一般にば、ローリーの他、マーティン、シドニア、新カント派のショタムラーの影響が大きいが指摘される。See, Stone, A Critique of Pound's Theory of Justice, 20 IOWA L. REV. 531 (1935); Grossman, The Legal Philosophy of Roscoe Pound, 44 YALE L. J. 605 (1935)

- (アーネスト・ヘーリー、シドニーベック、ルートーの三人を紹介する)。H. G. REUSCHELIN, JURISPRUDENCE — ITS AMERICAN PROPHETS, 111-126 (1951) が、ヤンクルスキュー、ヘルマン、ヘルツ等のペルハム理論の対比をしておる。シドニーベックは、「大陸の法律家の思想を解釈して、ヨーロッパの問題を讀むやうにかかる建設的仕事」を担つたといひ、確かにある。See, Stone, Book Review, 47 HARV. L. REV. 722, 722 (1934)。しかし、我々のみる限り、大陸法とベリカ法を架橋した上での類似の総合批判を建設した唯一の専門家は、ハム・ロスコーである比較法研究の方法論の立場だ。see, Pound, The Place of Comparative Law in the American Law School Curriculum, 8 TUL. L. REV. 161 (1934); idem, Comparative Law in Space and Time, 4 AMER. J. COMP. L. 70 (1955)。だが、ハム・ロスコーは比較法研究方法論の意義についても、von Mehren, Roscoe Pound and Comparative Law, 78 HARV. L. REV. L. 1585 (1965)。
- (2) Pound, The Scope and Purpose of Sociological Jurisprudence, I, 25 HARV. L. REV. 140, 158 (1911).
- (3) R. POUND, INTERPRETATIONS OF LEGAL HISTORY, at 143 (1923).
- (4) R. POUND, SOCIAL CONTROL THROUGH LAW, pt 16 (1942).
- (5) R. POUND, INTERPRETATIONS OF LEGAL HISTORY, at 148 (1923).

〔1〕「法の公理」である、「文化の社会」(civilized society)を取る法が、当然の前提となるなければならない条件である。<sup>(1)</sup> パントンは、かかる「法の公理」について、第一に、所有・占有に關するもの、債権・債務、不法行為に關するもの、次のようだめどある。<sup>(2)</sup>  
 「(1) 文化的社会において、人は、他人が自己に對して故意に侵害行為を行なわねば前提であることがあなければならぬ」。

(2) 文化的社会においては、人は、自ら発見し自己の用の為に利用しているもの、自己の労働により創造したもの、現存の社会的経済的秩序のもとで取得したものを、利益を得る目的で支配することができるが前提できなければならない。

(3) 文化的社会において、人は、社会関係一般において、関わりあう他人は、善意で行動をするもの、従つて、

(a) 約束や行為がうむ合理的な期待を善意で有すること、

(b) コミュニティーの道徳的感情が認める期待に従つて、各人の約束を履行すること、

(c) 錯誤により受領した場合、又は、予期せぬ事情乃至完全に意図しない事情のため、当該事情のもとでは受領することを合理的に予期しえないものを他人の犠牲で受領した場合、当該のもの又はこれと等しいものを返還すること、

を前提しえねばならない。

(4) 文化的社会では、他人が積極的に行はれる場合、合理的に期待されうる結果に関して、適切な注意を払つて行動するものであると前提しえなければならない。<sup>(3)</sup>

(5) 文化的社会では、容易に支配を逃れ、脱出し、損害を惹起する物を所有する者は、これを拘束し、又は、適當な領域内にとどめておくものであると前提しえなければならない」。

また、パウンドは、第一の「法的公理」から派生する補足的公理として、次のものがあるとしている。

「外観上、損害を生じうる行為を故意に行はう者は、(1)自己の行為がなんらかの社会的又は公的利害により正当化

われらは、若しくは、(2)自身の個人的利益との衝突が生じておらず、これがして、社会的、公的の利益があることを理由とする特權を主張しない限り、生じた損害を賠償しなければならない<sup>(4)</sup>。

以上は、一九二一年段階のものであったが、一九四一年には、更に、①「職業に就いてゐる者がもつての地位の確保に関する利益主張」、②「今日の工業社会では、多数の人を雇用していく大企業が、業務上の労働災害につき補償の責任を負うべきである」と、③「個人に生じる災害を社会全体が負担するべきである」とを加えてある。こうした新しい「法的公理」が、現に、社会保険立法の背後にあるものといふ。

(一) R. POUND, AN INTRODUCTION TO THE PHILOSOPHY OF LAW, at 169, 284 (1922).

(2) 「法的公理」が、総合的な形で表現されるのは、R. POUND, OUTLINES OF LECTURES ON JURISPRUDENCEの第11版・一九二〇年からである。第11版・一九一四年には、まだややこしいだ。Cf., R. POUND, op. cit., at 107-121 (4 th ed., 1928).

(3) 以上は、(2)の文献第11版による(at 121-134, 3d. ed, 1920)だが、所有・占有に関する「法的公理」である「法的公理」 see, R. POUND, AN INTRODUCTION TO THE PHILOSOPHY OF LAW, at 169, 192 (1922); 債務に関する「法的公理」 see, op. cit., at 188, 237, 249; 本法に轉じての「法的公理」 see, R. POUND, INTERPRETATIONS OF LEGAL HISTORY, at 148-150 (1923).

(4) R. POUND, OUTLINES OF LECTURES ON JURISPRUDENCE, 132-133 (3d. ed, 1920).

(5) R. POUND, SOCIAL CONTROL THROUGH LAW, at 115-116 (1942).

(6) Id., at 116.

③ 「社会工学」と裁判官信頼論

一 パウンド法學における「社会統制」と「社会工学」は、以上の「法的公理」の実現を目的としている。「社会統制」とは、「文化」の internal or human nature を対象とし、人が反社会的行動をしないようにし、また、「文化的社会」内での人としての役割を充足するように規制することをいう。<sup>(1)</sup> 一般には、「社会統制の担当機関は、道德、宗教、法である」<sup>(2)</sup> が、「今日、社会統制は主として、国家の機能であり、また、法を通して実施される」のである。<sup>(3)</sup> 則ち、

「近代社会では、法が最も中心的な社会統制の機関となつた。今日の社会では、我々は、政治的に組織された社会 (politically organized society) の実力に信頼を置いている。我々は、この実力を秩序よく大体系に適用する」とにより、人間関係を調整し、行動を命令する」とを追求しているのである<sup>(4)</sup>。

では、法による「社会工学 (social engineering)<sup>(5)</sup>」の任務としての「正義」とは、何であろうか。パウンドは、「政治的に組織された社会」で「共存する人間」を前提とし、「その存在のための財、人間の物を所有する要求や物事を行なう要求を充足する手段が、最小のまわりと浪費しか生まれず可能な限り多くのものを充足できるように人間関係を調整し、また、行動の整序を行なう」とを正義としているのである<sup>(6)</sup>とする。

かかる「社会工学」の実現プロセスは、「法的秩序 (legal order)」として把握されている。則ち、

「法的秩序とは、」の過程である。一部は、司法の運用により、一部は行政機関により、一部は法規範の形態で人に指針を与える」とによって、整序 (ordering) を行なう過程である。その整序により、紛争が回避又は最小限の

ゆのむれや、各個人は、各人の進むべき方向の指示をうけるので、衝突を避けねばならない。司法、行政、立法活動とは……社会統制過程の一側面である。社会工学の任務乃至一連の諸任務と考えてよい。可能な限り、それが消滅させ、浪費を除去しつゝ、存在のための物質財の相対的に限りある蓄積物から無限の人間の欲求を充足せんとするのである。従ひば、社会工学の部分が実行されやすく際に助けとなる知識と経験の集合をいう。<sup>(7)</sup>

(→) R. POUND, SOCIAL CONTROL THROUGH LAW, 17-18 (1942).

(n) Id., at 18.

(o) Id., at 25.

(4) Id., at 20.

(a) See, R. POUND, INTRODUCTION TO THE PHILOSOPHY OF LAW, at 99 (1922).

(c) R. POUND, SOCIAL CONTROL THROUGH LAW, at 64-65 (1942). もう一つかかる考え方は、既に、R. POUND, INTRODUCTION TO THE PHILOSOPHY OF LAW, 98-99 (1922) によればだ。

(t) R. POUND, INTERPRETATIONS OF LEGAL HISTORY, 156 (1923). See, also, at 152-153.

|| パウエルは、法による「社会工学」の実現などには、「司法経験主義 (judicial empiricism)」<sup>(1)</sup> の信頼、つまり、裁判官への信頼に依拠している。<sup>(2)</sup> また、パウエルは、前述の如く、「法的民主主義」乃至「機械的法律」のたまに、「ロマン・ローの危機」が生じてゐるところ認識している。<sup>(3)</sup> 「幸いにも、ロマン・ローは、自由に適用される自由を救う法理を有している。ロマン・ローは……固定化され、厳格なものではない。そのむしろ重要な原理は、法は理性であり、理性が法であるとするものである」これが強調してゐる。しかし、「個人中心主義と社会

中心主義とのより公平なバランス」をはかる基盤を見い出しているのである<sup>(4)</sup>。かくして、パウンドは、次のように宣言するのである。

「コモン・ロー法理は、経験に対し適用された理性のひとつである。経験は、行動の基準と判断の原理のもつとも満足いく基礎を与えることを前提としている。コモン・ローの思想によると、法は、主権者意思の命令により恣意的に創造されなければならない。ルールと原理が、過去において正義を実現したか、あるいは、それに失敗したかという司法的並びに法學的経験によつて創造されなければならないのである。かかる理論が是認されるならば、法的ルールの解釈と適用のみならず、法的ルールの確認も全体として、裁判官の訓練を経た理性に任せなければならぬ」<sup>(5)</sup>。

パウンドは、裁判官とは、「独立しており、原理に従う訓練をうけ、利害関係、外部的圧力よりも法的理性の支配をうけるべく訓練され、さらに、同様の伝統により訓練をうけた学者の厳しい監視をうけている者」と認識している<sup>(6)</sup>。従つて、また、かかる裁判官への信頼は、その「理性」の行う「直観」的判断への信頼につながる。「現在の道徳的、政治的、社会的理念、殊に、法の目的、法的社會的秩序の理想に関する確固たる像」は、裁判官の「理性」と「直観」を通して実現されるともいえる。即ち、

「我々は、当該事件で何が justice を実現するのか、また、何がしないのかについての直観を評価しなければならない。これは、マジストレイトが有する弁護士並びに裁判官としての経験を表現したものである。伝統的な法的論証は、過去数世代の裁判官の経験を表現したものである。ある意味では、経験に裏付けられた、伝統的に伝授さ

れている司法的直観ともいえる<sup>(7)</sup>。

では、何故、裁判官の「理性」と「司法的直観」による法規範の適用が必要になるのであるか。パウンドは、次のように説明している。

「judicial administration of justice の「ずれかの段階で、ルールと論理以外のものに基づいて手続が進められる」と考える」とは、一九世紀的觀念には全く受け入れられないものであろう。だが、我々は少くとも三つの点で、裁判官の訓練を経た直観が司法的決定上、重要な役割を演じていることを隠すことではやまい。ひとつは、決定の根拠の選択である。決定の法的根拠を提供し、また、具体的事件において正義を実現するという一つの目的のためになされる法的材料の発見である。結果に至る論証が sound であるか否かに拘わらず、結果自体は sound であるといふのは、司法的決定を研究するものが、日常的に経験するところである。裁判官の訓練を経た直観は、批判されえないような法的論証をするのには困惑を覚えつゝも、正しい結果を導きだしているところとは、常にみられるところである。裁判官の直観が役割を演ずるもうひとつの場面は、決定の根拠の展開乃至解釈である。特に、他に成立可能な解釈に内在する功罪を判断基準として適用する必要のあるときに、この点は顕著となる。第三は、展開された決定の根拠を事実に適用する場合である<sup>(8)</sup>。

では、「直観」による判断には、正当性はありえるのであらうか。」の点のパウンドの理解は、こうである。

「ブルグーンが述べているように、理知 (intelligence) は、ルールを形成し適用するものであるが、無機的なものによく適合し、他方、直観は生命によりよく適合してくる。同様に、機械的に適用される法のルールと法的

概念は、財産・商取引によく適合し、直観に基づいて行なわれる適用の基準は、人間の行動、企業の行動によく適合する。ベルグーソンは、直観に対する理知を特徴付けるのは、『一定の状況における一般的要素を把握し、それと過去に生じた諸情況とを関連付ける能力』であるとする。だが、ベルグーソンによると、この能力は、『直観の支配する特殊の状況を完全に支配すること』をして、獲得されるものである。裁判所、陪審、行政官が直観的に適用する基準は、諸事情を考慮しなければならない状況のためにつくられたものである。各事件が相当程度特異な場合ともいえる。かかる事件では、我々は、常識的事項については常識人の常識に信頼し、常識の枠をこえる事項については、専門家の訓練された常識に信頼しなければならない。この常識は、三段論法の形式にする」とはできません。ベルグーソンの理知と直観の議論を今一度用いるならば、理知の機構は反復により作動する。『理知の作用は、機械的になされ、作用は、反復されるため、その結果には個別性はない』。かかる理知の方法は、財産法、商法には、誠によくあてはまるものである。……しかし、administration of justiceにおいては、一定の状況では、機械ではなく、手の製品が必要になる。法律の工場の製品に個性が必要なとき——つまり、人間行動と企業の行動に法を適用するとき、我々は、基準の直観的適用に頼る。このとき、確実性が犠牲になるとされるが、その問題は、現実的ではなく、理論的なものにとどまる。何故なら、経験を経た熟練工の直観は、確実に作用する。無数の詳細な点、微妙な差異に対しても直観的判断が働き、その長い経験と試行錯誤の結果、適切な包含・排除ができるようになるからであり、そして、作用の効果的な基準が習慣とまでなるからである。<sup>(9)</sup>

(1) R. POUND, THE SPIRIT OF COMMON LAW, at 173-174 (1921).

- (a) Pound, Do We Need A Philosophy of Law ?, 5 Col. L. REV. 339, 344-349 (1905).  
(b) Id., at 351.  
(c) Id., at 352.  
(d) R. POUND, THE SPIRIT OF THE COMMON LAW, at 183 (1921).  
(e) Pound, Justice According to Law, III., 14 COL. L. REV. 103, 104 (1914).  
(f) Pound, The Theory of Judicial Decision, 36 HARV. L. REV. 940, 949-950 (1923).  
(g) Id., at 951.  
(h) Id., at 951-952.

II パウンドは、「政治的に組織された社会」に対する「法的秩序の理想」の存在を、「法的公理」として位置づけようとする。その実現は、「司法経験主義」に客観的に裏付けられた「司法的直觀」に信頼されるべき理論枠組みを設定したのである。だが、かかる方法によつて解釈・適用される法規範については、パウンドはこのように理解し、まだ、このような構造において道德的価値を法的価値に吸収しようとするのであらうか。次に、この点をみてみた。

#### ④ 法規範の構造と道徳

##### ① 「法と道徳」—致論と「社会的利益」論

— パウンドは、法と道徳の関係について、各時代の社会の「文化」・「問題」への関係の歴史的認識が分析をはじめとする。そこで、法史を古代法 (archaic law), 緊厳法 (strict law), 衡平法・自然法 (equity or

＜参考図＞  
法と道徳の発展史

項目 段階	法の目的	正義の理念	救済手段
古 代 法	公共の平和	平和的秩序維持	和 議
厳 格 法	公共の平安全	確実性と統一性 ルールと形式	法的救済手段
衡平法・自然法	紛争の倫理的解決	理性により獲得される善意と道徳的行動	義務の履行
法 の 成 熟	機会の平等 機所の全等	個人の権利	権利の保障

natural law'、法の成熟 (the maturity of law) に分類し、各時期の法の目的、正義の理念を参考図が示すように、まとめて <sup>(1)-(6)</sup> ある。といふや、英米近代法は、イギリス衡平法の発展がはじまる一六世紀以降、参考図の区別では衡平法・自然法の時代以降に属する。ペウンドは、この時代は、衡平法の展開に示されるように、「法の成長」の時代としてはじまつたとする。従つて、「純粹に道徳的な理念が外部から法に大規模に注入された」時代であったとする。<sup>(3)</sup> だが、既述のように、一九世紀末にかけて、「法形式主義」の時代がはじまる。ペウンドは、この時期を、「法の成熟」の時代と特徴づけている。<sup>(4)</sup> この時代は、既に示したように、「財産権」と「契約」の二概念が基本的価値として絶対視されたのである（前述①参照）。このため、司法の運用は、具体的な結果を無視し、抽象的な統一性、形式的な予測可能性、確実性の外観をいかなる犠牲においても求めようとする時代になつたのである。<sup>(5)</sup> このため、近代法初期にみられた「法と道徳を同化させる試み」と逆に、再び「法と道徳との一定の対立」がでてきたのである。「個人の道徳的価値と、道徳的、社会的に完全な生活を求める個人の要求とを無視する」

と」が特徴となつたのである。<sup>(8)</sup>

これに対して、パウンドは、「法規範は、時には、道徳的要請と異なるものとなるし、時には異ならなければならぬないが、そうした状況は、法学徒の自慢すべきものではないのである。道徳との乖離は、法が本来有すべき属性ではないのである」との認識を対置するのである。

「ロマン・ローの危機」の克服について、「病理が、我々の法的大系の伝統的要素にあるとすれば、その治ゆは、我々の眼前で今進行中である。我々がなきなければならないのは、我々の法の伝統的要素に社会的理念を注入する」とである。そして、その注入は、今、進行しつゝある」と述べてゐるのは、右の認識を前提として、立法改革を建議し、「個人的正義」から「社会的正義」へと理念が移りはじめている点を、肯定的にうけとめようとしたものなのである。<sup>(9)</sup>

パウンド自身の新たな「法と道徳」一致への働きかけは、第一に、先述の如く、時代の「文化」の求め、「理想」を「法的公理」として確認するべく、そして、第二に、これをより具体化した「利益」を発展やるべく<sup>(10)</sup>、そして、「個人的利益」から「社会的利益」中心の利益論を確定するべく<sup>(11)</sup>と求められたのである。

パウンドは、かかる新しい作業のはじめた時代を、「法の社会化」(socialization of law)の時代と規定したのである。<sup>(12)</sup>

(一) Pound, The End of Law as Developed in Legal Rules and Doctrines, 27 HARV. L. REV. 195, 213, 220, 224 (1914). 表記上記論文に則り、筆者が作成した。

- (2) Horwitz, The Conservative Tradition in the Writing of American Legal History, 17 AMER. J. L. HIS. 275 (1973) ざくらの歴史研究が、右論文は公表時最もやや最高の権威であるとされるべきである (Id., at 276)、「政治的保守的」legalism の「本質」は裏打ちされたものであるとする批評 (Id., at 276-281)。理由は、(2)連続性の存在を前提とする史觀、(2)原理の起源の探求による根柢、(3) Professionalization の重視の傾向によるもの、「法と政治」分離、(4)「法的伝統」の存在を認めようとするもの、「法の歴史と法の理論」の対立、(5)法と社会、資本主義、政治主義、社会主義の発展が語られるなどである。(6)法的問題が何故次の段階へ移行したかの説明がなされない。

（3） 用ひるべきは、The Scope and Purpose of Sociological Jurisprudence, 24 HARV. L. REV. L. 59 (1911); The End of Law as Developed in Legal Rules and Doctrines, 27 HARV. L. REV. 195 (1914); The Economic Interpretation of the Law of Torts, 53 HARV. L. REV. 365 (1940) によると、

(1) R. POUND, LAW AND MORALS, at 30, 31 (1926).

(2) Id., at 34

(3) Id., at 31.

(4) Pound, op. cit., 27 HARV. L. REV., at 221.

(5) R. POUND, LAW AND MORALS, at 34.

(6) Id., at 31.

(7) Id., at 31.

(8) Pound, 27 HARV. L. REV., at 225.

(9) R. POUND, LAW AND MORALS, at 38.

(10) R. POUND, THE SPIRIT OF THE COMMON LAW, at 190, 185-189 (1921).

(11) R. POUND, CONTEMPORARY JURISTIC THEORY, at 58-59 (1940).

(12) Pound, 27 HARV. L. REV., at 226.

(22) Id., at 225.

「 やは、「[〇世紀前半の文脈で、]ペウンドは、いかなる道徳的価値を「利益」へつて、とりわけ、「社会的利益」として認識していたのであるうか。

ペウンドは、まあ、イギリスに学びつい、利益を、個人的、公的、社会的の三つに区別す。

「個人的利益とは、個人生活に直ちに関わる、又は、個人生活の名のもとになされる請求、要求、欲求である。公的利益とは、政治的に組織された社会での生活に関連して、又は、かかる社会組織の名のもとになされる請求、要求、欲求である。以上は、法的実体あるものと考えられてくる。政治的に組織された社会の請求として扱われてゐる。社会的利益は、文化的社会における社会生活に伴う、又は、かかる生活の名のもとになされる請求、要求、欲求である。これを社会集団全体の請求とみても奇異ではない」。<sup>(1)</sup>

最も重要な「社会的利益」には、六つのグループがある。即ち、

「第一に、一般的の安全性をあげる」ことができる。文化的社会の存在を脅かす行動等に対し安全たることを求める文化的社会の請求又は要求である。この最も重要な社会的利益は、次のものを含んでいる。(1)平和と秩序。法的認識をうけぬぐえ第一の利益である。(2)一般的健康。保健関係立法によるこの利益の認識については、一世代前には実証主義者により反対されていた。(3)所有の安全。(4)取引の安全。……

第二に、社会的諸制度の安全である。家庭、宗教、政治に関する文化的社会の基本的諸制度の機能を脅かし、妨げる諸活動に対し、安全を求める文化的社会の請求、要求である。

第三に、社会的資源の保守をあげえよう。つまり、文化的な社会は、文化的人間の存在のための自然的資源とかかる社会での人間の要求を充足する手段が浪費されないこと、そしてまた、それらの享受の態様が人間の目的に対してもっととも広範囲に、もつとも多くの利益を生むように利用されることを請求・要求しているのである。……

第四に、一般的道徳がある。つまり、その時代に文化的な社会に住む人間一般の道徳的感情を損うような諸活動かの安全であることを求める文化的な社会の請求・要求である。原始社会では、この利益は、宗教の組織化により実現されていたのが、やがて、法がこれにかわっている。今日、我々の法上、軽罪に関するコモン・ロー、多数の法定犯罪の規定、反道徳的傾向のある事物に反対するバーリック・ポリシーの理論により実現されている。

第五に、一般的進歩に対する利益 (the interest in general progress) がある。文化的な社会の経済的、政治的、文化的な進歩を妨げる諸活動等からの安全を求める請求・要求であり、また、可能な限り個人の行動をかかる形態の進歩に貢献するようにしていくことを求める請求である。法は、この利益を完全に認知するようになってしまっている。

第六として、最後に、個人の人間的生活に対する社会的利益をあげることができよう。各個人が、文化的な社会内で社会の基準に見合った人間的生活を送ることができ、また、各個人がかかる生活を送る可能性に干渉する諸活動等に対して安全であることを求める、文化的な社会の請求・要求である<sup>(2)</sup>。

「一般的道徳に対する社会的利益」については、ペウンドは、別に、「我々の法上、dishonesty, corruption, gambling やその他反道徳的傾向をもつた事物に反対するポリシー」、一般的道徳に対する継続的な脅威や nuisances として取り扱うべし……により認められている。また、衡平法上、救済を求める者はクリーン・ハンドでなければ

ならないといふ法格論にいれを取る由ないがどうか」と付け加へてゐる。<sup>(3)</sup>

ハウシェは、右の社会的利益論が時代の変化にも拘わらず固定化するのを警戒して、「堅固に維持されても、道徳の理念は、やがて社会的経済的な条件の変化から生じる理念や新しい宗教的、哲学的見解と一致しなくなる。その場合、我々は、一般的道徳に対する社会的利益と一般的進歩に対する社会的利益に(4)、自由な討論を行うペラボリシードをとりつゝ衡量しなければならぬ」としている(因みに、「自由な批判」「意見の自由」は、「一般的進歩」のへむ「政治的進歩」に対する「反対」の形で譲知されるべきだ)。

(一) Pound, A Survey of Social Interests, 57 HARV. L. REV. 1, 1-2 (1943).

(二) R. Pound, THE SPIRIT OF THE COMMON LAW, at 209-210 (1921).

(三) Pound, op. cit., 57 HARV. L. REV., at 25-26.

(4) Id., at 26.

(5) 『JURISPRUDENCE』、ペルハムの著者の標題の欄田の1題として、R. POUND, OUTLINES OF LECTURES ON JURISPRUDENCE, at 94-114 (5 th. ed., 1943).

(6) 『社会的利権論』<sup>(5)</sup> see, Pound, Legislation as a Social Function; in, PUBLICATIONS OF THE AMERICAN SOCIOLOGICAL SOCIETY, VOL. III, at 148 ff. (1912). 個人的利権の分析<sup>(6)</sup> see, Pound, Interests of Personality, 28 HARV. L. REV. 343, 445 (1915).

III ハウシェの「社会的利権」の任務は、人間の欲求を、他の欲求の最小の犠牲で最大限に充足せしむる人間的利権の組織化」であった(③) 参照)。されば、右の「社会的利権」論は則して述べる、次のようになる。

「具体的当事者の請求を人間一般の個人的請求として一般化し、これを一定の時間と場所における文化的社会の生活に伴う一般的請求と照らしあわせ、最小の犠牲によりこれらの社会的利益の最大限の実現をするよう努めることである<sup>(1)</sup>」。

つまり、個人的利益も、社会的利益に還元して衡量するところに、新しい正義観念を見い出しているのである。<sup>(2)</sup>即ち、

「現代の司法の思想は、個人的利益は社会的利益でもある限度でのみ、また、そうであるが故に法により保障されるという命題から出発しなければならない。個人の利益を保障することが一般的安全、諸制度の安全、そして個人の道徳的、社会的生活一般に役立つ限度で、社会的利益もあるといえる。個人の利益と社会の利益は別個のものであるが、法は、社会的制度のひとつであって、個人的利益の保障が社会的利益となるが故に、かかる保障を行うのである。それ故、個人は、自己の個人的利益が社会的利益と衝突するとき、なんらかさらに重要な社会的利益があること、つまり、個人的利益と衝突する社会的利益を上回る社会的利益のあることを証明できなければ、この個人的利益を主張しない」<sup>(3)</sup>。

ペウンドは、これを、「社会的効利性の原理 (principles of social utility)」の実現としている。<sup>(4)</sup>また、ペウンドは、かかる原理を適用する解釈方法を「社会工学的解釈 (engineering interpretation)」<sup>(5)</sup>と名付けていた。

その具体例として、我々は、「契約の自由」の法的制限に関するペウンドの正当化理論をみておこう。ペウンドは、鉱山会社が、会社経営店での商品券により給料を支払うことを禁止する立法を、契約の自由に反し違憲とした

判決について、次のように述べてゐる。すな、鉱山經營者と炭鉱夫をそれぞれ「抽象的個人」としてみると、「立法による制約は、自由な個人の自己主張の最大限化には役に立たない」が故に、自然権に対する正当性なき干渉といふ。しかし、

「個人の道徳的、社会的生活に対する社会の利益、社会に現存する具体的個人の人間生活に対する社会の利益に立って考えてみると、經營者に対し、給与を現金で支払うように命令することは、彼の全人間的生活に対する重大な干渉でもないし、人間的尊厳の侵害でもない。他方、そうした制限を課すことや、我々は、使用人の人間的尊厳を確保し、文化的社会における人間生活を送ることを可能ならしめるのである。……現に使用する基準は、ウイリアム・ジヨームズの提案したものである。——『この貧しい世界では、全ての要求を同時に充足する』とはできないのである』から、我々の目的は、『他の要求の最小の犠牲において最大多数の要求を充足する』にある。他人の利益の最小の犠牲で、多数の利益、最大の利益の確保をすると、『社会功利主義的基準（Social-utilitarian criterion）』によつて判断すれば、契約の自由に対する制約は正当化される<sup>(6)</sup>』。

以上のようにして、ペウンドは、「文化」の理想としての「法的公理」と、そのより具体的で、かつ、ダイナミックに流動する「社会的利権」と、われ、「一般的道德」に対する「社会的利権」と、「法と道德」の一致を確保する動的な概念装置として用意したのである。

(一) Pound, The Theory of Judicial Decision, III., 36 HARV. L. REV. 940, 955 (1923).

(二) Pound, A Survey of Social Interests, 57 HARV. L. REV. 1, 3 (1943).

(22) Pound, Justice According to Law, III., 14 COL. L. REV. 103, 119 (1914).

(24) Pound, op. cit., 36 HARV. L. REV., at 955.

(25) R. POUND, THE SPIRIT OF THE COMMON LAW, at 195 (1921).

(26) Id., at 199.

#### ②法規範と道徳の接点——不作為の法的責任

「ペカノムの「瓶の道徳」一致論の今ひとつの側面が、法規範 (legal precepts) の中に道徳的価値を攝取して一定の統一性・確実性・安定性を与へる所にある。謂はば、法規範を構成する諸概念を「法と道徳」一致のための静態的装置としてみるとことであらう。ペカノムは、法規範と道徳とのかかる一致の接点を、また、「法的基準 (legal standards)」と求めていらる。要する

「administration of justice のかなりの部分が、法的基準を通して行なわれており、その部分は更に拡大しつゝある。」(26)この基準は、自然法理論を通して、道徳が法に注入された段階で、法上登場してきたものである。」(27)これらの法的基準は、人間行動及び企業行動と関わるものであるので、かなり道徳的要素を含んでいる。過失法における due care の基準、公正な競争についての基準、受託者の公正な活動についての基準、特定の取引における善意を要求するローマ法的基準、慎重かつ勤勉な人で成年に達している者が上述の各状況のもとでいかに行動するのかに關するローマ法の基準など全てが、公正さと合理性の理念を伴つてゐる。更に、道徳的規範全てと同様に、これらの法的基準は、適用が個別化されてしまう。抽象的に觀察された事実の類型に機械的に適用されねりいがな。

各事件の事情に応じて適用され、また、広い範囲にわたり、何が正義で公正かの直觀を通して適用せねる。この直觀的適用は、問題となっている行動の各要素についての道徳的判断を伴つてゐる<sup>(1)</sup>。

(一) R. POUND, LAW AND MORALS, at 56-57 (1926).

二 そこで、我々は、次に、道徳的規範が法的義務=行動の「法的基準」に吸収されるべき例としてペウンドが掲示している不作為の法的責任についてみておこう。ペウンドは、この問題について、次のように議論をしている。

則べ、

「例えば、故意のかつ道徳的に免責できない他人の不作為に明らかに起因する損害を例にしよう。二人の間に人間であるといふ以外に関係の存在しない例を想定しよう。一方が溺れており、他方がすぐ近くでロープを手にしたまま何もしなかつた場合、ほとんど危険なしに行動しえたのに土手にすわり煙草をすつていた場合、法は責任を課すことを拒否している。エイヌのいうように、『彼は危機に瀕している人から何かをとりあげたのではなく、單に第三者に利便を提供しなかつただけである。……法は、人間の間で積極的な慈善を行うことを強制しない。good Samaritan たるか否かは、各人の良心に任せている』。

この場合、法を躊躇させる困難さとは何か。証明の困難が、ある程度存在する。我々は、責任ありと考えてふね者が緊急の事態のため動転していたのではないことを確認しなければならない。また、行為をしなかつた側の者は、救済をうけなかつた側の者の主張に対し衡量するべき主張を行うかもしれない。かくして、good Samaritan の事件では、priest や Levite も、日没前に宿につかず途中を歩いていれば強盗にあうおそれがあるところ、good

cause があつたかもしないのである。まだ、場合により、誰に good Samaritan たる法的義務が課せられるべきか判断するのが困難となるべく。John Doe が救い手がなく飢え死にしようとしているとき、ヘンリー・フォードを訴えるのか、シモン・D・ロックハートを訴えるのか。だが、運動の得意な若者がロープと生命綱を手元に持つているのに、川の土手の公園のベンチにすわったまま、子供が溺れるのを見ていた場合には、かかる困難は生じまい。しかし、なお法は、区別しようとする。だが、実際的困難は必ずしも当然に区別の妨げとはなるまい。先にあげた例では、道徳的原理を法上認識することを妨げ、あるいは、これを実効あらしめるための適切な法的ルールを形成することを妨げる固有の障害物はない。現に、最近のアメリカ判例上も、この方向への動きがみられる。法と道徳との対立が、本件事例の如き場合の道徳的側面を無視することを正当化するまで押し進められるとすれば、これを否定しなければならない<sup>(2)</sup>。

(a) R. POUND, LAW AND MORALS, at 67-69 (1926).

### ②法規範の構造

——最後に、我々は、ペウンドの法規範の構造をみておきたい。まず、ペウンドの「法 (law)」の定義をみておこう。ペウンドは、「法」とは、次の三つの要素の統合概念であるとしている。

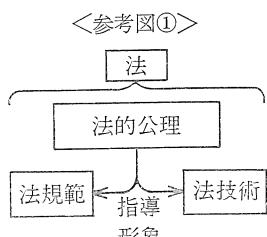
「(1)多かれ少なかれ内容の確定されている無数の法規範。」  
「(2)法規範がいかに解釈、適用されるべきか、また、各事件がいかに判断されるべきかに關する伝統的理念の集合体、及び、法規範の発展・適用に關する伝統的技術、つまり、法規範の不足を補う、

拡張し、制約し、かくし、「administration of justice」の必要と調和させる技術である。(3)法の目的、及び法の目的に照らして法規範はいかにあるべきなのかに関する哲学的、政治的、倫理的理念全体。これらは、意識的・無意識的に形成、信奉されているものであり、また、この理念全体との関わりで、法規範、また、法規範の適用・判断に関する伝統的理念、伝統的技術が不斷に再形成され、新しい実質、新しい適用をもたらしているのである」。

法規範については、次にふれるが、(2)にいう法技術について補っておこう。かかる技術として、ペウンドは、例えは、一九世紀自然法思想が培った「厳格解釈」論、即ち、「コモン・ローを損うような制定法は厳格に解釈されなければならない」という伝統が入るとしている(前述③④五参照)。また、英米法に特有の先例拘束性の理論も、後述の法規範の一部たる「ルール」や「原理」ではなく、法技術であると位置づけている。即ち、

「司法的判断の伝統的技術なのである。過去の司法的判断を参考しつゝ、判断をするという伝統的技術にすぎない。やうやく、civil law の法曹が、条文を解釈する伝統的技術、また、条文から司法的判断の根拠を展開する伝統的技術を有しているのと同じように、判例集にのった司法部の経験を根拠として特定の事件の判断の根拠を展開する伝統的技術である」。

さて、次に、(3)にいう「法の目的」と「哲学的、政治的、倫理的理念」とは、先述の「文化」の理想たる「法的公理」にあたるのである。こうして、我々は、ペウンドの「法」構造を、参考図①のように理解することができるるのである。つまり、「法的公理」が、指導形象となって、法規範と法技術を規制しているのである。



(1) Pound, The Theory of Judicial Decision, I., 36 HARV. L. REV. 641, 645 (1923).

(2) Id., at 647.

(3) Id., at 648-649.

1) では、固有の法規範の構造について。ペウンドは、法規範を次の五つの要素に分けている。

① 「(狭義の) ルール (rules)」。「これらは、特定詳細な事実状態に対し特定詳細な法的結果を付する規範をいう。特定詳細な事実状態に対し、特定詳細な公務員の行動がなされると、特定の脅威であるともいえる」。<sup>(1)</sup> 例えば、「法は」「約束」は一定の書式をとつて封印されるか、又は「約因」と認むべき相対する約束又は行為義務と交換される場合に、特定の法的結果を与えていたのである。<sup>(2)</sup>

② 「原理 (principles)」。例えば、人は過失によつて生ぜしめた他人への損害を賠償する責任がある、あるいは、人は他人の犠牲で不当に利得しえない等の一般的、抽象的命題として確定されている規範をいう。<sup>(3)</sup>

③ 「法的基準 (legal standard)」。「各々の事件の事情に照らして適用されるべき許容される行為の一般的限界である。いわば、近代法上、法適用の個別化のために主に用いられており、さらに、今後も広い範囲にわたり、個人の行動、企業の行動に適用されていくようになつて行くものである」。<sup>(4)</sup> たゞ、ルールと異なり、適用上、特定の事実・事情を勘案しなければならないのである。「基準には、常に一定の倫理的な特質があり、純粹に道徳的な規範と同じよに、各事情にあわせて適用されるべきものである」。

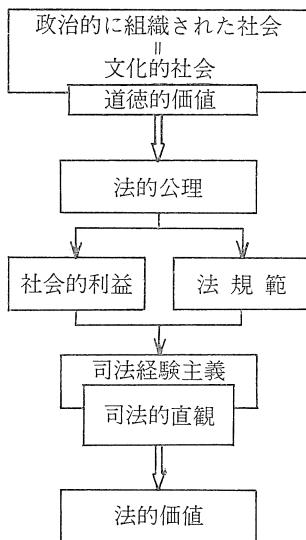
④ 「概念 (conceptions)」。「概念とは、取引、事例、事実状態の類型、種類を明らかにしている権威的範疇を憲法と「法と道徳」論——ニーウォーキンの研究(下) 渡辺

じや。概念に據り、ルール、原理、基準が適用可能となる。主に、法学教師・学者の仕事にならぬものやある。立法上、定式化されねばあまつた」。<sup>(5)</sup>

④「法理論 (doctrines)」<sup>o</sup> 「法理論とは、特定の事実状態、事件類型、法的秩序の諸領域をあわせて大系的に組み合わせて、論理的に相互に連関する構造」と仕上げたものである。この構造とその論理的な意義に基づいて、「論証がすやすべれのやある」。但し、主に学者が形成するものであつて、「形式的權威」はない。<sup>(6)</sup>

- (1) Pound, Hierarchy of Sources and Forms in Different Systems of Law, 7 TULANE L. REV. 475, 482 (1933).
  - (2) Pound, The Theory of Judicial Decision, I., 36 HARV. L. REV. 641, 645 (1923).
  - (3) Pound, op. cit., 7 TULANE L. REV. at 483; op. cit., 36 HARV. L. REV., at 646.
  - (4) Pound, op. cit., 7 TULANE L. REV., at 485.
  - (5) Id., at 484.
  - (6) Id., at 485.
- II ルール、ペウハム等、やがて、「法的公理」により「文化的社会」の基本的理想的を確定し、一方で、動態的概念の「社会的利益」による社会的具体的・個別的道徳的価値、そして、その変化を吸収する用意を整えてくる。他方で、「法的基準」が、道徳的義務を確定的な法的義務として提示し、また、「原理」から「ルール」又は「基準」を抽出する際に、「社会的利益」を考慮するものとしてくる。このようにして、「法」の運用・解釈上、「法と道徳」一致が担保される所へ、構造化したのである。以上のペウハムの理論を図式化すると、参考図②のようだ。

<参考図②>



(5) 総括——現代的「法的公理」と「道義性」を求めて

——我々は、最後に、ドゥオーキンの自然法主義の意義について、総括しておきたい。まず、アメリカ法思想史上的系譜、という広いベースペクトライブに立ったとき、我々は、次のように考えている。

まず、プロセス法学は、パウンド理論の繼承者としての役割を果たしている。

第一に、「組織された社会」(organized society)<sup>(1)</sup>が担うべき問題とは、「共同生活に必要な条件の設定、維持、完全化をはかり、人間の完全な発展を求める」とし、共同生活の果たすべき役割を完遂せしめること」とする認識は、パウンド理論の「文化」概念の繼承といふ。

第一に、「法的公理」にまとめられた「自由」原理は、「機会の平等」の保障という修正を受けつつ、基本的に憲法と「法と道徳」論——ドゥオーキンの研究(下) 渡辺

維持せられてゐる（前述⑩⑪参照）。

第三に、プロセス法学の「法と道徳」一致論に立脚してゐる。つまり、社会的諸問題・諸紛争の処理について、プロセス法学は、the principle of institutional settlement を従う。<sup>(3)</sup>かかる問題処理（settlement）を行ふ場合、「法と道徳」の峻別は、不必要的である。則ち、前述引用のように、ホームズの「法と道徳」分離論を批判した後（①②⑥）参考）次のように述べてゐる。

「既存の問題処理を修正し、又は、以前には未処理の事項について問題処理を行うことが問題となつてゐるときには、法と道徳は、異なる関係に入る。」<sup>(4)</sup>の場合、決定形成者が諸目的とこれを促進する可能性のある諸手段とを評価するのを助ける上で、an ethics of a different order が必要不可欠の役割を果たすことは、明白ではないであらうか。かかる文脈では、法と道徳の間に厳格・堅固な境界線を引くことが不可能であることは、明白ではなからうか。

第四に、プロセス法学の法規範の構造は、パウンドからの繼承してゐる。則ち、プロセス法学は、「ルール」「基準」「原理」の他に「政策（policy）」を付け加えている。また、「ルール」とは、「適用上、一定の物理的又は精神的事象の発生又は不発生——つまり、事実の確定以上の中のものを必要としない法的命令」であり、例えば、州法による速度制限の命令である。<sup>(5)</sup>「基準」とは、「不合理な速度」で走ることの禁止、reckless、「一般的に公正で平衡」などを定める規定をいい。つまり、「ルールと異なり、基準の適用には、物理的又は精神的事象の発生、不発生のみを決定する以上のものが必要である。特定の事件で発生したとの質又は傾向を、同様のシチュエー

ンヨンにおける事象の発生の質又は傾向と考えられているものと比較する」とを必要とする。基準の広義における定義は以下の通りである。特定のシテューションが発生したこと、発生しつつあることとの認定に加えて、そうした発生を、ありうべき結果、道徳的正当化その他の一般的人間的経験の視点から質的に評価することによってのみ、適用が可能となる法的命令である<sup>(6)</sup>。次に、「原理」とは、達成されるべき目的とその理由の叙述を含むものとされ、「政策」とは、達成されるべき目的のみとり出したものをいう。いずれも抽象化されており、物理的又は精神的事象の発生、不発生若しくはその質的評価は伴わないものとされている<sup>(7)</sup>。

則ち、プロセス法学は、パウンド理論と同様に、「基準」・「原理」・「政策」の確定・適用を通して、道徳的価値が法的価値に吸収される構造を有しているのである。

第五に、「組織された社会」の目的は、「正当な人間の欲求の全体的充足を最大限にすること」、そのローラリーとして現在利用できる利益を現存集団に公正に分配する」と置き、パウンドの「社会的効利性の原則」を継受している。

以上の点に加えて、パウンドの「人間の努力の有効性・効率性に対する確信」論、「法的秩序」論、法の科学化論をも受け継いでいるのである（前述④①八参照）。かかる意味で、プロセス法学は、パウンド理論の思想史上の繼承者であると我々は考えてよい。

- (一) HART / SACKS, at 114.
- (二) HART / SACKS, at 110.

- (3) HART / SACKS, at 4.
- (4) HART / SACKS, at 120.
- (5) HART / SACKS, at 155.
- (6) HART / SACKS, at 157.
- (7) HART / SACKS, at 159.

「」次に、既述の如く(四三七参照)、我々は、「ドゥオーキンの「平等」処遇原理が、ハートの「平等」原理とともに、プロセス法学の「平等」原理の修正であると考えてゐる。この意味で、110の理論が、かなりの親近性をもつものであり、従つてまだ、プロセス法学を通じて、ドゥオーキン理論はペウンド理論にも親しむものと考えられ。

のみならず、ドゥオーキン理論は、また、裁判官への信頼、「政治的道徳」実現の場としての裁判所＝「フォーム」論を前提とし、「法」の底辺にある「政治秩序」における「平等」処遇原理を実現することを法の任務としている。「裁判」における「内在的理義」は、この関数としての「平等」論の実現にあり、「政治秩序」の目的は、「完全に正義であり、効果的なシステム」となる「外在的理義」の実現にあるとしていた。つまり、ドゥオーキンの自然法主義の理論構造に限るならば、ペウンド理論の構造との親近性が読みとれるのである。ドゥオーキンの「平等」処遇の原理は、現代的な「政治秩序」乃至「政治的に組織された社会」の「法的公理」のひとつ位置づけられる。ペウンドが、主として「自由」原理に重きを置いたのに対し、ドゥオーキンが政府による「平等」の確

保に重きを置いたのは、社会に内在する道徳的価値の時代的変化を反映したものとみることができる。

以上、我々は、理論の歴史的系譜という観点からは、パウンド理論→プロセス法学→自然法主義理論という連續性があると評価している。

三 転じて、ドゥオーキンの自然法主義の理論と構造には、固有の弱点乃至限界があつたことを、今一度、ふりかえっておこう。則ち、①道徳的価値は、条文の open texture の補充に利用されるのにどまるのか、明文規定を unjust とするものか不明であること（道徳的価値絶対主義をとるのか否か不明であること）、②抽象的意思基準論に立つて法実証主義的である側面と、法=事実とする法現実主義的側面が混在していること、③「平等」処遇原理は三つの解釈モデルがあり、選択の基準のないこと、④一方では、主として、裁判官信頼論に立ちつつ、他方では、裁判官への不信を制度的にのみ処理しようとしていること、⑤道徳的価値乃至「政治的道徳」の存在被拘束性を欠き、従来の自然法理論上、もつとも脆弱な価値構造論となっていること、⑥道徳の個人相対主義に立つてのこと、等である。

四 では、こうした法思想史の系譜と理論上の弱点をみると、我々は、冒頭「はじめに」で述べた方法論の混在を克服していく方向を何処に求められるのであらうか。この点について、我々は、現代的な「政治的に組織された社会」に内在する現代的「法的公理」を再発見すること、現代「文化」の「理想」を探求し、これらを法的価値へと転換していくことが必要ではないかと考えている。則ち、社会学的法学の現代的再生が、二一世紀を展望する新たなる総合法學を用意するのではないか、というのが我々の判断である。

五 しかし、最後に、「法と道德」論における「道德」の意味についておきたい。ハートは、全ての非法的なルールを以て「道德のルール」と定義する方法をとる<sup>(1)</sup>が、共同生活体の存在に不可欠の「道德の義務」の裏付けのあるもののみ、「道德のルール」として理解している。「義務の一次規範」は、「特定の社会で広く共有されてゐる行動の基準」である“conventional” moralityをいう。個人が他人との共有なしに自己の良心と生活を規律する道德、道德の「私的側面」は除外されるのである。社会的に、「公正」が問題とされるのは、「個人の集団(classes of individual)」が遭遇される方法」に関する場合であり、「一人の個人の行動」ではないのである<sup>(5)</sup>。他面で、道徳的義務は、「道徳的理屈」<sup>(6)</sup>を含むぐやかのやうなものである。つまり、bravery, charity, benevolence, patience, chastity, temperance, consciousness<sup>(7)</sup>が、「道徳的義務」には属さないのである。

同時に、「道徳的義務」は、ルールとして維持するに足りる「重要性」がなければならぬ。何故なら、ハートによると、「道徳的義務」として認められるには、これに抗する強い感情を押えて維持され、また、個人的利益をかなり犠牲にしても維持されるものであるといふ。社会一般に教育・伝達されるほどに強い社会的圧力を背景にしているものであるといふ、「道徳的基準が一般に accept されたならば、個人生活に深刻で重大な破壊的变化を生じる」ものであることが必要だからである。

かくして、道徳的価値の最低限の条件とは、「社会の有する社会的道德」中、「社会の存続に本質的な」義務をいふのである。則ち、「社会生活にとって必要である」とが明白なルールとして、暴力の自由な行使を禁止又は少

くとも制限するルール、他人との関係において一定形態の正直さと真実さを求めるルール、物の破壊を禁止するルール、他人から物を盗むことを禁止するルールなどである<sup>(8)</sup>。従つて、法が存在するとすれば、これらの道徳的ルールは、法的ルールとして必ず存在していかなければならないのである<sup>(9)</sup>。

ところで、ジエローム・フランクもまた、法現実主義批判をうけた後に、一九四八年に至つて、「私は、今日、現代文化の基礎として、トマス・アクィナスの述べた如き人間行動に關わる自然法の基本原理を採用することを然るべき人がいかにしたら拒否できるのか、理解できない。アクィナスは、次のような主要な原理があるとしている。共通善の追求、他人に対する加害の回避、各人に各人のものを与えることである。また、二次的原理として若干のものが存在している。殺人の禁止、盜みの禁止、信託されて預った物を返還することである」<sup>(10)</sup>。

こうして、フランクもハートも、広義の社会的道徳の中から、人間の存在と人間の共同生活に本質的に關わる重要性のあるものと法規範・法的義務との一致を論じていたのである。則ち、「道徳」のうち固有の重要性のある「道義」を問題にしていたのである。

最後に、我々の展望を反復しよう。現代的な「政治的に組織された社会」における「道義」としての現代的「法的公理」を確定し、現代的条件に適合するように「法」をこれと一致させていくことが、今、必要とされている、と我々は考えている。これが、我々の得た基本的視座である。

(1) THE CONCEPT OF LAW, at 166.

(2) Id., at 163,165, 176.

- (∞) Id., at 165.
- (4) Id., at 179-180.
- (5) Id., at 154.
- (6) Id., at 177-178.
- (7) Id., at 169.
- (∞) Id., at 167.
- (8) Id., at 168.

(Ω) J. FRANK, LAW AND THE MODERN MIND, (1930), Preface to Sixth Printing, XX (1948).

### 終わり——研究の出発

以上、我々は、社会学的法学の復活に新しい総合法学の展望を見出そうとしているが、かかる視座が真に妥当か否か検討する上で、残された課題が多い。

第一に、本稿の対象とした①②論文固有の論理構造が、TAKING RIGHTS SERIOUSLY (1978), A MATTER OF PRINCIPLE (1985) 等、デウオーキンの他の論文の論理構造といふ整合性があるのか、検証しなければならない。

第二に、デウオーキンの自然法主義理論はじめ憲法的自然法理論には、一定の建設の芽がありつつある、なお理論的弱点が多い。しかし、既に、タショネットの代表するニヒリズム的クリティカル・リーガル・スタディーズ理論<sup>(1)</sup>が登場してきているため、これをどう克服するかもあわせて問題とされなければならない。

第三に、デウオーキン理論の底辺にあるプロセス法学<sup>(2)</sup>、110の方向から重大な脅威にさらわれてゐるとい

は、世界経済の成長は限界に達しつつあり、一九七〇年代にピークに達して以降、徐々に生産は縮小していくと主張する「成長限界」論の登場である。<sup>(2)</sup> プロセス法学は、社会的「ペイ」拡大論を前提とするが故に、財の分配に楽観的でありえ、「生活の非物質的充足のほとんど」に関する供給の潜在力は、無制限である。従って、分配に関する問題は、現実的問題は全く存在しない」とさえ断言したのである。<sup>(3)</sup> その基礎が、今、崩されそうとしている。次に、形而下的ユートピア理論<sup>(4)</sup>に立つクリティカル・リーガル・スタディーズ論者であるケネディは、プロセス法学の前提となる社会モデルを“individualistic, rule-oriented, market-oriented”と規定し、これに対し、“altruistic, collectivistic, standard-oriented, sharing”モデルを対置してい。<sup>(5)</sup> ハのモデルは、一定の outcome の「平等」分配をも予定している。新マルクス主義法学の側からの建設への提言ともいえるだけに、注目しなければならぬ。<sup>(6)</sup>

以上、クリティカル・リーガル・スタディーズの登場により、新たに形成されたある対抗軸がどのように推移していくのか、今後、注意深く見守る必要がある。

第四に、以上のアメリカ法学固有の課題を離れて、次に、我々の得た基本的視座——現代的な「政治的に組織された社会」における「道義性」＝「法的公理」と法との一致——が、世紀末日本法学に何等か意味を有しうるのか否か検討しなければならない。

そして、最後に、我々の最大の関心事である日本の刑事訴訟法解釈にかかる視座が意義あるのか否かの吟味が、課題として残されている。

本稿は、以上の数多くの課題へ進んでから、われらが第一歩やしかな。帰国後、やむと時間をかねて、これらに課題として挑戦をやめたところである。

- (一) Tushnet, Truth, Justice, and the American Way: An Interpretation of Public Law Scholarship in the Seventies, 57 TEX. L. REV. 1307 (1979).

- (二) L. R. BROWN / P. SHAW, SIX STEPS TO A SUSTAINABLE SOCIETY (1982).

- (三) HART / SACKS, at 112.

- (四) Schwartz, With Gun and Camera Through Darkest CLS-Land, 36 STAN. L. REV. 413, 418-440 (1984).

- (五) Kennedy, Form and Substance in Private Law Adjudication, 89 HARV. L. REV. 1667, 1713-1722 (1976).

- (六) テニカス・エクス・リガードの標題について、Tushnet, Marxism and Law, in: B. OLLMAN / E. VERNOFF, ed., THE LEFT ACADEMY, VOL. II, 155 (1984).

―― 本稿は、ノーネル大学ロー・スクールにおける講義等で学習していく準備したもののである。我々未熟なる新手たる者、ムーアオーキン教授の如き先達の慈味豊かな論文を、自己のものある知識を用いて、やめるだけ深く、やじろ、広く耕してみる試みはどう勉強にならないとはない。しかし、その作業にあたり、よき師の指導を受けることがやむを得ないが、かけがえのないものである。誠に幸いなりむが、我々は、ノーネル大学で、次の諸先生方よりお教えを頂くこととなりたのである。

“ウオーキン”、“トマス・トマス”、“ローマン”の理論一般については、ヒュアンズ教授の講義で学ばねばならぬ (David B. Lyons; Law, Society, and Morality, 1986' Spring Term)。法現実主義については、

「チンスン教授の講義」(Dennis J. Hutchinson; American Legal History, 1986' Spring Term), 「ロヤベ法学の現代的意義」(ローリー・ハッチンソン教授の講義) (Jame A. Henderson, Legal Process, 1986' Spring Term), やれぞれお教え頂いた。また、社会学的法学、プロセス法学、法現実主義、クリティカル・リーガル・スタディーズ、エシカル・オーキン理論の相互関係について、サマース教授 (Robert S. Summers), ベズグッズ教授 (Russell King Osgood) が、個人的に御示唆を頂いた。最後に、②論文について、トマソス教授の「ナードの緻密な分析から多くのことを身につけた」と評された他 (Contemporary Legal Theory 1986' Spring Term), 同教授には、「法と道徳」論の万般にわたり質疑等を通して、お教え頂いた。以上、福山、感謝申上申だ。

(一九八六年五月一〇日、ハーバード大学ロー・スクール図書館にて脱稿)